

第5期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画
素案
令和8年度～令和12年度

令和7年12月

佐賀市・佐賀市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	6
4. 計画の策定体制	6
5. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割	7
第2章 佐賀市の地域福祉をめぐる状況	9
1. 統計	9
2. アンケート結果	21
3. まとめ	45
第3章 計画の基本理念と基本目標	48
1. 計画の基本理念	49
2. 計画の基本目標	51
3. 計画の体系（案）	54
4. 重点取組	55
第4章 施策の展開	60
基本目標1 地域福祉の意識づくりと担い手育成	60
基本目標2 地域のつながりの再構築と支え合いの創出	70
基本目標3 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化	78
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり	87
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	95
1. 計画の趣旨	95
2. 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制	96
3. 成果目標	104
第6章 計画の推進	106
1. 計画の推進体制	107
2. 計画の進行管理	108
3. 計画推進に向けて	110

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画策定体制
5. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の経緯・目的

急速な少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、地域社会の課題は複雑化・複合化しています。従来の縦割りの福祉制度では対応が困難な問題が増えており、制度や分野を超えた包括的な支援体制の構築が必要です。

国では、平成29年の社会福祉法改正で市町村に包括的な支援体制整備を努力義務化し、令和2年に重層的支援体制整備事業を創設しました。令和6年1月には認知症基本法が施行され、地域共生社会実現に向けた動きが本格化しています。

本市でも人口減少・高齢化の進行、世帯構造の変化により、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、孤立・孤独の問題も顕在化しています。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、地域住民、関係機関・団体、行政等が連携・協働して地域福祉を推進するため、「第5期佐賀市地域福祉計画」を策定します。

また、佐賀市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することにより、計画の実効性を高め、公民協働による地域福祉を展開していきます。



(2) 地域福祉をめぐる動向

国においては、地域福祉の推進に向けて法制度や制度の整備が進められてきました。平成28年7月には厚生労働省に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、「地域共生社会」が福祉改革の基本コンセプトとして位置づけられました。

平成29年の社会福祉法改正（平成30年4月施行）により、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置づけられ、市町村の計画策定が努力義務とされました。令和3年には「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的な支援体制の構築が本格化しています。

さらに、令和4年には障害者総合支援法や児童福祉法等の改正、こども家庭庁設置法・こども基本法が成立し、令和5年4月にはこども家庭庁が設置されました。令和6年1月には認知症基本法が施行され、共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。

これらにより、従来の縦割り制度を超えた包括的な支援ができる体制が整えられ、こどもから高齢者まで、すべての人が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた動きが本格化しています。

■重層的支援体制整備事業のイメージ



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ・他の計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。主な目的は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局だけでなく、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に実行していくことにあります。

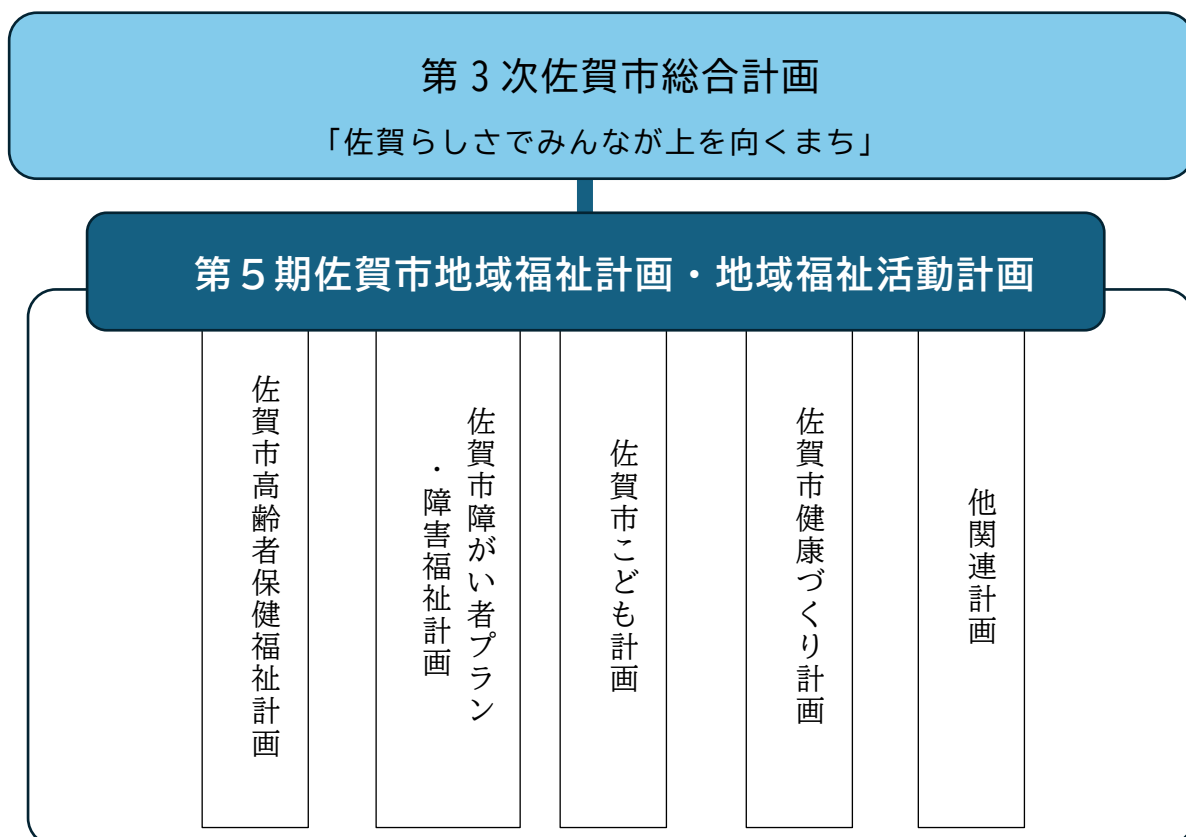
また本計画は、第3次佐賀市総合計画（2025～2040年度）を上位計画とし、その基本理念や目標の実現に向けて、地域福祉の分野における具体的な取組を示す個別計画として位置づけられます。

さらに、本市における各種福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン・障害福祉計画、こども計画、健康づくり計画等）の上位計画として、各分野の福祉施策を横断的に調整し、総合的に推進する役割を担います。

加えて本計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」としての機能も併せ持ち、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築を目指します。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」についても、地域福祉計画と関連が深いと見られ、一体的に策定します。

■計画の位置づけ



(2) 計画と一体的に策定・包含する事項

本計画は、「地域福祉活動計画」や「地方再犯防止推進計画」と一体的に策定されています。また先に説明したように、本計画は、「重層的支援体制整備事業実施計画」としての機能も有しています。

地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、地域福祉計画に基づき社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画となります。住民、地域、福祉サービス事業者、NPO等による主体的な取組と、それを支える社会福祉協議会の活動内容が具体的に記載されており、地域福祉の実現に向けた実践の基盤となるものです。

再犯防止推進計画

地方再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項（都道府県や市町村による計画策定の努力義務）に基づき、策定されるものです。生活上の課題を抱える犯罪をした者等に対し、福祉的支援をはじめとする多様な施策を通じて更生と再犯防止を図り、安全・安心な社会の実現を目指します。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等、多岐にわたり、行政の複数分野にまたがる支援が必要です。これら福祉的施策は地域福祉計画との政策的関連性が深いため、本計画において新たに一体的に策定することとしました。

重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5第1項に基づき、事業の提供体制や実施内容等を定めるものです。第4期地域福祉計画では、「包括的な支援体制の整備」を重点的な取組として位置付けており、本計画においてもその方向性を継承し、引き続き包括的な支援体制の整備を推進するため、今回新たに本計画に包含して策定しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、国の制度改正、社会情勢や市民ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の策定体制

後日記載

5. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりや家族による「自助」、住民同士の支え合いによる「互助」、社会保険制度等による「共助」、行政による「公助」が相互に連携し、補完し合うことが重要です。

自助（個人・家族による助け合い）

個人や家族による助け合い・支え合い（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助（身近な住民同士の支え合い／自発的で制度化されていない助け合い）

身近な人間関係の中での自発的な制度化されていない助け合い・支え合い
（近隣の身近な人や別居する家族等が互いに助け合い、支え合う）

共助（地域全体での助け合い／組織的に協力し合う制度化された助け合い）

地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う制度化された助け合い・支え合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で助け合い、支え合う）

公助（行政による支援）

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え（行政でなければできないことは、行政が公的サービスとして行う）

これら4つの助け合いは、それぞれが独立して機能するのではなく、相互に連携・補完し合うことで、より効果的な地域福祉システムを構築できます。自助・互助で対応できない課題は共助・公助が支え、公助では届きにくい細やかな支援は自助・互助が補完するなど、多層的な支援体制の構築が重要です。

本計画では、これら4つの助け合いがバランスよく機能し、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

第1章 計画の策定にあたって

第 2 章 佐賀市の地域福祉をめぐる状況

1. 統計

2. アンケート結果

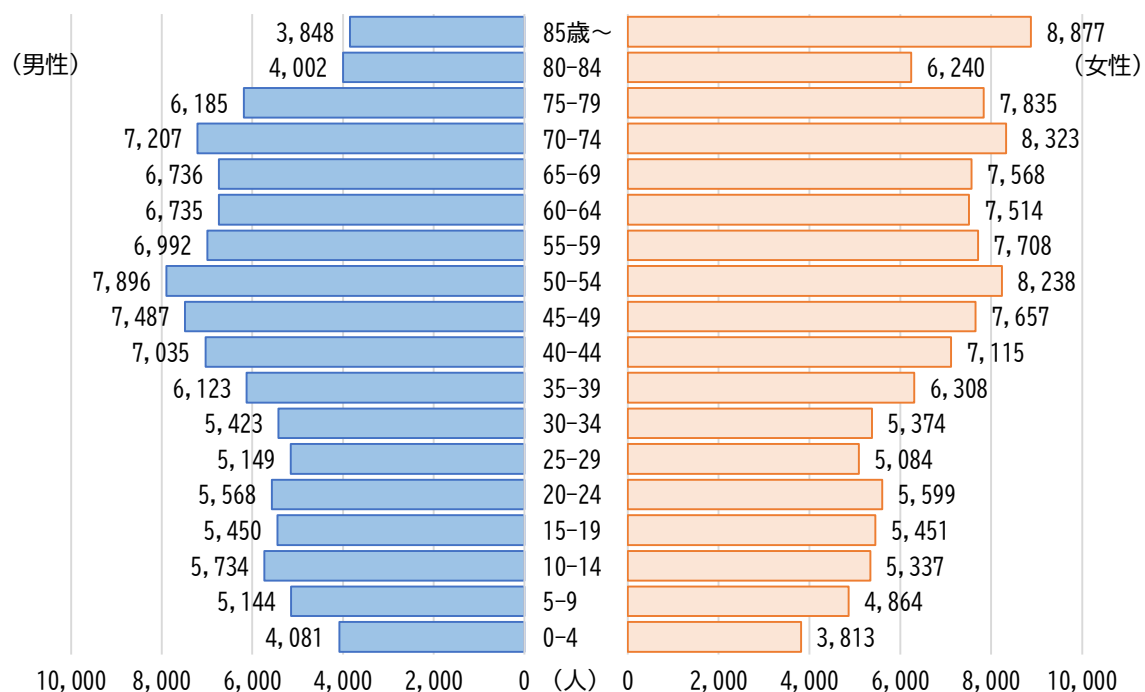
3. まとめ

1. 統計

本市の総人口は令和7年3月31日時点で225,700人であり、そのうち65歳以上の高齢者が66,821人（高齢化率：29.6%）となっています。年齢階層別の人口をみると、男性は50歳～54歳、70歳～74歳の順に多く、女性は85歳以上、70歳～74歳の順に多くなっています。

また、50歳以上の人口と比較して、50歳未満の人口が相対的に少なくなっていることから、今後本市の高齢化はさらに進行していくものと予想されます。

■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和7年3月31日）

校区別で人口をみると、人口が最も多いのが兵庫校区であり、15,157人となっています。一方で、人口が最も少ない校区は北山東部校区であり、344人となっています。

少子高齢化が進む中でも、春日北校区では人口が289人増加しています。一方、北山校区、松梅校区、三瀬校区、富士校区では減少率が非常に高くなっています。

このように、本市の中でも校区別で人口や世帯数の差が大きく、今後もそれぞれの校区の状況に応じた地域福祉のあり方を検討していく必要があります。

また、多くの小学校区で世帯数は増加しているものの、人口は減少している傾向がみられ、単身世帯や小規模世帯の増加が進んでいることが伺えます。

■小学校別人口及び世帯数

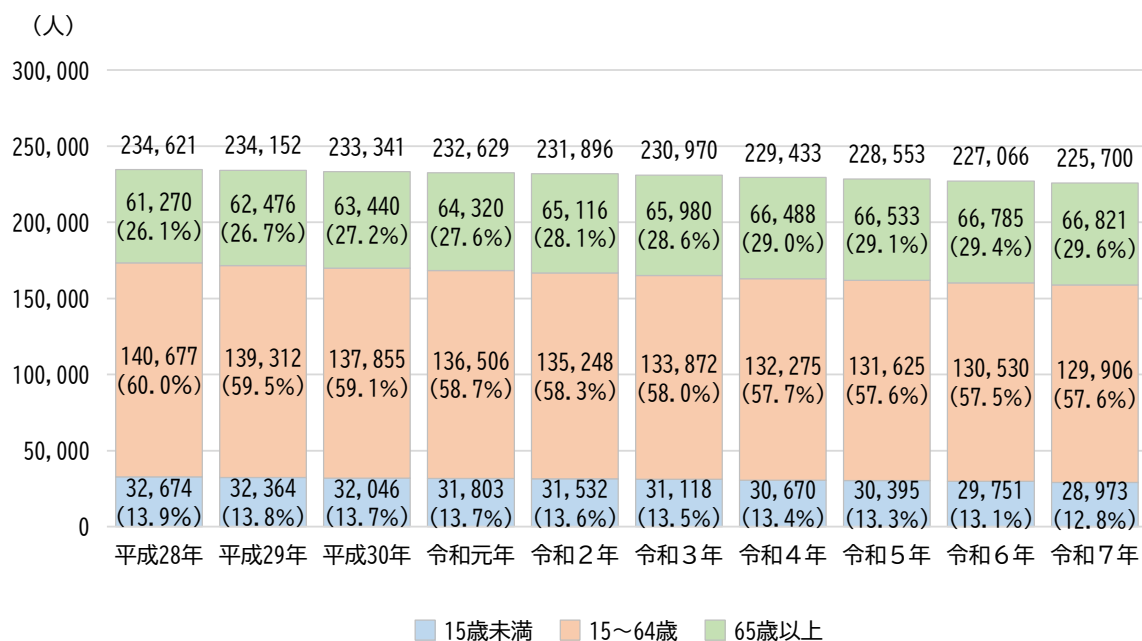
校 区 別	令 和 6 年				令 和 元 年				増 加 数				増加率 (%)	
	世帯数	人 口			世帯数	人 口			世帯数	人 口			世帯数	人 口
		総 数	男	女		総 数	男	女		総 数	男	女		
総 数	104,599	226,719	107,265	119,454	100,830	232,624	109,767	122,857	3,769	△ 5,905	△ 2,502	△ 3,403	3.74	△ 2.54
勸 興	3,570	6,576	3,013	3,563	3,484	6,742	3,110	3,632	86	△ 166	△ 97	△ 69	2.47	△ 2.46
循 誘	4,671	8,674	4,020	4,654	4,496	8,760	4,043	4,717	175	△ 86	△ 23	△ 63	3.89	△ 0.98
日 新	4,671	9,185	4,422	4,763	4,407	9,315	4,382	4,933	264	△ 130	40	△ 170	5.99	△ 1.40
赤 松	3,886	8,116	3,820	4,296	3,843	8,303	3,852	4,451	43	△ 187	△ 32	△ 155	1.12	△ 2.25
神 野	5,724	11,144	5,169	5,975	5,606	11,439	5,271	6,168	118	△ 295	△ 102	△ 193	2.10	△ 2.58
西 与 賀	2,661	5,747	2,652	3,095	2,463	5,656	2,578	3,078	198	91	74	17	8.04	1.61
嘉 瀬	2,209	4,964	2,263	2,701	2,072	4,876	2,250	2,626	137	88	13	75	6.61	1.80
巨 勢	2,469	5,522	2,636	2,886	2,324	5,487	2,610	2,877	145	35	26	9	6.24	0.64
兵 庫	6,694	15,157	7,158	7,999	6,418	15,668	7,398	8,270	276	△ 511	△ 240	△ 271	4.30	△ 3.26
高 木 瀬	6,557	14,250	6,639	7,611	6,169	14,010	6,557	7,453	388	240	82	158	6.29	1.71
北 川 副	5,522	12,345	5,737	6,608	5,406	12,556	5,871	6,685	116	△ 211	△ 134	△ 77	2.15	△ 1.68
本 庄	6,178	12,163	6,019	6,144	5,811	12,127	5,942	6,185	367	36	77	△ 41	6.32	0.30
鍋 島	5,878	12,687	6,073	6,614	5,613	12,980	6,147	6,833	265	△ 293	△ 74	△ 219	4.72	△ 2.26
金 立	2,080	4,365	2,107	2,258	2,046	4,521	2,186	2,335	34	△ 156	△ 79	△ 77	1.66	△ 3.45
久 保 泉	1,774	3,649	1,767	1,882	1,646	3,700	1,763	1,937	128	△ 51	4	△ 55	7.78	△ 1.38
蓮 池	748	1,675	799	876	704	1,749	832	917	44	△ 74	△ 33	△ 41	6.25	△ 4.23
新 栄	3,222	6,785	3,154	3,631	3,177	7,057	3,282	3,775	45	△ 272	△ 128	△ 144	1.42	△ 3.85
若 楠	3,910	7,923	3,686	4,237	3,825	7,927	3,692	4,235	85	△ 4	△ 6	2	2.22	△ 0.05
開 成	3,950	8,773	4,106	4,667	3,997	9,506	4,433	5,073	△ 47	△ 733	△ 327	△ 406	△ 1.18	△ 7.71
諸 富 北	2,362	5,188	2,481	2,707	2,332	5,555	2,649	2,906	30	△ 367	△ 168	△ 199	1.29	△ 6.61
諸 富 南	1,928	4,556	2,185	2,371	1,858	4,858	2,324	2,534	70	△ 302	△ 139	△ 163	3.77	△ 6.22
春 日	3,879	8,747	4,120	4,627	3,676	8,638	4,076	4,562	203	109	44	65	5.52	1.26
川 上	2,243	5,735	2,749	2,986	2,113	5,730	2,722	3,008	130	5	27	△ 22	6.15	0.09
松 梅	344	829	400	429	371	972	465	507	△ 27	△ 143	△ 65	△ 78	△ 7.28	△ 14.71
春 日 北	3,429	8,031	3,828	4,203	3,160	7,742	3,692	4,050	269	289	136	153	8.51	3.73
富 士	960	2,073	993	1,080	1,008	2,387	1,137	1,250	△ 48	△ 314	△ 144	△ 170	△ 4.76	△ 13.15
北 山	309	737	364	373	322	866	433	433	△ 13	△ 129	△ 69	△ 60	△ 4.04	△ 14.90
北山東部	134	344	167	177	134	361	170	191	0	△ 17	△ 3	△ 14	0.00	△ 4.71
三 瀬	485	1,098	530	568	492	1,276	622	654	△ 7	△ 178	△ 92	△ 86	△ 1.42	△ 13.95
中 川 副	1,266	2,718	1,317	1,401	1,270	3,049	1,471	1,578	△ 4	△ 331	△ 154	△ 177	△ 0.31	△ 10.86
大 詫 間	542	1,412	697	715	541	1,561	772	789	1	△ 149	△ 75	△ 74	0.18	△ 9.55
南 川 副	2,224	5,435	2,583	2,852	2,156	5,779	2,737	3,042	68	△ 344	△ 154	△ 190	3.15	△ 5.95
西 川 副	2,162	5,240	2,509	2,731	2,050	5,460	2,628	2,832	112	△ 220	△ 119	△ 101	5.46	△ 4.03
東 与 賀	2,971	7,606	3,664	3,942	2,926	8,218	3,937	4,281	45	△ 612	△ 273	△ 339	1.54	△ 7.45
久 保 田	2,987	7,270	3,438	3,832	2,914	7,793	3,733	4,060	73	△ 523	△ 295	△ 228	2.51	△ 6.71

資料：住民基本台帳（各年9月30日時点）

第3章 計画の基本理念と基本目標

この10年間の人口の推移をみると、総人口は平成28年より微減傾向で推移しており、約8,900人減少しています。内訳をみると、15歳未満である年少人口は減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は増加し続けています。年齢3区分別の人口割合をみると、少子高齢化は継続して進行しており、令和7年までの10年間で高齢化率は3.5ポイント上昇しています。

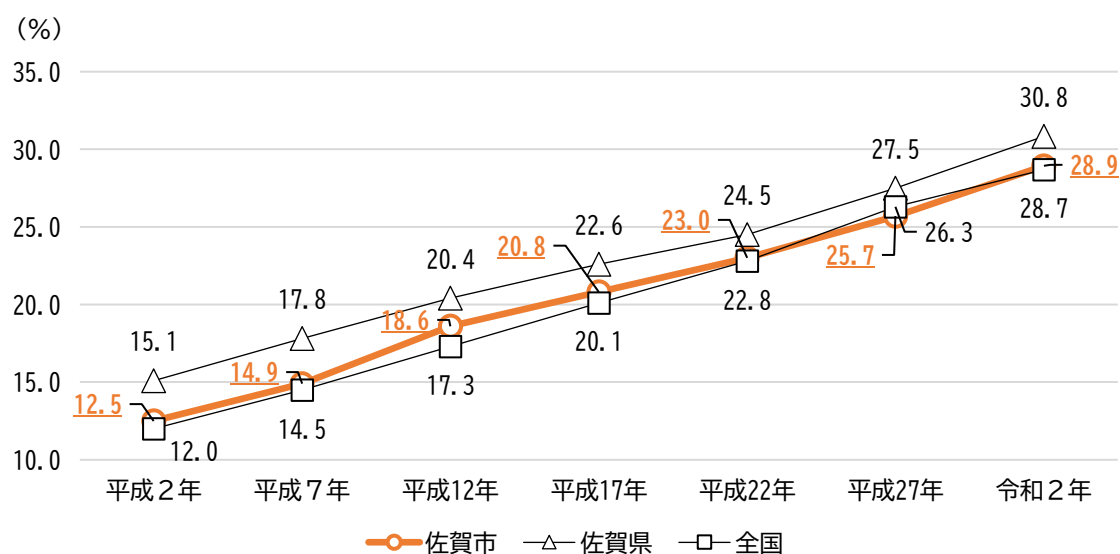
■年齢3階級別の人口の推移・人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

本市の高齢化率を県、国と比較すると、国の平均値と同程度で推移していることがわかります（図表4）。一方、県の平均値と比較すると低い水準で推移しています。

■高齢化の推移

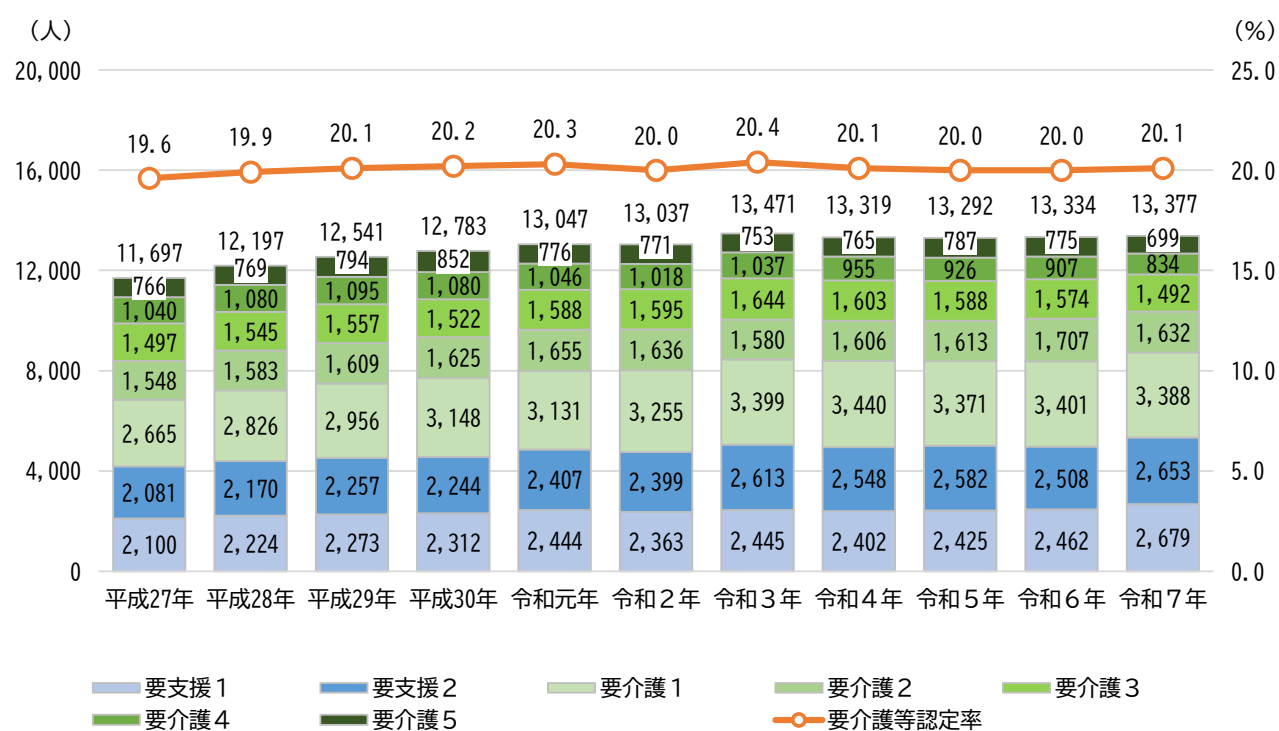


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

要介護認定者数の推移をみると、全体の認定者数は、平成27年度の11,697人から増加傾向にあり、令和元年度には13,000人を超えています。その後も横ばいから微増で推移し、令和7年には13,377人となっています。要介護度別にみると、要支援1・2、要介護1から3の区分で増加傾向にあり、特に要介護1が多くなっています。

要介護認定率の推移をみると、平成27年から令和7年にかけては、約20%前後で推移しています。

■要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



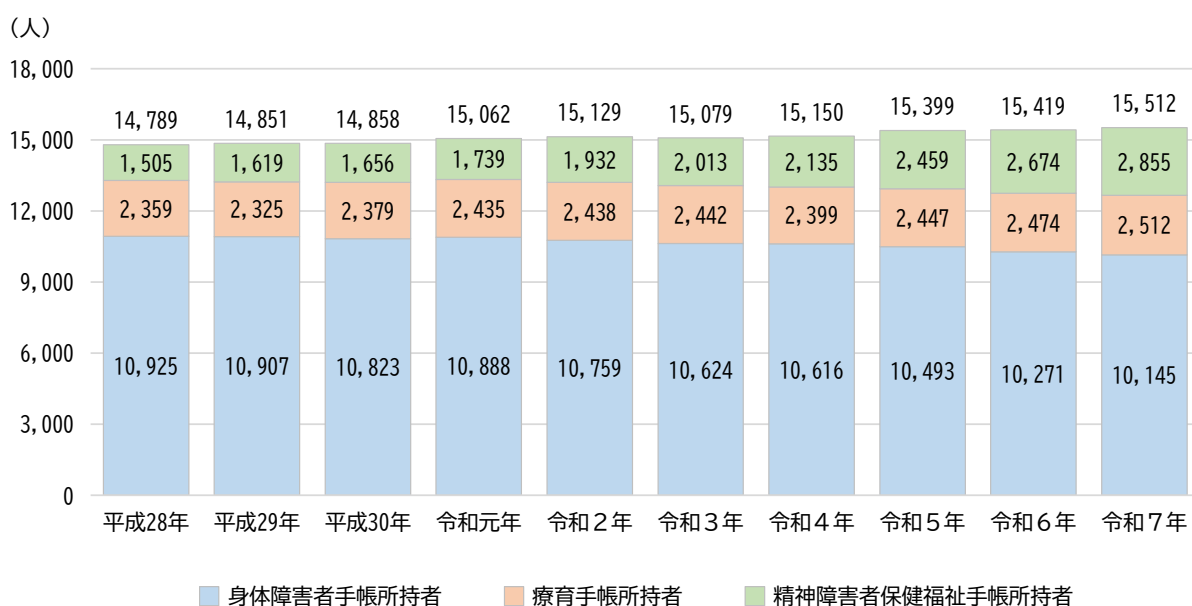
資料：佐賀中部広域連合（各年3月31日時点）

第3章 計画の基本理念と基本目標

障害者手帳所持者数は、平成28年の14,789人から令和7年の15,512人へと継続的に増加しています。10年間で723人増加しています。

身体障害者手帳所持者数は、平成28年の10,925人から令和7年の10,145人へと、おおむね横ばいから微減傾向で推移しています。療育手帳所持者数は、平成28年の2,359人から令和7年の2,512人へと、継続的に増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年の1,505人から令和7年の2,855人へと、最も顕著に増加しています。

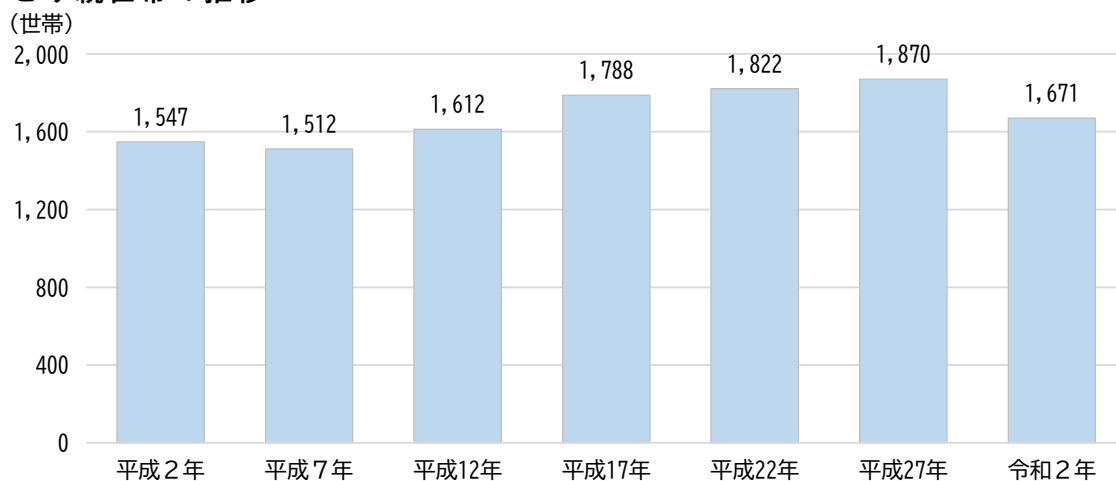
■障害者手帳所持者の推移



資料：佐賀市統計データ（各年3月31日時点）

ひとり親世帯については、平成2年の1,547世帯から、平成27年には1,870世帯まで増加しています。しかし、令和2年には1,671世帯と、平成27年と比較して199世帯減少しています。

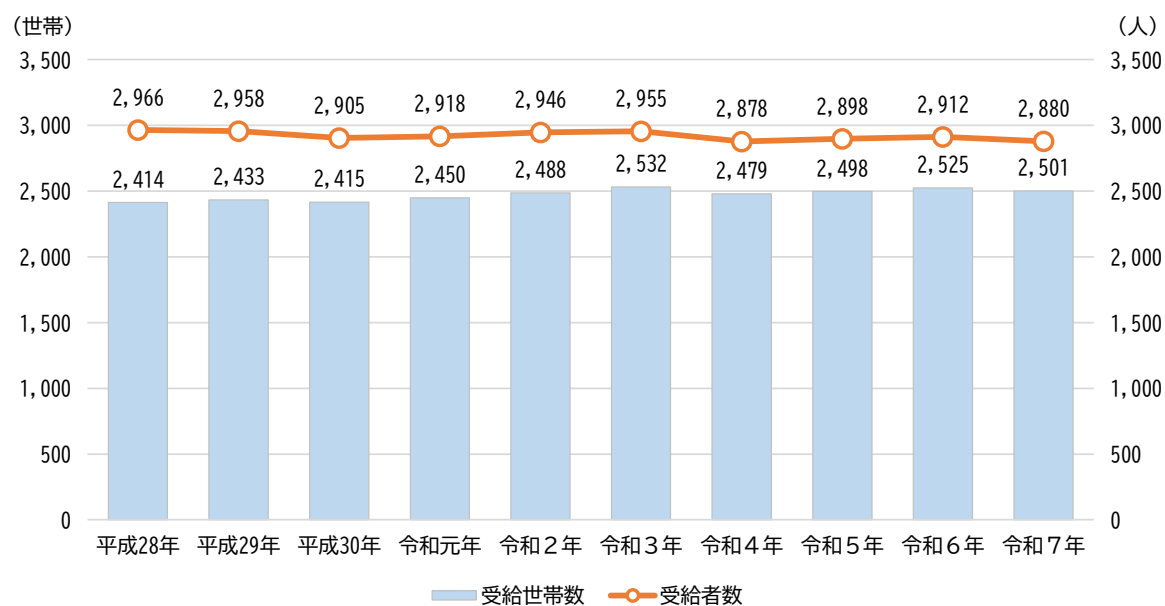
■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

生活保護受給世帯数は、平成28以降微増傾向にあり、令和7年では2,501世帯となっています。平成28年から令和7年の10年間で87世帯の増加となっています。生活保護受給者数は、2,900人前後で推移しています。

■生活保護受給世帯の推移



資料：佐賀市統計データ（各年3月31日時点）

第3章 計画の基本理念と基本目標

世帯数は、平成2年の76,168世帯から令和2年の96,522世帯へと、一貫して増加しています。

親族世帯は平成2年から令和2年で60,012世帯と、微減傾向にあります。一般世帯総数に占める割合は78%から62.2%へと大きく減少しており、親族で構成される世帯の割合が低下していることがわかります。核家族世帯は43,429世帯から50,969世帯へと増加していますが、一般世帯総数に占める割合は57%から52.8%へと減少しています。

単独世帯は16,669世帯から34,618世帯へと約2倍に増加しており、一般世帯総数に占める割合も21.9%から35.9%へと大幅に上昇しています。

■世帯構成の推移

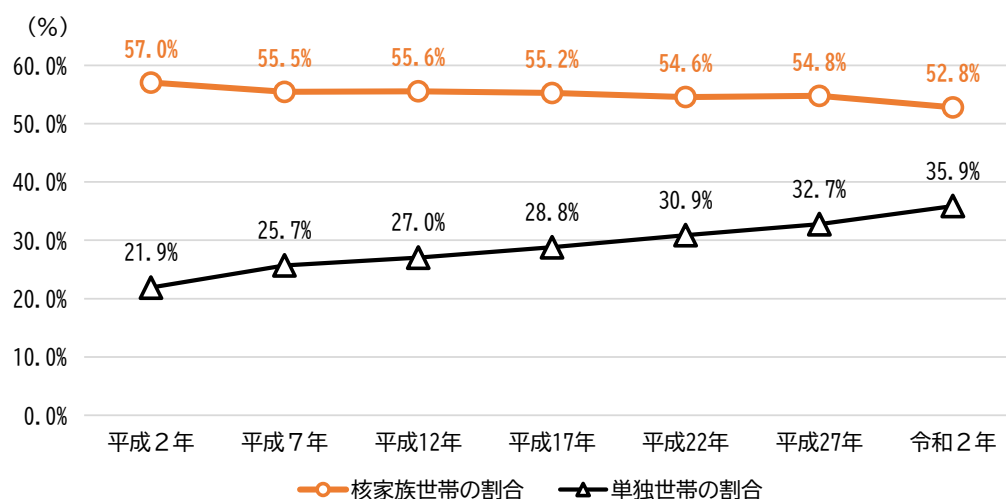
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	76,168	82,292	84,727	87,445	90,154	93,001	96,522
親族世帯	59,412	60,984	61,534	61,935	61,579	61,687	60,012
	78.0%	74.1%	72.6%	70.8%	68.3%	66.3%	62.2%
核家族世帯	43,429	45,651	47,074	48,308	49,195	50,929	50,969
	57.0%	55.5%	55.6%	55.2%	54.6%	54.8%	52.8%
夫婦のみ	11,479	13,203	14,539	15,518	16,072	16,934	17,705
	15.1%	16.0%	17.2%	17.7%	17.8%	18.2%	18.3%
うち高齢者夫婦のみ	4,068	5,403	6,764	7,748	8,466	8,292	10,623
※下段の%は夫婦のみ世帯に対する割合	5.3%	6.6%	8.0%	8.9%	9.4%	8.9%	11.0%
	35.4%	40.9%	46.5%	49.9%	52.7%	49.0%	60.0%
夫婦と子ども	26,341	26,106	25,460	24,685	24,303	24,690	23,797
男親と子ども	698	797	906	1,051	1,106	1,184	1,220
女親と子ども	4,911	5,545	6,169	7,054	7,714	8,121	8,247
その他の親族世帯	15,983	15,333	14,460	13,627	12,384	10,758	9,043
	21.0%	18.6%	17.1%	15.6%	13.7%	11.6%	9.4%
非親族世帯	87	182	283	322	700	651	657
	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.8%	0.7%	0.7%
単独世帯	16,669	21,126	22,910	25,188	27,848	30,456	34,618
	21.9%	25.7%	27.0%	28.8%	30.9%	32.7%	35.9%
うち、高齢者ひとり暮らし	3,264	4,400	5,590	6,736	7,903	9,588	10,981
※下段の%は単独世帯に対する割合	4.3%	5.3%	6.6%	7.7%	8.8%	10.3%	11.4%
	19.6%	20.8%	24.4%	26.7%	28.4%	31.5%	31.7%

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

核家族の割合は平成2年の57.0%から令和2年の52.8%へと減少しています。一方、単独世帯の割合は、平成2年の21.9%から令和2年の35.9%へと大きく増加しています。

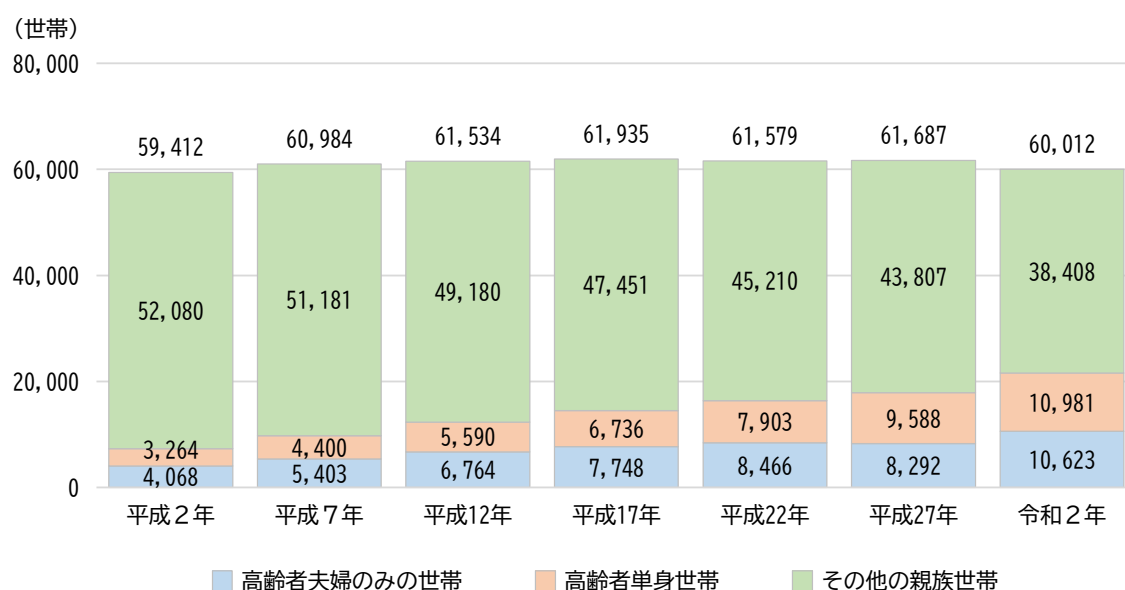
■核家族世帯の割合と単独世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

高齢者夫婦のみの世帯は、平成2年の4,068世帯から令和2年の10,623世帯へと、約2.6倍に増加しています。高齢者単身世帯は、平成2年の3,264世帯から令和2年の10,981世帯へと、約3.4倍に増加しています。

■高齢者のみの世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

【地域活動の状況】

（１）校区（地区）社会福祉協議会

校区（地区）社会福祉協議会は、おおむね小学校区単位で「自分たちの地域の福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識をもとに、地域住民主体で作られている民間の自主的な組織です。校区内の身近な福祉問題を解決するために地域に組織されている各種団体の協力を得ながら福祉のまちづくりを進めています。

現在、佐賀市内すべての校区（地区）に設置されています。また、地域内の高齢者や障がいのある人等の要介護者の見守りや声掛け活動、個別援助活動を行う体制を目指し小地域福祉ネットワーク活動を実施しています。他にも、敬老の集いや給食サービス、ふれあいサロン、子育てサロン、ミニデイサービス、さまざまな行事や世代間交流事業を実施し、小学校・中学校の地域体験活動にも積極的に参加し、福祉のまちづくりを推進しています。

（２）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」や「児童福祉法」に基づき委嘱され、佐賀市内では26地区民生委員・児童委員協議会（地区民児協）が設置されています。日常的な相談活動や地域内の福祉課題の把握・援助、必要な支援機関との連携を担い、任期は3年となっています。

主な職務内容は、関係支援機関への「つなぎ役」を、地域の中で担っています。各地区民生委員児童委員協議会定例会への参加（月1回）や、必要に応じた、高齢者や障がい者、こどもなどの見守りや声かけ、訪問などを行います。また、各種行事や研修会等への参加協力もあります。

（３）自治会

自治会とは、地域に住む人々が、親睦と助け合いによる「すみよいまちづくり」を目的とした、住民自身による自治組織で、会員の会費等の収入で自主的に運営している組織です。

主な活動内容は、ごみステーションの設置や維持管理への協力等の環境活動、防災訓練の実施等の防災活動、こどもの見守りや防犯灯の設置・維持管理等の防犯活動、体育大会やお祭り、敬老会等の親睦活動を行っています。

現在、市内には659の単位自治会、32の校区自治会長会がありますが、年々、自治会加入率が減少傾向にあり、役員のなり手不足や活動の低下等の課題があります。そのような中、多発する災害等により、自治会の重要性が再認識されており、住民のニーズに合った活動や運営のあり方が求められています。

（４）まちづくり協議会

佐賀市のまちづくり協議会（まち協）は、地域住民が主体となり、住みよいまちを目指して活動するコミュニティ組織で、おおむね小学校区ごとに設置されています。まち協は自治会や子ども会、老人クラブ、PTA等多様な地域団体で構成され、地域課題の解決や活性化を目的に「夢プラン」（地域まちづくり計画）を策定し、多角的な取組を進めています。佐賀市内のすべての小学校区でまちづくり協議会が設立されています。

（５）老人クラブ

老人クラブの会員数は減少傾向にあります。60歳以上の人口に対する老人クラブの会員数の比率である加入率をみると減少傾向が続いており、令和7年では9.5%となっています。



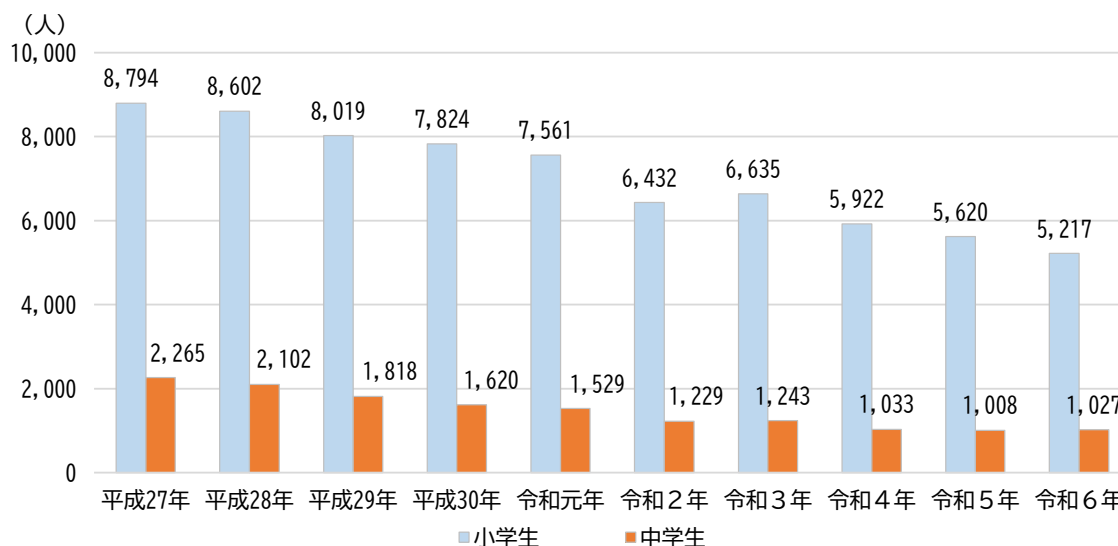
資料：高齢福祉課（各年4月1日時点）

老人クラブには、会員相互の親睦を深めるという目的に加え、地域における福祉活動の大きな一翼を担う役割が期待されています。多くの老人クラブがかかわっている地域における見守り活動や友愛ヘルプ活動等は、地域活動によるつながりを再構築するとともに、地域福祉を推進していくうえで大変重要な活動となります。

（６）子ども会

子ども会への加入者は減少傾向にあります。こどもの数が減少していることや、こどもを取り巻く環境が変化し、子育て世代の地域活動に対する関心が低くなっていることが影響しているものと思われます。

その結果、こどもたちのみならず、その保護者たちも、地域の人たちとのつながりが希薄化してしまうことも考えられます。



資料：社会教育課

子ども会活動は、こども自身が地域での活動に主体的にかかわることができる貴重な機会であり、同じ地域に暮らす年齢の異なるこども同士が交流を深め合う体験ができる大切な機会でもあります。

若い世代を中心に、近所付き合いが少なくなり、地域における顔の見える関係性が希薄化してきたとの指摘もある中、子ども会活動は地域活動によるつながりを再構築するとともに、こどもの豊かな学びと将来につながる経験のために、大変貴重な活動となります。

2. アンケート結果

(1) 調査概要

○調査目的

「第5期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についての市民の意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするため。

○調査対象者

佐賀市にお住まいの18歳以上の人及び佐賀市に1年以上居住する人の中から5,000人を無作為抽出

○調査方法

郵送による配布・回収調査（オンライン回答を併用）

○調査時期

令和6年11月～12月

○回収率

発送件数	回収数	回収率
5,000 件	1,457 件 郵送：1,092 件 オンライン：365 件	29.1%

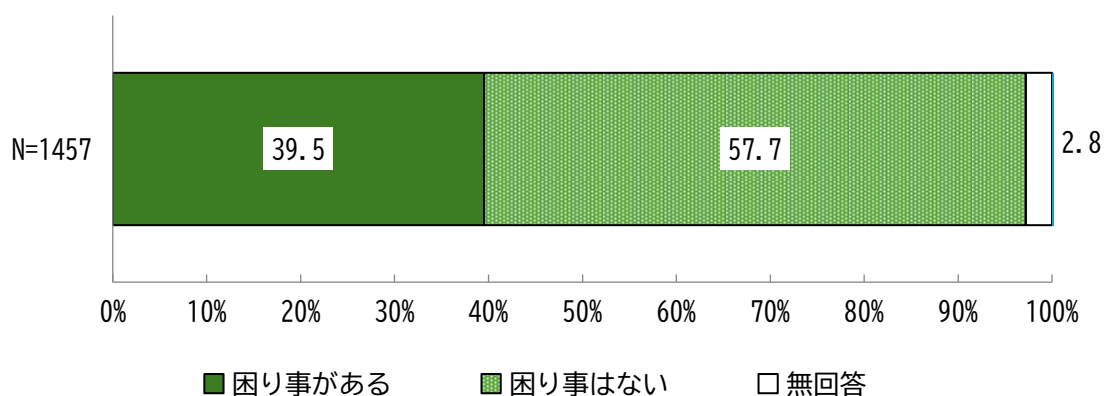
(2) 調査結果

生活上の困り事について

生活上の困り事の有無について聞いたところ、「困り事がある」と回答したのは39.5%となっています。

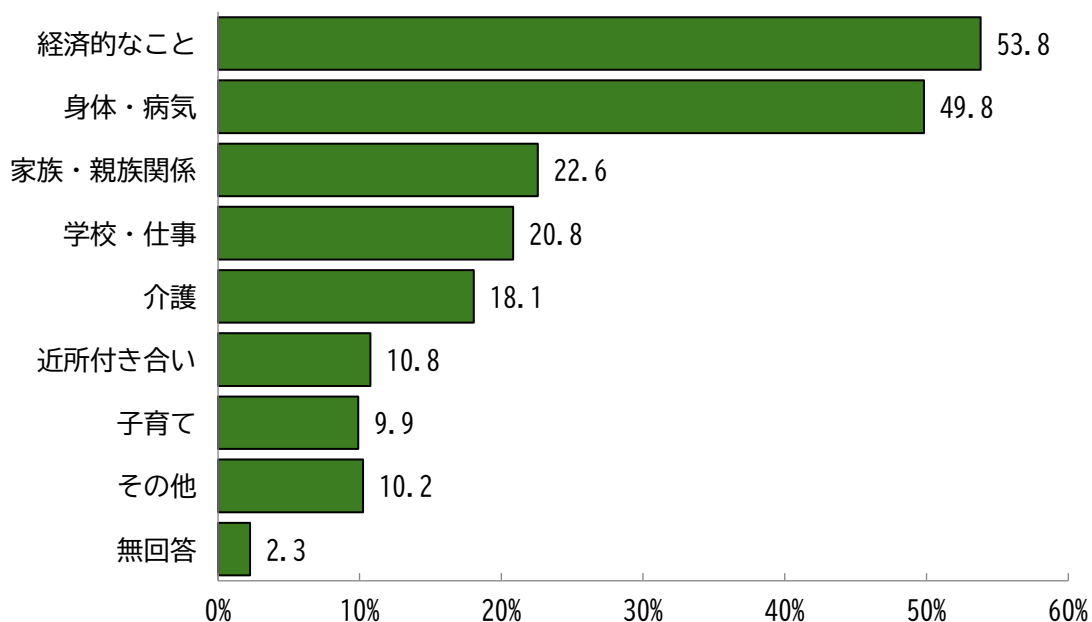
「困り事がある」と回答した人に困り事の内容を聞いたところ、最も多い困り事は「経済的なこと」で53.8%、次いで「身体・病気」が49.8%となっており、経済面、健康面での困り事が多いことが伺えます。次いで、「家族・親族関係」が22.6%、「学校・仕事」が20.8%、「介護」が18.1%と続きます。

■ 生活上の困り事がありますか



■ 困り事の内容

N=576

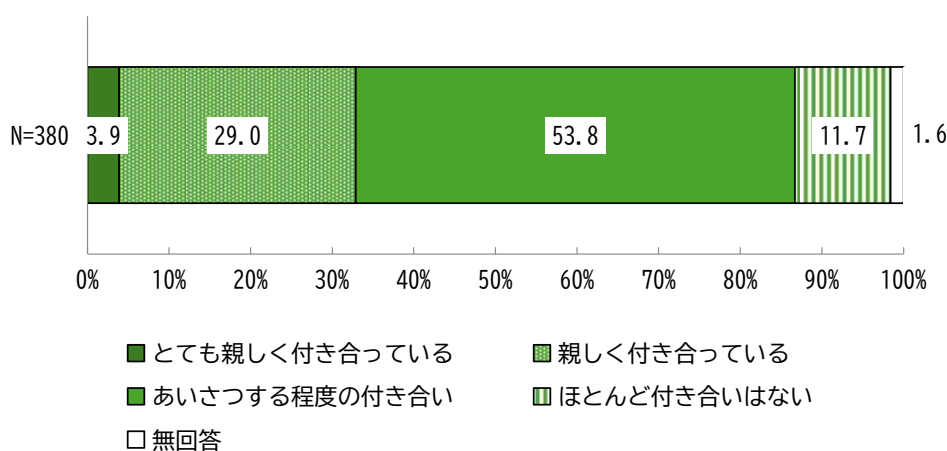


「地域」との関わりについて

ご近所付き合いの程度を聞いたところ、「あいさつする程度の付き合い」が最も高く 53.8%となっており、次いで「親しく付き合いっている」が 29.0%となっています。

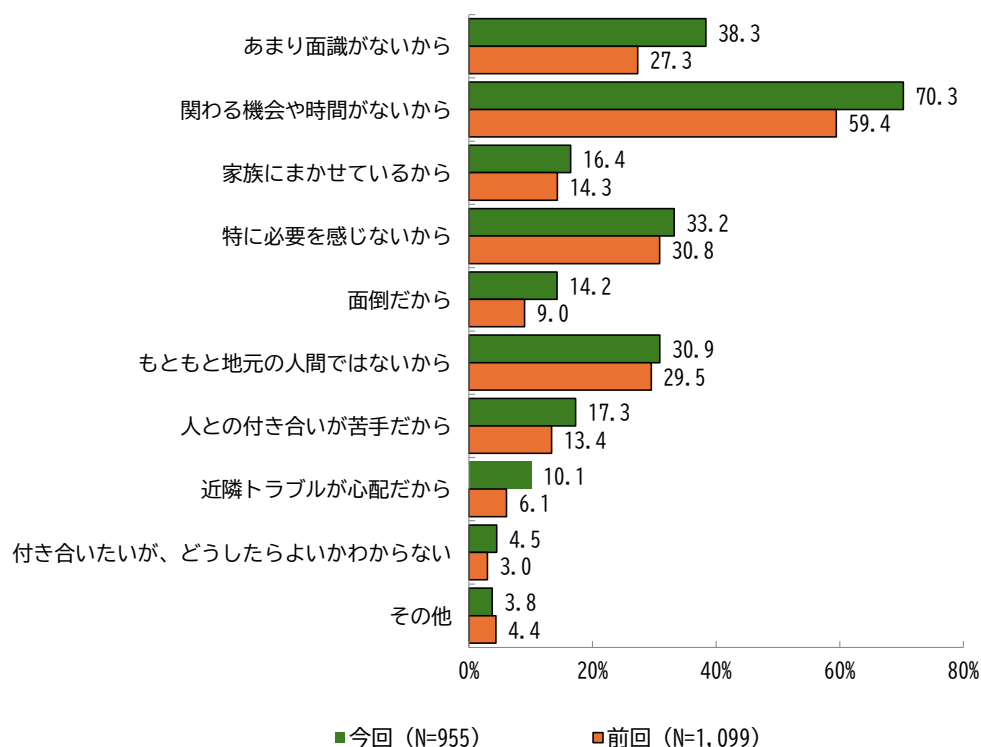
「あいさつする程度の付き合い」、「ほとんど付き合いはない」と回答した人にその理由を聞いたところ、「関わる機会や時間がないから」が最も高く 70.3%となっています。前回と比較すると、「あまり面識がないから」「関わる機会や時間がないから」が大きく増加しています。

■ ご近所の人との付き合いの程度



■ ご近所の人と付き合わない理由

N=1,457



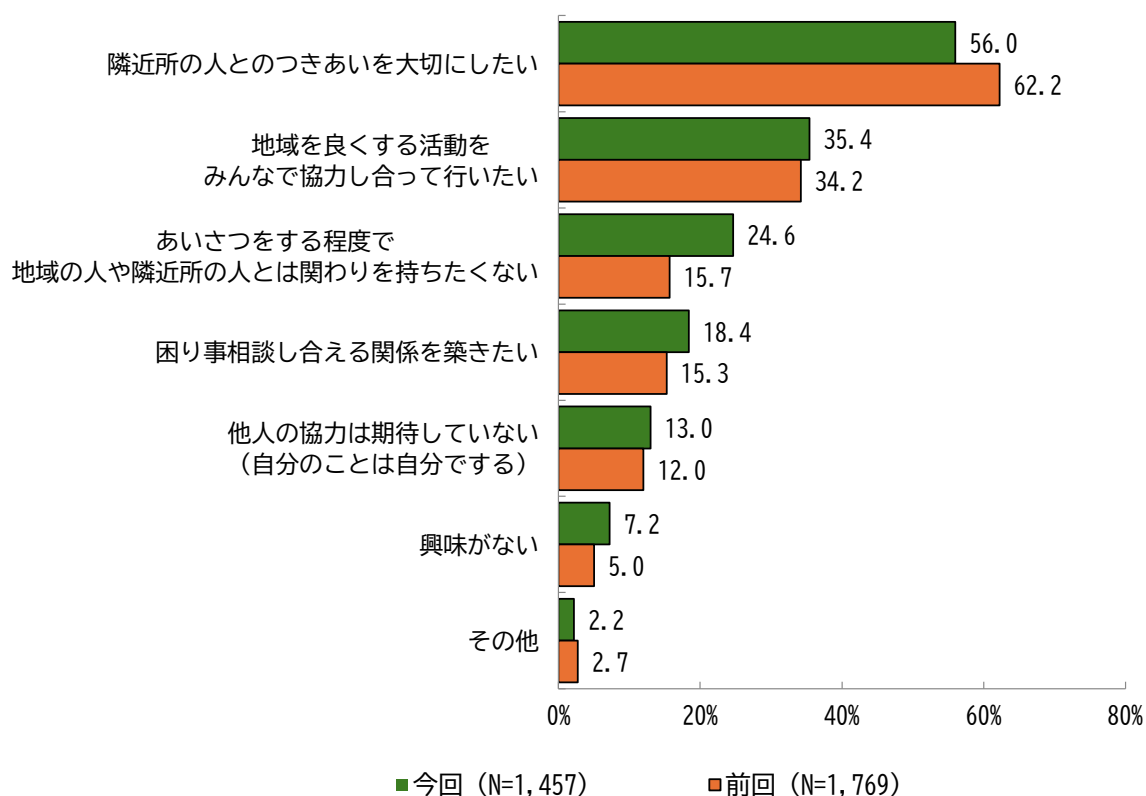
地域での人との関わりについて聞いたところ、「隣近所の人とのつきあいを大切にしたい」が最も高く 56.0%となっています。次いで、「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」が 35.4%となっています。

前回と比較すると、「隣近所の人とのつきあいを大切にしたい」は前回の 62.2%から 6.2 ポイント減少しています。また、「あいさつをする程度で地域の人や隣近所の人とは関わりを持ちたくない」は 8.9 ポイント（前回 15.7%、今回 24.6%）と大きく増加しています。

地域住民の多くは良好な近所付き合いや地域活動への協力を望む一方で、プライバシーを重視し、深い関わりを避けたいと考える人も増えているという二極化の傾向がみられます。

■地域での人との関わり方に対する考え

N=1,457



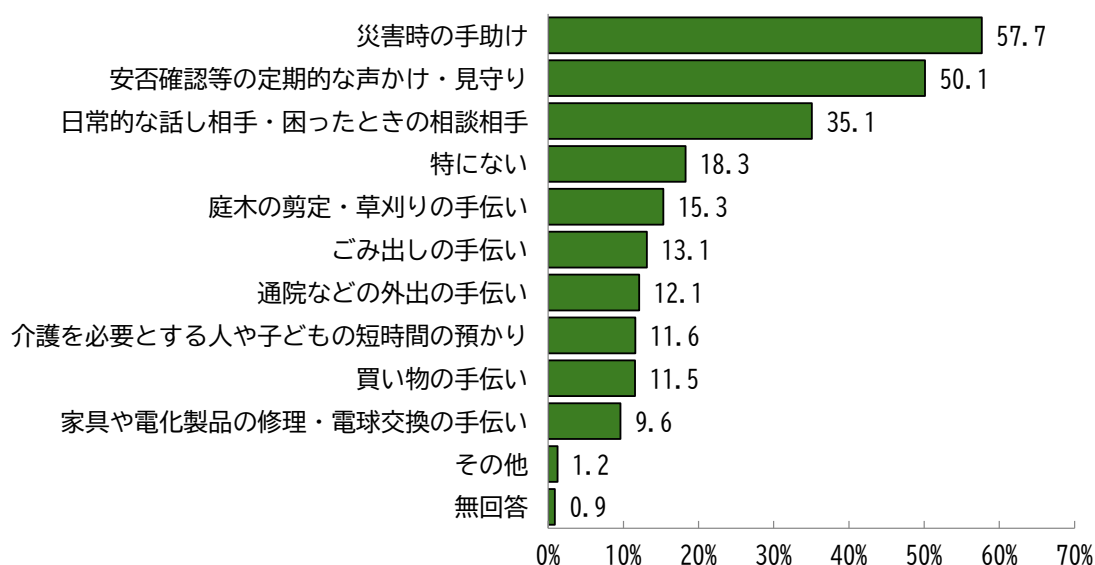
日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人にどのような支援をしてほしいかを聞いたところ、「災害時の手助け」が最も高く 57.7%となっています。次いで、「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」が 50.1%、「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」が 35.1%となっています。

逆に、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で困っている家庭があった場合、どのような支援ができるかを聞いたところ、「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」が最も高く 61.3%となっています。これは「どのような支援が欲しいか」の項目でも上位に挙げられており、市民のニーズと提供可能な支援の間にある程度の合致がみられます。次いで、「災害時の手助け」が 57.3%と高く、いざという時の助け合いへの意識が高いことがわかります。「日常的な話し相手・困ったときの相談相手」も 38.1%と高く、コミュニケーションによる支援も可能だと考えている市民が多いことが伺えます。

多くの市民が日常的な見守りや声掛け、災害時の手助け、相談相手としての支援を行う意向があることが伺え、地域における共助の可能性が示されています。

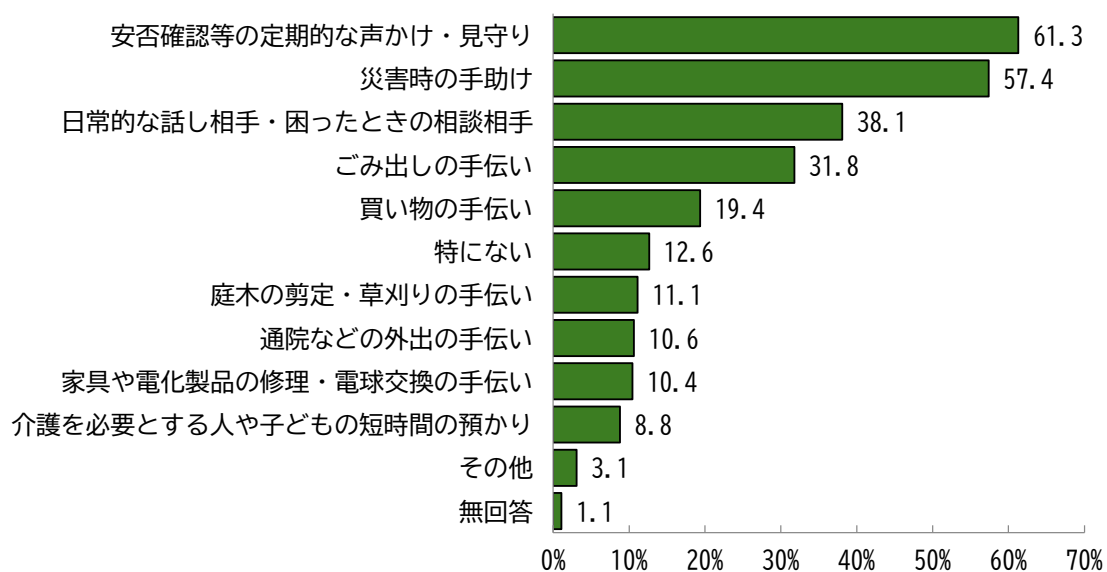
■日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人にどのような支援をしてほしいと思うか

N=1,457



■困っている家庭があった場合、どのような支援ができると思うか

N=1,457

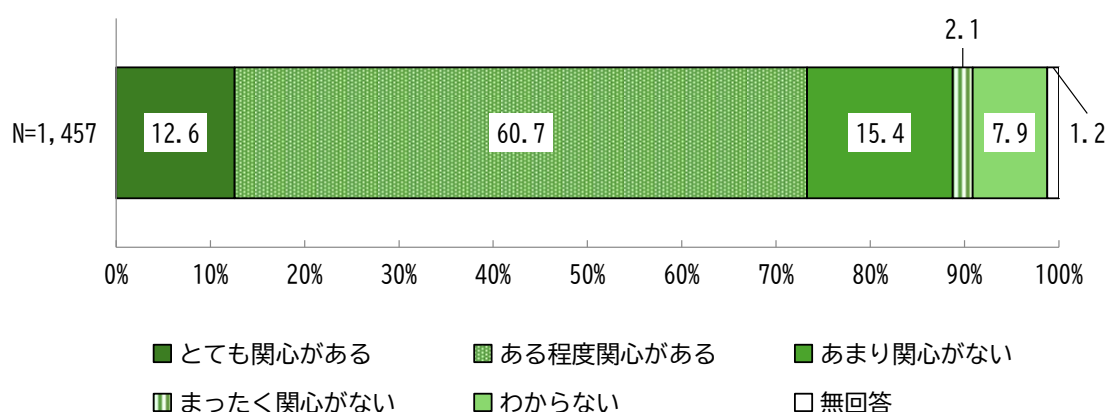


福祉に対する考えについて

福祉に関心があるかどうかを聞いたところ、「ある程度関心がある」が最も高く60.7%となっています。次いで、「あまり関心がない」が15.4%、「とても関心がある」が12.6%となっています。

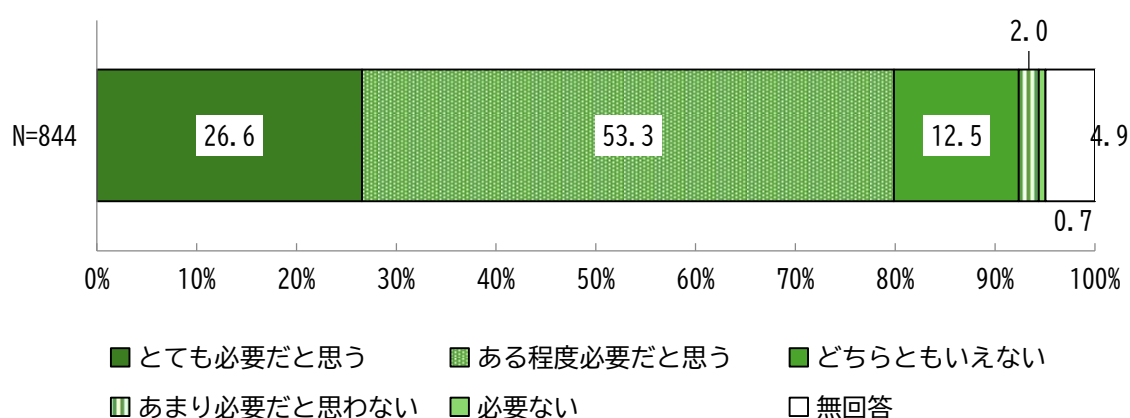
福祉に対する市民の関心は比較的高く、この関心を具体的な行動や地域活動へとつなげていくための働きかけが重要と考えられます。

■福祉について関心があるか



住民同士の助け合いや支え合いの必要性について聞いたところ、「ある程度必要だと思う」が最も高く53.3%となっています。次いで、「とても必要だと思う」が26.6%となっており、合わせると約8割近くの市民が住民同士の助け合いや支え合いが必要だと感じていることが伺えます。地域福祉の推進において、住民同士の助け合いや支え合いが非常に重要であるという認識が広く共有されていることが伺えます。

■住民同士の助け合いや支え合いの必要性についてどう思うか



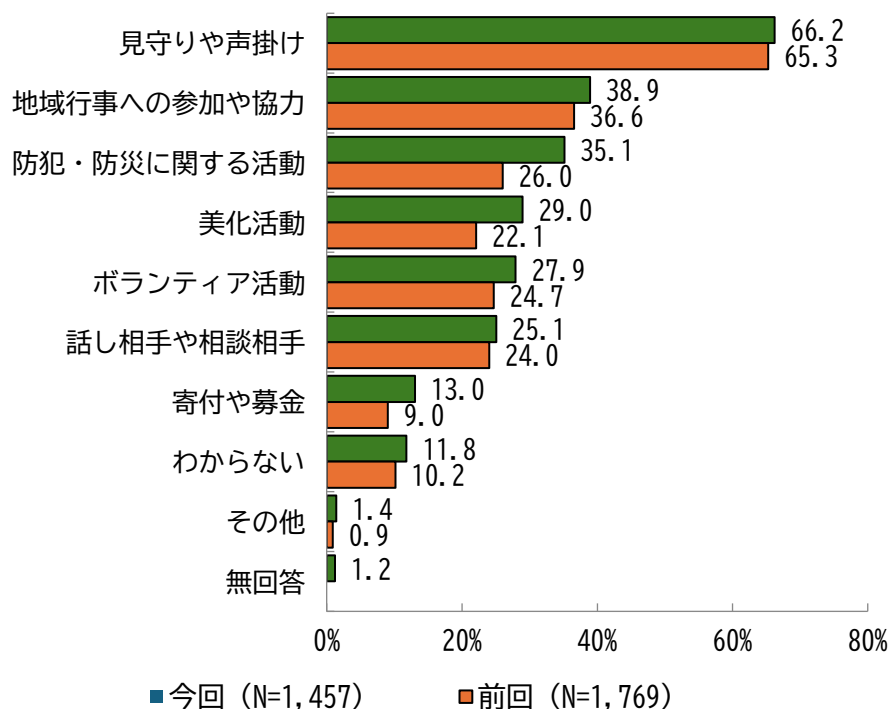
住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うことについて聞いたところ、「見守りや声掛け」が最も高く 66.2%となっています。次いで「地域行事への参加や協力」が 38.9%、「防犯・防災に関する活動」が 35.1%となっています。

前回と比較すると「防犯・防災に関する活動」が 26.0%から大きく増加しており、防犯・防災意識の高まりが伺えます。また、「美化活動」も約7ポイント増加しています。

市民が「見守りや声掛け」といった日常的な関わりや、地域行事への参加、防犯・防災活動を通して、安心して暮らせる地域づくりに貢献できていると考えていることが伺えます。

■住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うこと

N=1,457

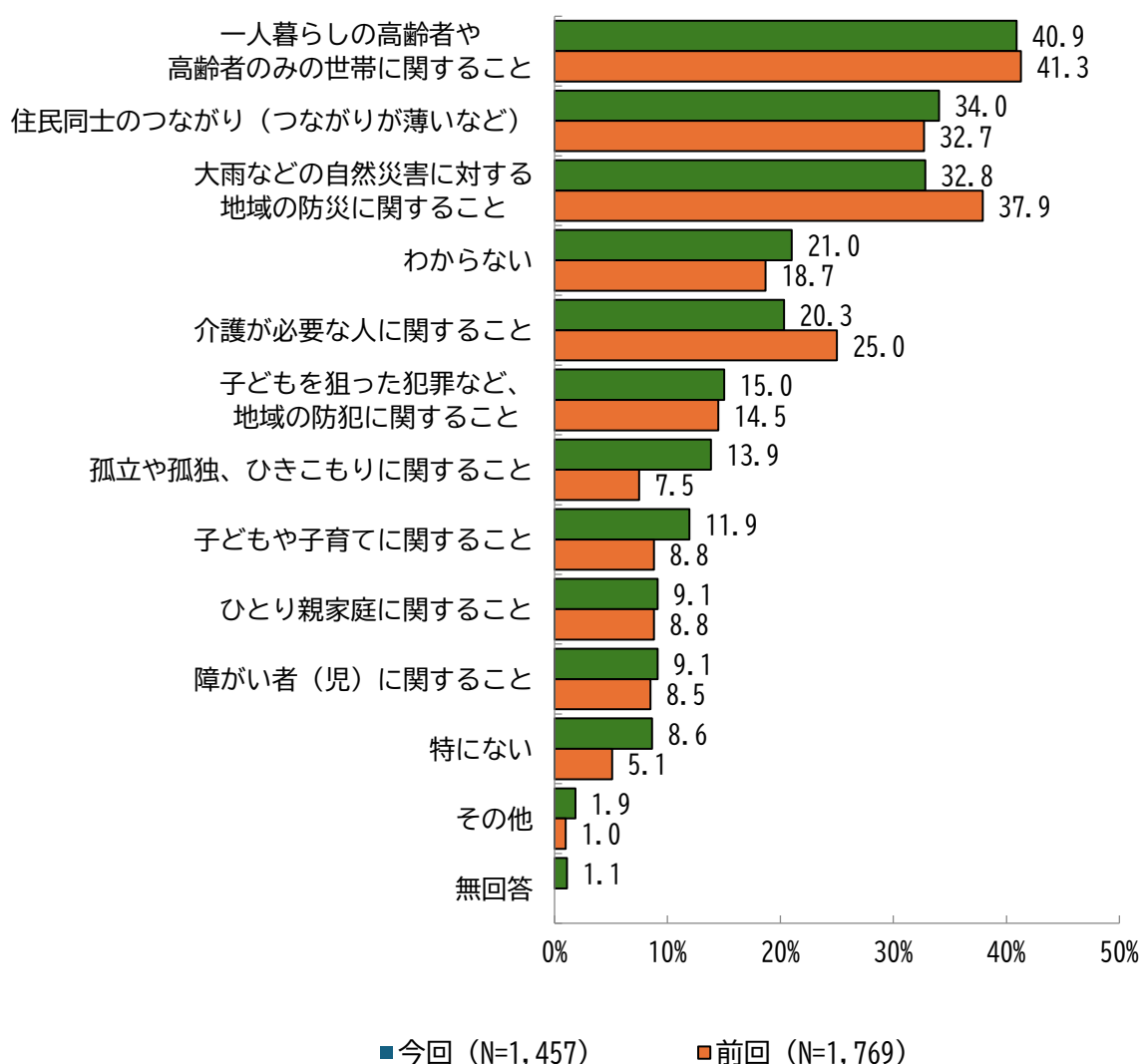


住んでいる地域に、どのような課題・問題があるかを聞いたところ、「一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に関すること」が最も高く 40.9%となっています。次いで、「住民同士のつながり（つながりが薄いなど）」が 34.0%、「大雨などの自然災害に対する地域の防災に関すること」が 32.8%となっています。市民の中で、高齢者支援、地域コミュニティの活性化、防災対策が特に重要な課題として認識されていることが伺えます。

前回と比較すると、「孤立や孤独、ひきこもりに関すること」が 7.5%から 13.9%へと上昇しています。

■地域には、どのような課題・問題があると思うか

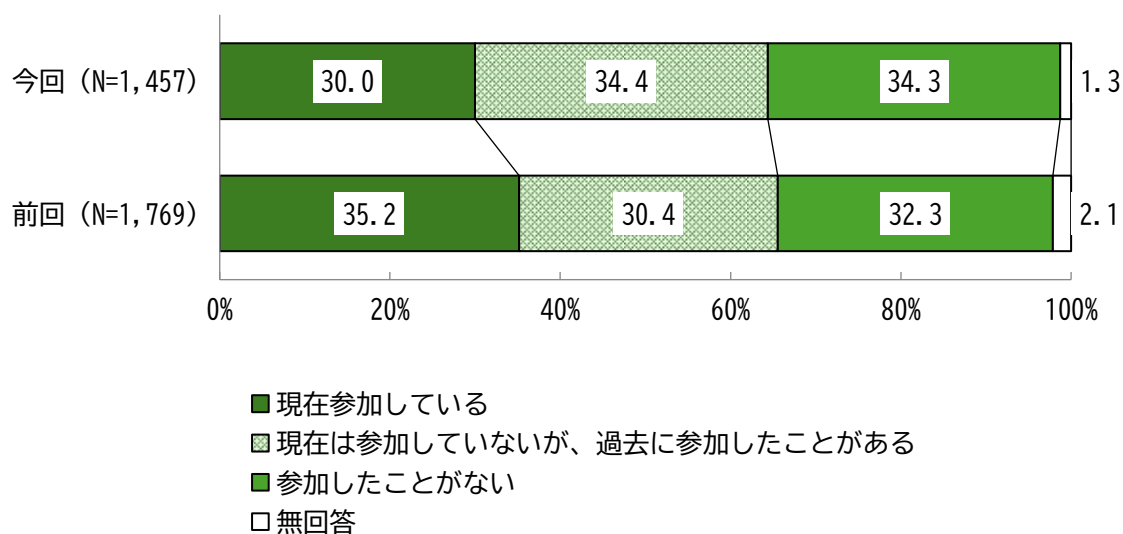
N=1,457



地域活動や福祉に関するボランティアについて

自治会や子ども会、老人クラブ等の地域活動やボランティア活動への参加状況について聞いたところ、「現在参加している」と回答した市民は今回 30.0%で、前回（35.2%）より減少しています。「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」は 34.4%、「参加したことがない」は 34.3%となっています。

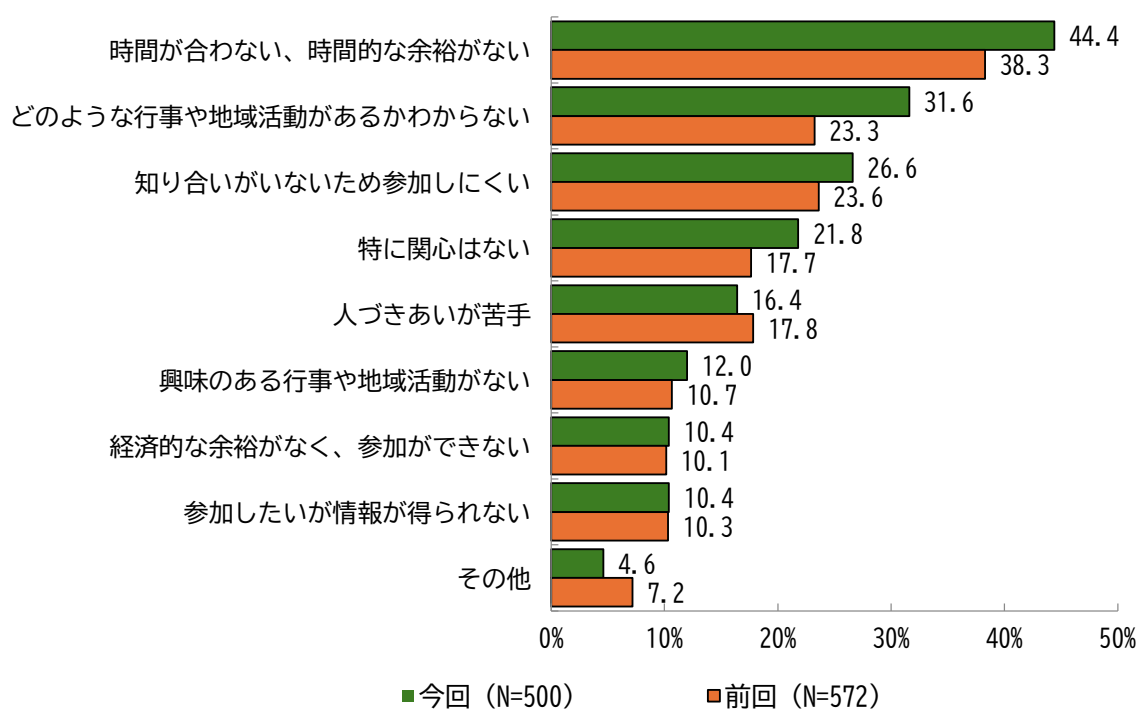
■地域活動やボランティア活動に参加しているか



地域活動に「参加したことがない」と回答した人にその理由を聞いたところ、「時間が合わない、時間的な余裕がない」が最も高く 44.4%となっており、前回調査（38.3%）と比較して増加しています。次いで、「どのような行事や地域活動があるかわからない」で 31.6%となっており、前回調査の 23.3%から大きく増加しています。「知り合いがいないため参加しにくい」も 26.6%と高くなっています。

時間的な問題、情報提供の不足、人間関係が参加へのハードルとなっていることが伺えます。

■参加していない理由

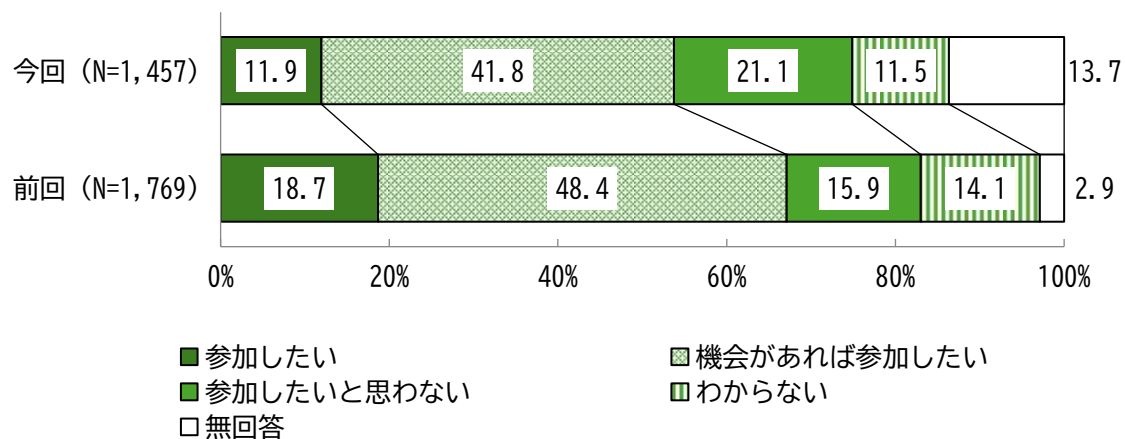


第3章 計画の基本理念と基本目標

地域活動やボランティア活動、行事に参加したいかどうかを聞いたところ、「機会があれば参加したい」が最も高く 41.8%となっています。前回と比較すると、「参加したい」は前回の 18.7%から今回 11.9%と減少しており、「機会があれば参加したい」も減少しています。

地域活動への参加意欲が全体的に低下傾向にあることが伺えます。

■ 地域活動に参加したいか

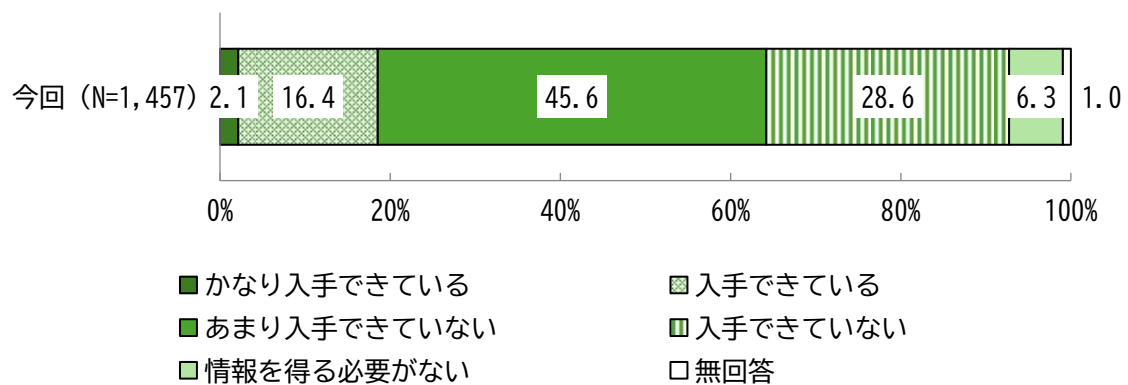


「福祉サービス」に関することについて

「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているかについて聞いたところ、「あまり入手できていない」が最も高く 45.6%となっています。次いで「入手できていない」が 28.6%となっています。これらを合わせると約7割以上となり、市民が情報入手に関して課題を抱えていることが伺えます。

福祉サービスに関する情報提供の強化が課題であり、情報提供の方法やチャネルの多様化、わかりやすい情報発信が求められます。

■「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているか

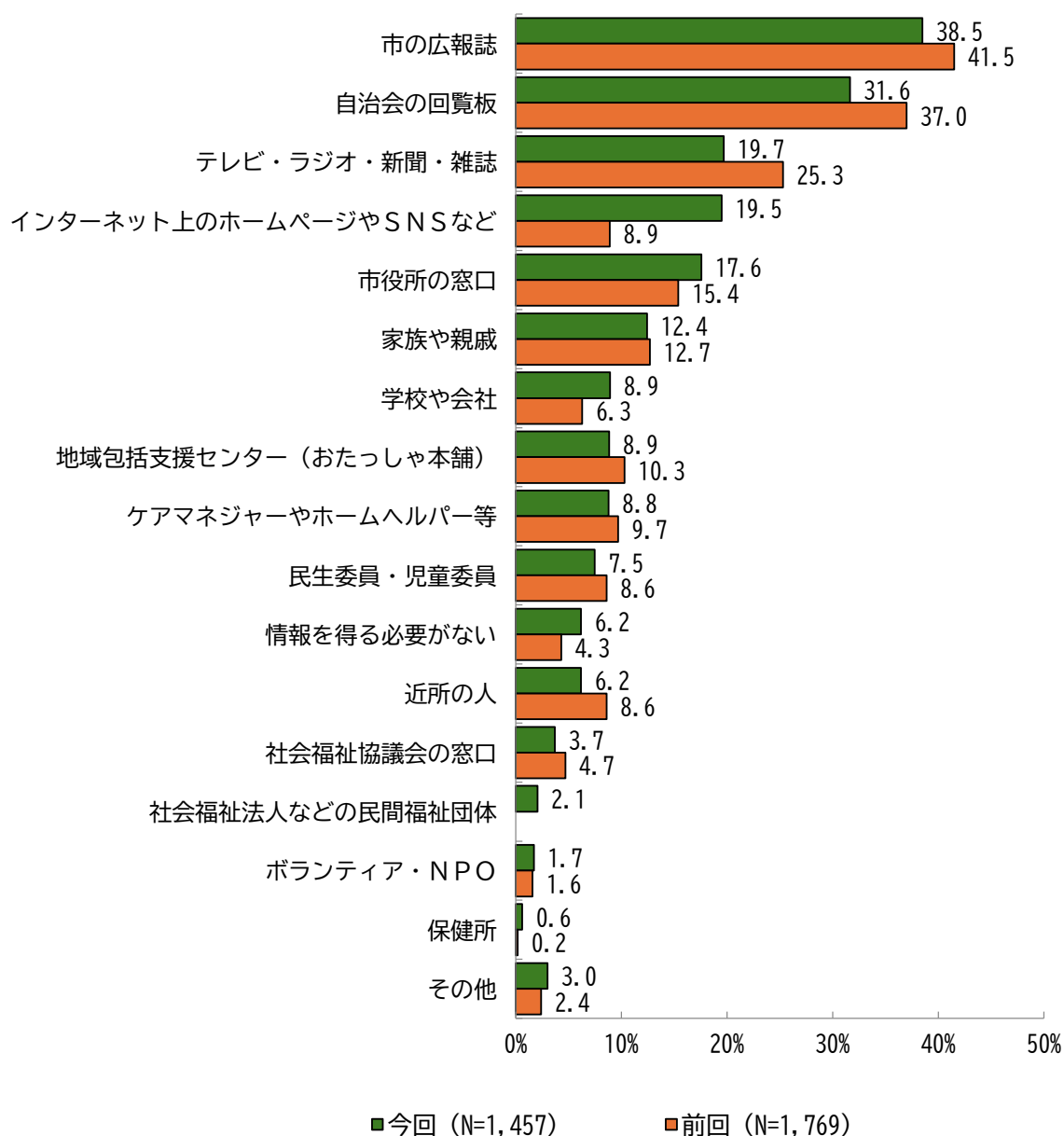


「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手しているかを聞いたところ、「市の広報誌」が最も高く 38.5%となっています。次いで「自治会の回覧板」が 31.6%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が 19.7%、「インターネット上のホームページや SNS など」が 19.5%となっています。また、「市役所の窓口」も 17.6%と一定の割合を占めています。

前回と比較すると「インターネット上のホームページや SNS など」が増加しています。

広報誌や回覧板といった既存の地域密着型媒体が福祉情報提供の主要なチャネルであることが伺えます。今後は、インターネット等多様な媒体を活用し、より多くの市民に情報が届くよう工夫することが重要となります。

■「福祉サービス」に関する情報の入手先



地域福祉に関わる機関や団体、制度について

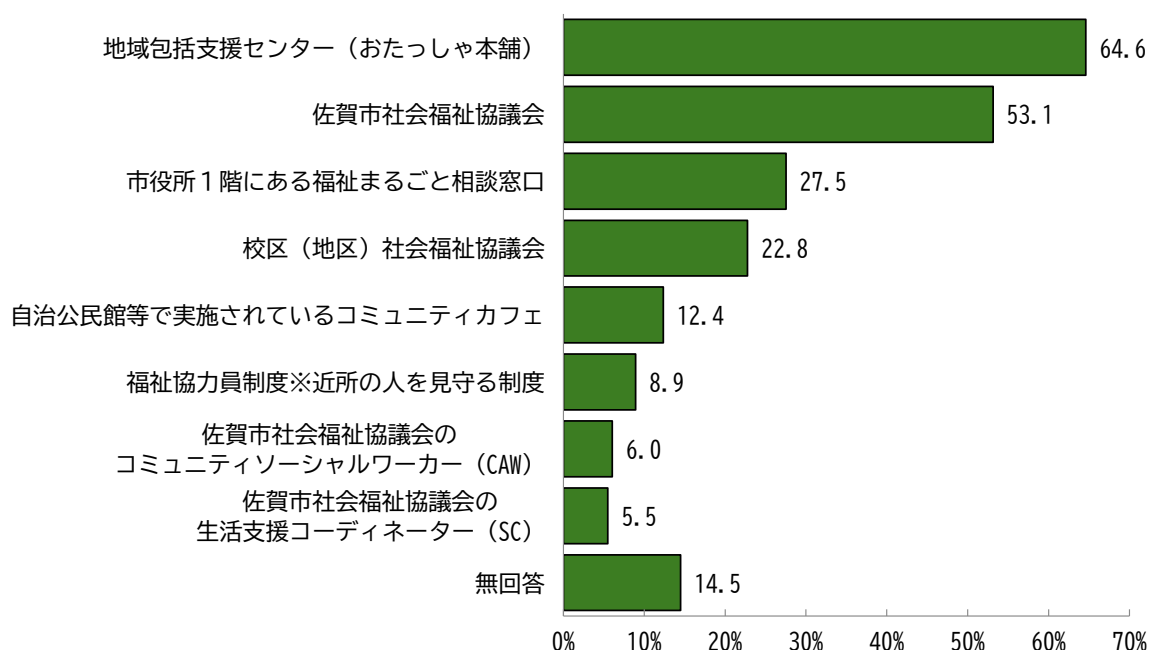
佐賀市の福祉に関わる機関や団体、制度を知っているかどうかを聞いたところ、「地域包括支援センター（おたっしや本舗）」が最も高く 64.6%となっています。次いで「佐賀市社会福祉協議会」が 53.1%となっています。

一方で、「市役所 1 階にある福祉まるごと相談窓口」は 27.5%、「校区（地区）社会福祉協議会」は 22.8%と、認知度が 3 割以下にとどまる機関もみられます。「福祉協力員制度」や「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」、「生活支援コーディネーター（SC）」といった個別の制度や専門職の認知度はさらに低い傾向にあります。

主要な福祉機関の認知度は一定数あるものの、具体的な相談窓口や地域に密着した制度、専門職についてはまだ市民への認知が十分に進んでいないことがわかります。これらの認知度向上に向けた広報活動が求められます。

■ 次の機関や団体、制度、取組などを知っているか

N=1,457



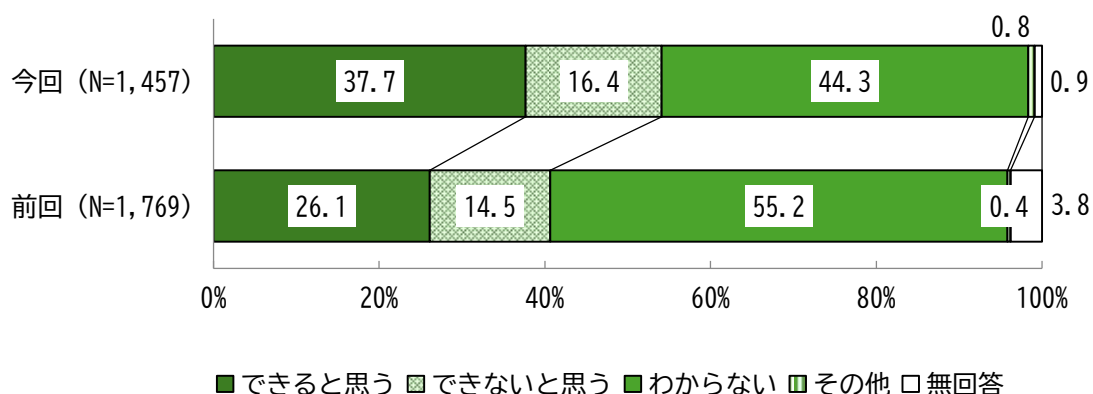
災害時の避難について

緊急事態が発生したとき、適切に避難できると思うかどうかを聞いたところ、「できると思う」と回答した市民は今回 37.7%で、前回（26.1%）より大きく増加しています。これは防災意識の高まりや、避難に関する情報提供・訓練の効果が出ていると考えられます。

一方で、「わからない」と回答した市民も 44.3%と依然として約4割強を占めており、前回（55.2%）より減少しているものの、避難に対する不安や具体的なイメージを持っていない市民も少なくないことがわかります。

市民の避難意識は向上しているものの、依然として多くの市民が適切に避難できるかどうか不安を感じていることが伺えます。より実践的な避難訓練や、個々の状況に応じた避難支援の周知が引き続き必要です。

■ 緊急事態が発生したとき、適切に避難できると思うか

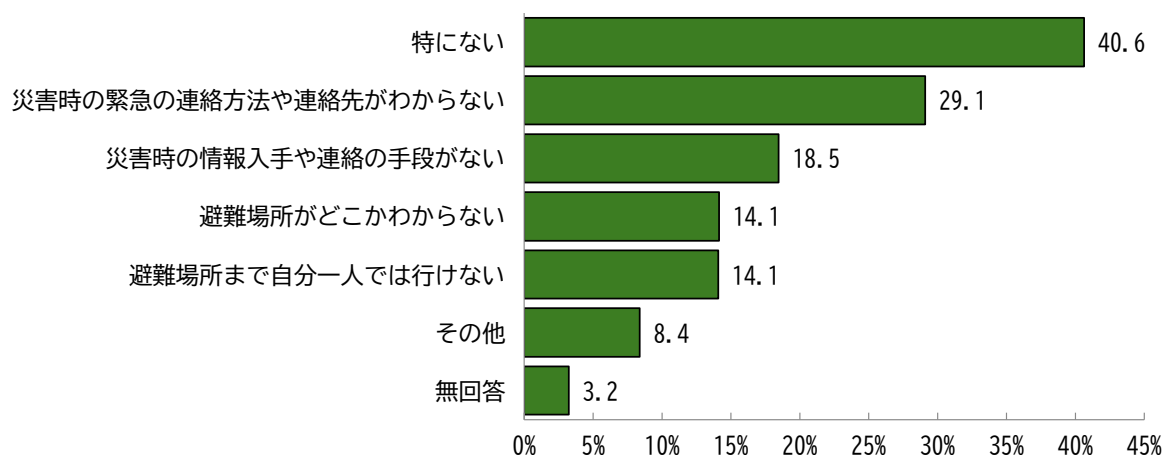


地震や台風等の災害発生時に、不安に思うことを聞いたところ、「特にない」が最も多くなっています。「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」が29.1%、「災害時の情報入手や連絡の手段がない」が18.5%、「避難場所がどこかわからない」、「避難場所まで自分一人では行けない」が14.1%となっています。

「特に不安はない」とする人が多い一方で、約3割が「緊急時の連絡方法がわからない」と答えており、情報や連絡手段に不安を感じている人も少なくありません。また、「避難場所がわからない」「一人で避難できない」といった声もあり、災害時に支援が必要な人への配慮が求められます。防災情報の周知とともに、誰もが安心して避難できる仕組みづくりが重要です。

■災害発生時の不安

N=1,457



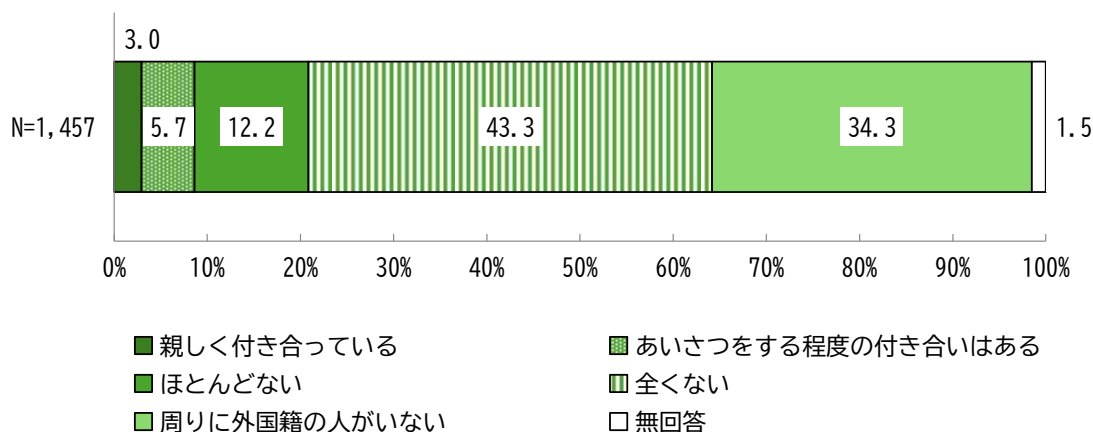
外国籍の人との関わりについて

近隣の外国籍の人との付き合いの有無を聞いたところ、「全くない」が最も高く43.3%となっています。次いで、「周りに外国籍の人がいない」が34.3%と高く、外国籍住民との接触機会自体が少ない市民が多いことが伺えます。「ほとんどない」も12.2%おり、合わせると約9割の市民が外国籍の人との付き合いがほとんど、あるいは全くないという現状が伺えます。

一方で、「あいさつをする程度の付き合いはある」が5.7%、「親しく付き合っている」が2.6%と、交流がある市民は少数にとどまっています。

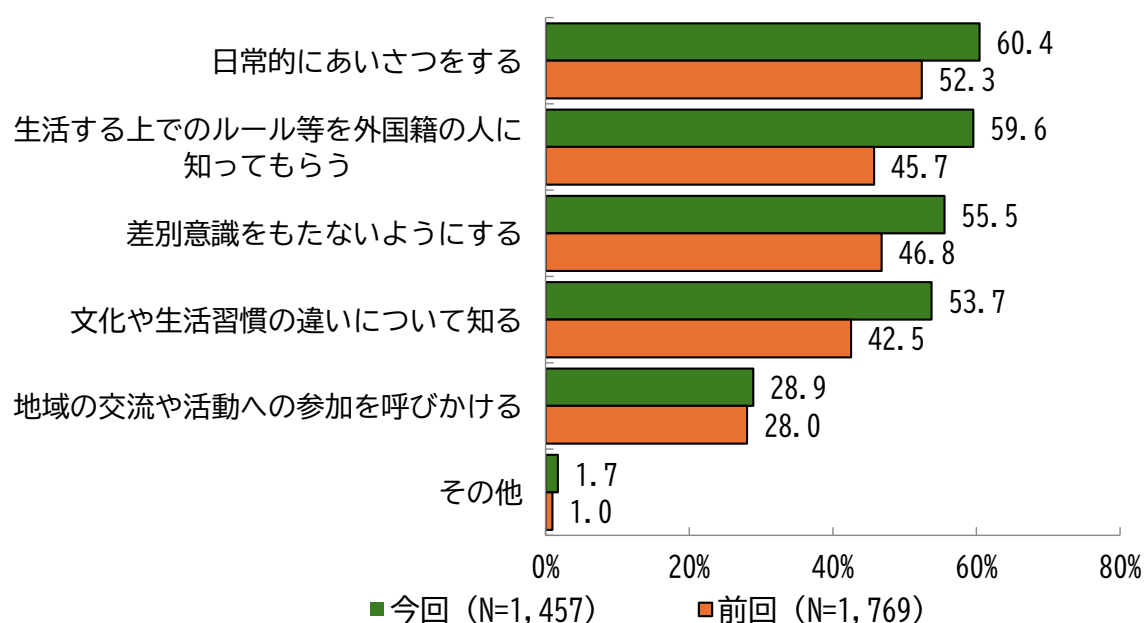
多くの市民が外国籍住民との接点が少なく、交流が限定的となっています。多文化共生を推進するためには、交流機会の創出や相互理解を深めるための取組が必要と考えられます。

■外国籍の人との付き合いがあるか



外国籍の人との相互理解を深めるために地域で必要と思うことを聞いたところ、「日常的にあいさつをする」が最も高く 60.4%となっています。次いで、「生活する上でのルール等を外国籍の人に知ってもらう」が 59.6%、「差別意識を持たないようにする」が 55.5%、「文化や生活習慣の違いについて知る」が 53.7%となっています。これらについて、前回と比較するといずれも増加しています。外国籍住民との相互理解を深めるために、日常的なコミュニケーション、ルールの共有、差別意識の払拭、そして文化理解が重要だと考えていることが伺えます。

■外国籍の人との相互理解を深めるために地域で必要と思うこと

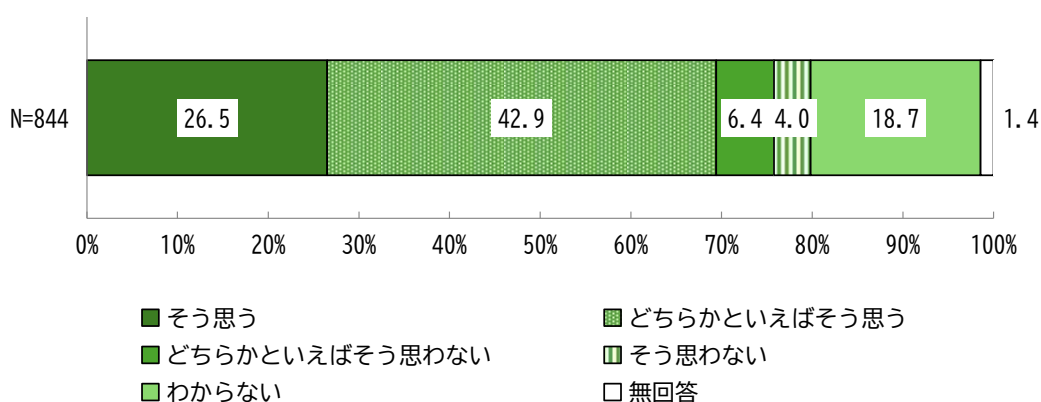


「再犯防止」に関することについて

「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である」という意見について聞いたところ、「どちらかといえばそう思う」が最も高く42.9%となっています。次いで、「そう思う」が26.5%となっています。これらを合わせると約7割の市民が、「誰一人取り残さない」社会の実現が再犯防止に大切であるという意見に肯定的な考えを持っていることがわかります。

再犯防止における「誰一人取り残さない」という考え方に対して、多くの市民が共感していることが伺えます。この意識をさらに高め、具体的な行動へとつながっていくための啓発活動が重要となると考えられます。

- 「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である」という意見について

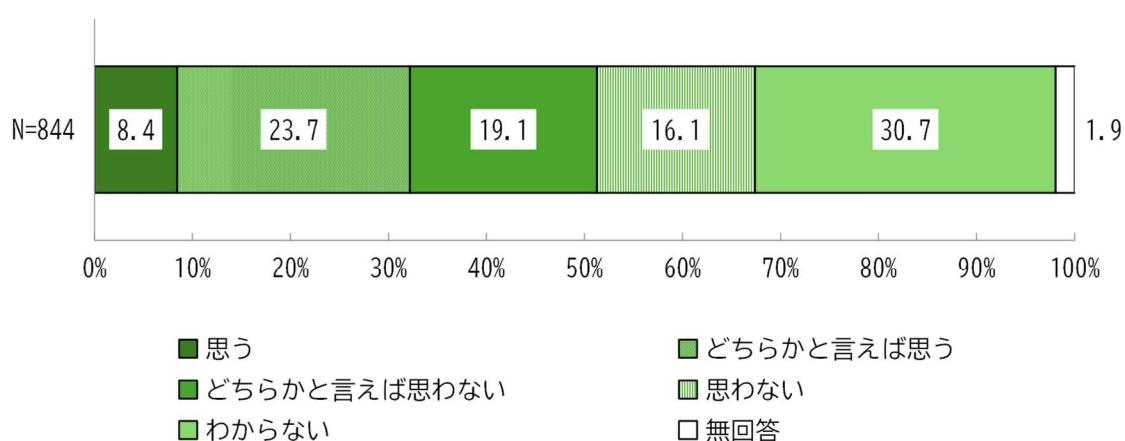


犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかどうかを聞いたところ、「わからない」が最も高く 30.7%となっており、協力に対して判断を保留している人が多いことが伺えます。

「どちらかと言えば思う」が 23.7%、「思う」が 8.4%で、合わせると約3割の市民が犯罪をした人の立ち直りに対して協力に前向きな姿勢を持っていることがわかります。

犯罪をした人の立ち直りへの協力について、市民の意向は分かれており、「わからない」と回答する市民も多く存在しています。協力への理解を深めるための情報提供や、具体的な協力の形を示すことが今後の課題となると思われます。

■ 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか

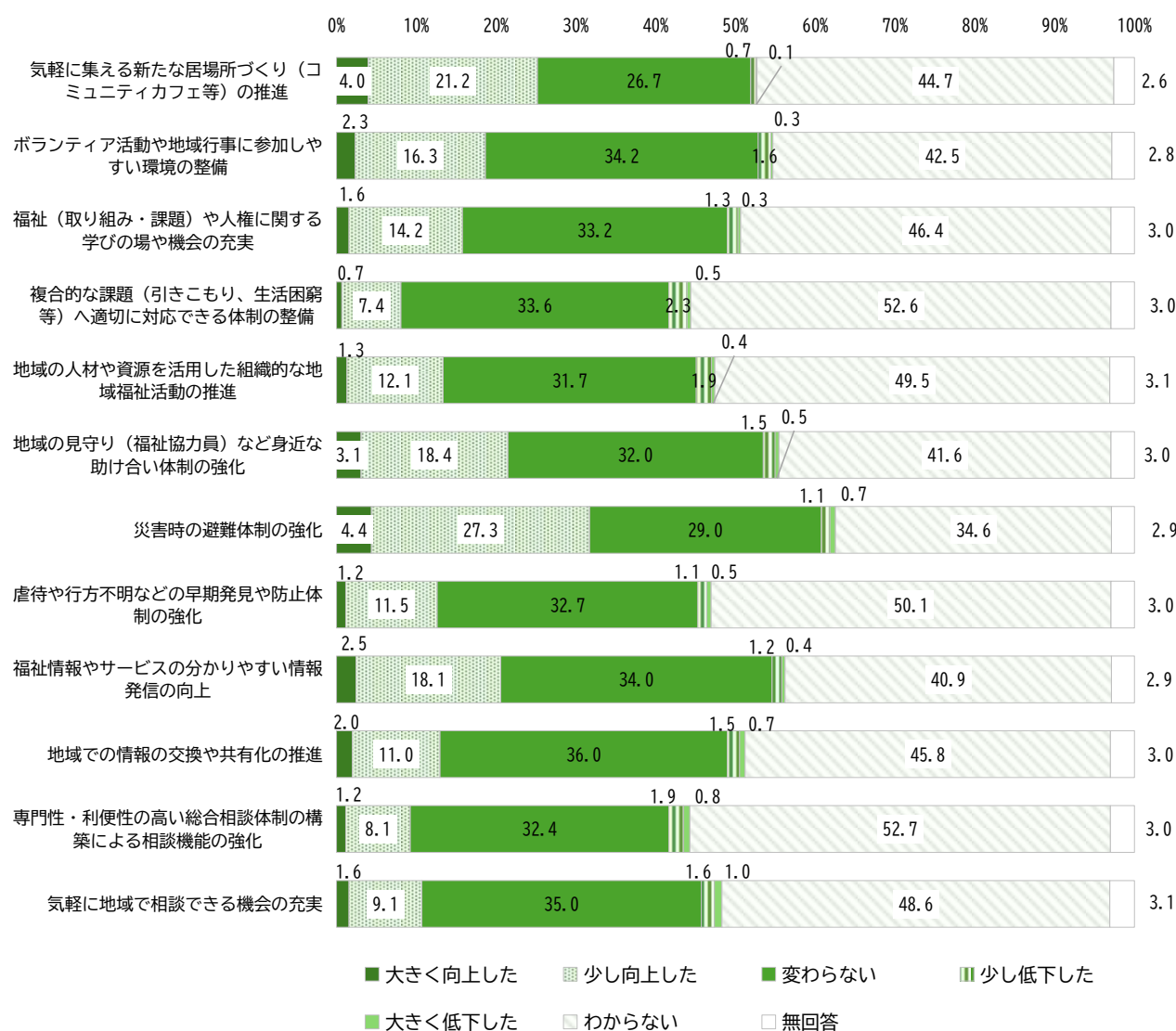


今後の地域福祉のあり方について

地域福祉に係る取組について、次に掲げる項目がどの程度向上したかを聞いたところ、すべての項目で、「わからない」が最も多く、次いで「変わらない」が多くなっていますが、「大きく向上した」や「向上した」の回答もみられます。「大きく向上した」や「向上した」の中で多いのは、「災害時の避難体制の強化」、「気軽に集える新たな居場所づくり（コミュニティカフェ等）の推進」、「地域の見守り（福祉協力員）など身近な助け合い体制の強化」の順となっています。

一方、「大きく向上した」や「向上した」という回答が少ないのは、「複合的な課題（ひきこもり、生活困窮等）へ適切に対応できる体制の整備」、「専門性・利便性の高い総合相談体制の構築による相談機能の強化」、「気軽に地域で相談できる機会の充実」の順となっています。

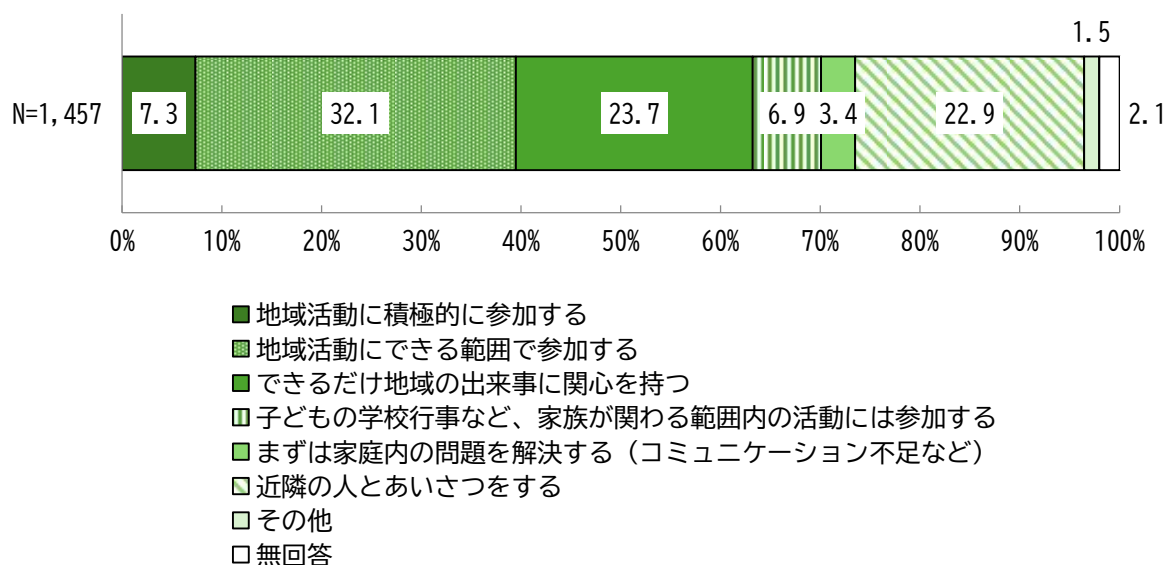
■ 地域福祉に係る取組について



住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてあなたができることを聞いたところ、「地域活動にできる範囲で参加する」が最も高く 32.1%となっています。次いで、「できるだけ地域の出来事に関心を持つ」が 23.7%、「近隣の人とあいさつをする」が 22.9%となっています。なお、「地域活動に積極的に参加する」は 7.3%となっています。

住民が地域に貢献する意識は持っているものの、いきなり積極的に関わるよりも、まずは無理のない範囲での参加や、地域の出来事への関心、日常的なあいさつといった身近なことから始めたいと考えていることが伺えます。

■住民としてできること

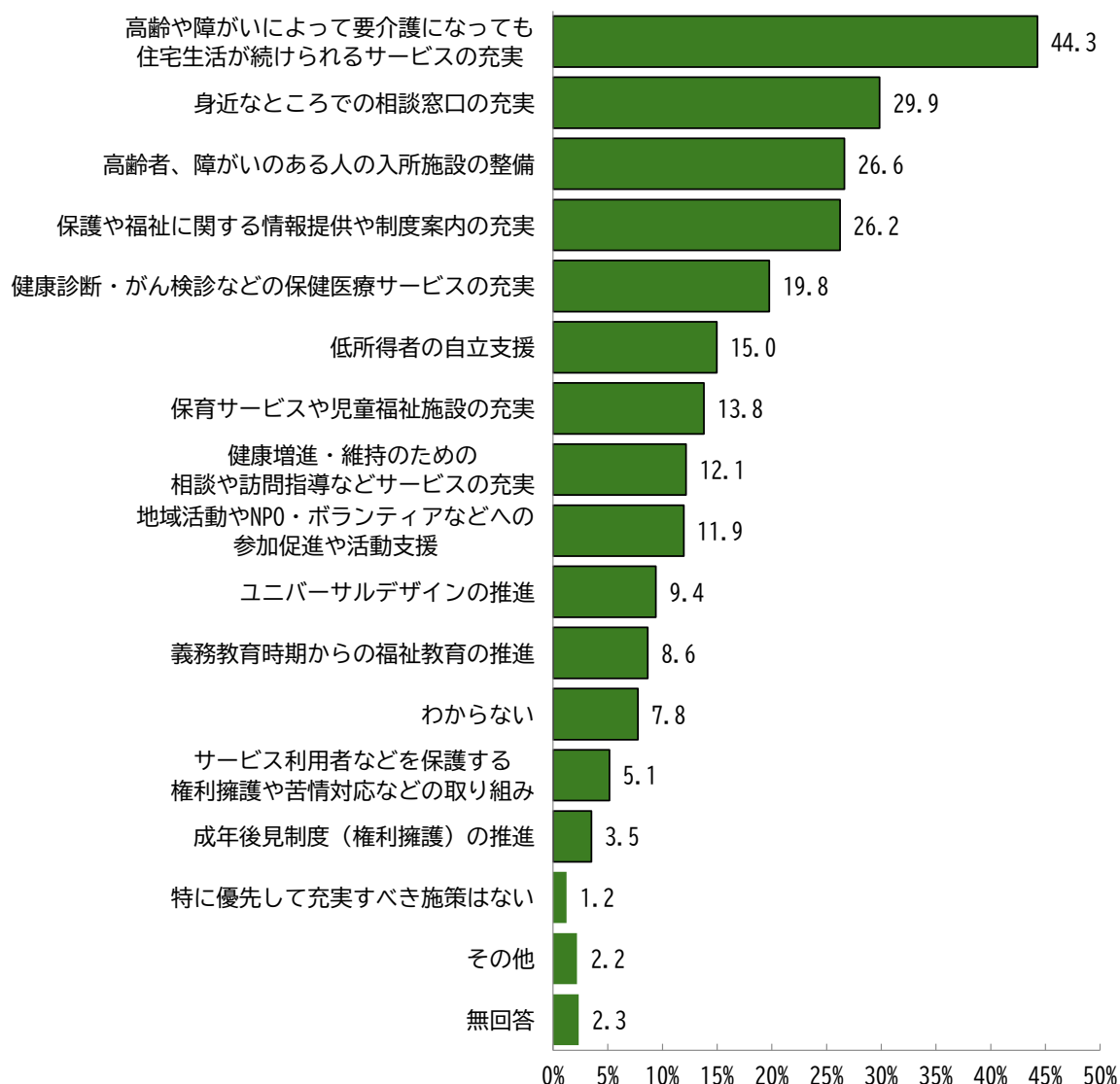


今後、佐賀市が取り組むべき施策を聞いたところ、「高齢や障がいによって要介護になっても住宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高く 44.3%となっています。次いで、「身近なところでの相談窓口の充実」が 29.9%、「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」が 26.6%、「保護や福祉に関する情報提供や制度案内の充実」が 26.2%となっています。

高齢者や障がいのある人の在宅生活支援、相談体制の強化、施設整備、そして福祉に関する情報提供の充実が重要な取組だと市民に認識されていることが伺えます。

■ 今後、佐賀市が取り組むべき施策

N=1,457



3. まとめ

(1) 佐賀市の地域福祉の課題

統計データとアンケート結果から、本市の地域福祉における主要な課題は次のようなものとなります。

①地域活動参加者の減少と情報不足

地域活動やボランティア活動に「現在参加している」市民は 30.0%で、前回の 35.2%から減少しています。参加しない理由として「時間が合わない、時間的な余裕がない」(44.4%)や「どのような行事や地域活動があるかわからない」(31.6%)が多く、時間的制約と情報提供の不足が参加阻害要因となっています。

②地域のつながりの希薄化

ご近所付き合いについて「あいさつする程度の付き合い」が 53.8%と最も多く、付き合い合わない理由として「関わる機会や時間がないから」が 70.3%を占めています。また、「あいさつをする程度で地域の人や隣近所の人とは関わりを持ちたくない」という回答が前回の 15.7%から 24.6%へと大きく増加しており、地域内での住民同士のつながりが希薄化していることが伺えます。

③高齢化の進行と人口構造の変化

本市の高齢化率は 29.6%と国の平均値と同程度で推移していますが、今後さらなる進行が予想されます。特に、50歳未満の人口が相対的に少なくなっており、将来的な支え手の減少が懸念されます。また、校區別では人口格差が大きく、北山校区、松梅校区、三瀬校区、富士校区では人口減少率が非常に高くなっています。

④世帯構造の変化と孤立化の進行

単身世帯が平成2年の 21.9%から令和2年の 35.9%へと大幅に増加し、核家族世帯の割合は減少傾向にあります。高齢者単身世帯は約 3.4 倍、高齢者夫婦のみ世帯は約 2.6 倍に増加しており、孤立リスクの高い世帯が急速に増加しています。アンケートでも「孤立や孤独、ひきこもりに関すること」への関心が 7.5%から 13.9%へと上昇しており、市民の間でも孤立化が重要な課題として認識されています。

⑤複合化・複雑化する生活課題

生活上の困り事があるとの回答が 576 件であるのに対し、それはどのような困りごとかに対しては 1,129 件の回答があることから、複数の生活課題を抱えている市民が多数いることがわかります。その中でも「経済的なこと」(310 件)、「身体・病気」(287 件)が多く、さらに「家族・親族関係」「学校・仕事」「介護」等多様な課題が複合的に現れています。

⑥福祉サービス情報の入手困難

「福祉サービス」に関する情報について「あまり入手できていない」（45.6%）と「入手できていない」（28.6%）を合わせると約7割以上となり、市民が情報入手に課題を抱えています。また、「福祉まるごと相談窓口」の認知度は27.5%、「校区（地区）社会福祉協議会」は22.8%と、身近な相談機関の認知度が低い状況です。

⑦災害時の支援体制への不安

緊急事態発生時の避難について「できると思う」は37.7%で前回より改善しているものの、「わからない」が44.3%と依然として多く、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」（29.1%）等、情報や連絡手段への不安がみられます。

⑧多様な地域住民に対する理解

外国籍の人との関りが「全くない」、「周りに外国籍の人がいない」を合わせると77.6%となり、大多数の市民が外国籍の人と交流がないことがわかります。また「再犯防止」に関する広報、啓発活動についても、6割の人が認知しておらず、罪を犯した人の立ち直りへの協力について、否定的な回答が65%あり、再犯防止に向けた取組について周知・理解を推進する必要があります。

（２）解決に向けた方向性

上記の課題を踏まえ、以下の方向性で地域福祉の推進を図る必要があります。

①段階的な地域参加の促進

「地域活動にできる範囲で参加する」「できるだけ地域の出来事に関心を持つ」「近隣の人とあいさつをする」といった身近で無理のない活動から始められる仕組みを整備し、段階的に地域参加を促進します。プライバシーを重視する市民の増加を踏まえ、多様な関わり方を尊重し、それぞれのライフスタイルに応じた参加が可能な地域づくりを進めます。

②多様な参加機会の創出と情報発信の強化

市民の約8割が住民同士の助け合いや支え合いを必要と感じていることを生かし、「見守りや声掛け」「地域行事への参加や協力」「防犯・防災に関する活動」等、市民ができると考える活動を支援します。また、地域活動の情報提供を強化し、「機会があれば参加したい」（41.8%）という潜在的なニーズを具体的な参加につなげます。

③地域におけるつながりの充実

人口減少や単身世帯、高齢者のみ世帯の増加を踏まえ、今まで以上に地域でのつながりを再構築する取組を推進します。また社会からの孤立を防止するため、地域で気軽に集える居場所づくりを推進します。

④持続可能な地域福祉システムの構築

自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、市民、地域団体、専門機関、行政が連携した持続可能な地域福祉システムを構築します。市民の福祉への関心の高さ（「ある程度関心がある」60.7%、「とても関心がある」12.6%）を生かし、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。

⑤包括的で重層的な支援体制の構築

複合化・複雑化する課題に対応するため、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制を構築し、制度や分野を超えた連携により、個人や世帯が抱える多様な課題に総合的に対応します。市民ニーズの高い「身近なところでの相談窓口の充実」「保護や福祉に関する情報提供や制度案内の充実」を重点的に推進します。

⑥情報提供の多様化と認知度向上

福祉サービスに関する情報について、従来の「市の広報誌」「自治会の回覧板」に加え、「インターネット上のホームページや SNS など」の活用を拡充します。特に、身近な相談機関や専門職の認知度向上に向けた戦略的な広報活動を展開します。

⑦災害時支援体制の充実

防災意識の高まりを生かし、「災害時の手助け」に対する市民の高いニーズ（57.7%が支援を希望、57.3%が支援可能）を具体的な体制づくりにつな갑니다。避難支援個別計画の策定促進や、地域の防災訓練と福祉の視点を組み合わせた取組を推進します。

⑧多文化共生と社会復帰支援の推進

外国籍住民との「日常的にあいさつをする」（60.4%）、「生活する上でのルール等を外国籍の人に知ってもらう」（59.6%）といったニーズに応え、相互理解を深める取組を進めます。また、再犯防止について約7割の市民が「誰一人取り残さない」社会の実現を支持していることを踏まえ、民間協力者の活動や社会復帰支援の取組を推進します。

第 3 章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系
4. 重点取組

1. 計画の基本理念

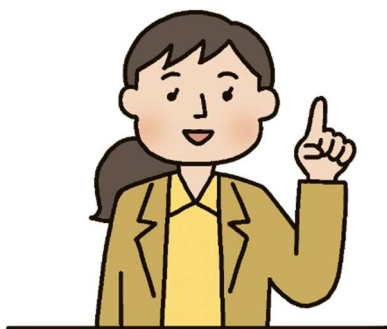
(1) 背景

本市では、これまで地域福祉計画に基づき、市民、地域、行政が協働して地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、第2章で示したとおり、人口減少・少子高齢化の進行、世帯構造の変化による孤立化の進行、地域のつながりの希薄化、生活課題の複合化・複雑化等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に、単独世帯の増加や高齢者のみ世帯の急増、地域の人とは関りを持ちたくない人の増加等、地域における人と人とのつながりのあり方が多様化しています。

一方で、市民アンケートでは、多くの市民が住民同士の助け合いや支え合いを必要と感じており、「見守りや声掛け」、「地域行事への参加や協力」、「防犯・防災に関する活動」等、多くの市民が地域の安心・安全のために貢献したいという意識を持っていることも明らかになっています。

このような状況を踏まえ、従来の地域福祉の枠組みを超えて、市民一人ひとりの多様性を認め合い、誰もが自分らしく参加できる地域共生社会の実現が求められています。



(2) 目指す姿

みんながつながる、支え合う、認め合う

健やかに、幸せに満ちたまち

～地域共生社会の実現を目指して～

第3期計画において「みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心 笑顔が輝く佐賀のまち」を基本理念とし、第4期計画では地域共生社会の実現をより確かなものとするため、先の基本理念に「地域共生社会の実現を目指して」を追加しました。

第4期計画の施行期間に、新たに第3次佐賀市総合計画が策定され、「健康・福祉」分野における将来像を「健やかに、幸せに満ちたまち」と掲げました。第4期までの理念や総合計画における当該分野の目指す将来像を踏まえ、本計画では、目指す姿を「みんながつながる、支え合う、認め合う 健やかに、幸せに満ちたまち～地域共生社会の実現を目指して～」としました。

市民、地域団体、事業者、専門機関、行政等、地域に関わるすべての主体が互いに連携し、協働することで、誰もがつながりを感じ、支え合い、認め合える関係性を築いていきます。こうした協働の積み重ねにより、すべての人が安心して暮らせる、健やかで幸せに満ちたまちの実現を目指します。



2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉の意識づくりと担い手育成

市民の福祉に対する関心は比較的高く、多くの市民が福祉の重要性を認識しています。また、住民同士の助け合いや支え合いの必要性についても、大多数の市民がその重要性を感じています。しかしながら、この高い関心や意識が、実際の地域活動への参加に必ずしも結びついていないという現状があります。

地域活動やボランティア活動への参加者は減少傾向にあり、参加意欲についても低下がみられます。参加しない理由としては、時間的な余裕のなさ、地域活動に関する情報不足、人間関係の希薄さ等が挙げられています。特に若い世代や働く世代の参加が少なく、活動の担い手の高齢化と固定化が進んでいます。

さらに、地域福祉を支える民生委員・児童委員、福祉協力員等の担い手不足も深刻化しており、一部の人に負担が集中する状況が生まれています。持続可能な地域福祉を実現するためには、新たな担い手の発掘と育成、そして多様な参加形態の創出が急務となっています。

すべての市民が地域福祉の担い手であるという意識を育み、誰もが自分らしい形で関われる参加のあり方を広げていきます。従来の担い手に加え、若者や働く世代、子育て中の家庭、高齢者、障がいのある人、

多文化背景を持つ人々等、さまざまな立場の市民が無理なく参加できる環境を整えます。柔軟な参加形態や、得意なことを生かせる活動機会を創出することで、地域福祉活動の裾野を広げ、多様性に富んだ地域づくりを目指します。



基本目標2 つながりの再構築と支え合いの創出

本市では、急速な高齢化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、これが地域における大きな課題となっています。同時に、核家族化や単独世帯の増加により、家族による支援機能が低下し、地域での支え合いの重要性がますます高まっています。

一方で、地域のつながりについては、近所付き合いが挨拶程度にとどまる傾向が強まっており、深い関わりを持たない、あるいは持ちたくないとする市民が増加しています。地域活動への参加者の減少や自治会加入率の低下等も相まって、従来の地縁型コミュニティの弱体化が進んでいます。

しかしながら、多くの市民は見守りや声掛け、地域行事への参加等、できる範囲での支援活動には前向きな姿勢を示しています。また、災害時の助け合いに対する意識も高く、いざという時の相互支援への期待は大きいものがあります。このような市民の意識を生かし、無理のない形で参加できる支え合いの仕組みづくりが求められています。

小地域を基盤とした住民主体の支え合い活動を推進し、誰もが無理なく関われる仕組みづくりを進めます。見守りや声掛け、ちょっとした手助け等、日常の中で自然に支え合える関係性を育み、地域の安心感とつながりをつくれます。



基本目標3 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化

市民が抱える生活上の困り事は、経済的な問題や健康・疾病に関する問題、家族関係の問題、仕事や介護の問題等、多岐にわたっており、これらが複合的に絡み合っているケースが増加しています。特に、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、従来の縦割りの支援制度では対応が困難な課題が顕在化しています。

本市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始し、福祉まるごと相談窓口を中心とした多機関協働事業、コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、社会とのつながりを再構築する参加支援事業等を展開してきました。これらの取組により、複合的な課題を抱える世帯への支援体制は着実に整備されつつあります。

しかしながら、福祉サービスに関する情報が市民に十分に届いていない現状があります。多くの市民が福祉サービスの情報を入手できていないと感じており、どこに相談すればよいかわからないという声も多く聞かれます。福祉まるごと相談窓口等、既存の相談窓口についても、その存在や機能が十分に認知されておらず、支援を必要とする人が適切な支援につながりにくい状況があります。

さらに、生活困窮者の増加や孤立や孤独、ひきこもりといった問題への関心も高まっています。

これらの複合的な課題を抱える個人や世帯を適切に支援するために、重層的支援体制整備事業で構築してきた仕組みを基盤として、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制をさらに充実・強化します。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

近年の自然災害の頻発化・激甚化により、災害時の避難や支援体制に対する市民の関心が高まっていますが、緊急時に適切に避難できるかどうか不安を感じている市民が多く存在しています。また権利擁護を必要とする高齢者や障がいのある人の増加、再犯防止と社会復帰支援の必要性等、社会的に弱い立場に置かれやすい人々への支援も重要な課題です。

これらの課題の解決を図るため、すべての市民が安心して暮らせるよう、ハード・ソフト両面から地域基盤を整備します。ハード面では、公共施設や道路のバリアフリー化、福祉避難所の整備、地域の居場所となる施設整備等を進めます。ソフト面では、災害時に支援を必要とする人の避難支援計画の策定、成年後見制度等の権利擁護体制の充実、生活支援サービスの拡充、再犯防止のための関係機関との連携強化等、誰一人取り残さない支援体制を構築します。

3. 計画の体系（案）

目指す姿	基本目標	施策	取組
みんながつながる、 支え合う、認め合う 地域共生社会の実現を目指して 健康やかに、 幸せに満ちたまち	【基本目標1】 地域福祉の意識づくりと 担い手育成	(1) 地域福祉活動への参加 促進と担い手育成・支援	① ボランティア・市民活動の推進 ② 地域福祉の担い手育成・支援
		(2) 学ぶ機会の充実	① 福祉教育・学習の推進 ② 住民相互理解の啓発・推進
	【基本目標2】 地域のつながりの再構築 と支え合いの創出	(1) 身近な地域福祉活動の 推進	① 支え合い・助け合い活動の推進 ② 生きがいづくり・健康づくりの推進
		(2) 見守り・支援体制の充実	① 居場所づくりの推進 ② 地域団体の連携強化
	【基本目標3】 福祉サービスにつながる 仕組みづくりの強化	(1) 包括的な支援体制の整備 推進	① 相談体制の強化と多機関協働による 切れ目のない支援 ② 伴走型支援と社会参加の推進
		(2) 情報発信と関係機関の 連携強化	① 情報提供・発信の充実 ② 専門職・関係機関の連携強化
	【基本目標4】 誰もが安心して暮らせる まちづくり	(1) 安心して暮らせる基盤づくり	① 福祉のまちづくりの推進 ② 権利擁護・虐待防止の推進
		(2) 再犯防止に向けた取組 の推進	① 社会復帰支援の推進 ② 民間団体・関係機関との連携推進
	計画を横断するテーマ		重点取組① 社会的に孤立している人や孤立 リスクのある人への支援
			重点取組② 地域福祉への多様な主体の参画

4. 重点取組

(1) 重点取組について

本計画では、4つの基本目標の実現に向けて、各施策を着実に推進していきますが、社会状況の変化や地域の実情を踏まえ、計画期間中に特に力を入れて取り組むべき課題を「重点取組」として位置づけます。

重点取組は、特定の基本目標や施策に限定されるものではなく、すべての基本目標を横断する共通のテーマです。各施策を実施する際には、常にこの重点取組の視点を持って取り組むことで、計画全体の実効性を高め、地域共生社会の実現を加速させます。

本計画では、「社会的に孤立している人や孤立リスクのある人への支援」と「地域福祉への多様な主体の参画」を重点取組として設定します。

(2) 重点取組 1

社会的に孤立している人や孤立リスクのある人への支援

①取組の背景

本市における単独世帯の割合は令和2年時点で35.9%に達し、高齢者単身世帯は平成2年からの30年間で約3.4倍に増加しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化とも相まって、身寄りがない、または親族との関係が希薄な人が年々増加しています。

こうした人は、入院や施設入所の際の手続き、日常生活における金銭管理、医療・介護に関する意思決定支援、死後の事務手続き等、人生のさまざまな場面で困難に直面しています。従来の制度や支援の仕組みでは、これらの課題に十分に対応できていない現状があります。

また、ひとり暮らし高齢者だけでなく、孤立する子育て世帯、ヤングケアラー、老老介護世帯、ひきこもり状態にある人等、家族の有無にかかわらず、地域や社会とのつながりが希薄で、必要な支援が届きにくい状態にある人もいます。

誰もが安心して地域で暮らし続けることができる地域共生社会を実現するためには、つながりが希薄な人・孤立状態にある人等への包括的な支援体制を構築することが急務となっています。

佐賀市では庁内の関係各課及び佐賀市社会福祉協議会やそのほかの支援機関と連携を図り、以下の取組を推進することで課題の解決を図ります。

②重点取組の内容

【佐賀市・社会福祉協議会の取組】

（ア）包括的な相談・支援体制の充実

各関係機関（福祉まるごと相談窓口や地域包括支援センター等）において、つながりが希薄な人・孤立状態にある人が抱える様々な不安や課題について、包括的に相談を受けます。また日頃から関係各課や専門機関との連携を図り、円滑な支援体制を構築します。

（イ）地域で安心して暮らし続けることができる支援

判断能力が不十分になった場合に備え、財産管理や信託保護の支援を受けられるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するほか、自分らしい最期を迎えられるよう、本人の意向を尊重した「佐賀市あんしんノート」の作成等の終活支援に取り組みます。

（ウ）総合的なパッケージ支援の検討

日常生活支援に加え、入院・入所時の手続きの代替支援や、死後事務に関する支援を総合的に提供する体制の構築を推進します。

（エ）住宅確保のための支援

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や、福祉まるごと相談窓口、コミュニティソーシャルワーカー等による相談支援と一体的に、住まいに関する相談や課題解決への伴走型支援を行います。

【市民や地域等に協力してもらいたいこと】

（ア）見守り体制の強化

民生委員・児童委員や福祉協力員をはじめとした地域での見守り活動を強化し、日頃から声掛け等を行うことで異変があった際に早期発見できる体制構築を促進します。

（イ）地域における顔が見える関係の構築

地域行事やコミュニティカフェ等、誰でも参加できる居場所づくりを推進し、地域で顔見知りの関係を構築します。また、一人ひとりが積極的に地域行事等に参加し、多世代の交流促進による地域住民間の関係構築を図ります。

③ロードマップ

R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度～
・ 先行事例等の研究 ・ 課題の調査と整理 ・ 関係機関との調整	・ 実施に向けた体制の検討 ・ 方針決定	・ 事業実施 ・ 事例の蓄積と課題抽出 ・ 改善事項等の整理



写真

（３）重点取組２ 地域福祉への多様な主体の参画

①取組の背景

地域福祉を支える自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、校区（地区）社会福祉協議会、ボランティア団体等、多くの人が献身的に活動されていますが、担い手の高齢化が進行し、後継者不足が深刻な課題となっています。

持続可能な地域福祉を実現するためには、従来の担い手への支援を継続するとともに、多様な世代・立場の市民や団体、学校、企業、社会福祉法人等が、それぞれの状況に応じた形で地域福祉に参画できる環境を整備し、継続的に担い手を育成していくことが必要です。

② 重点取組の内容

【佐賀市・社会福祉協議会の取組】

（ア）潜在的な参加意欲と活動のマッチング

市民アンケートの回答では地域活動への参加に対して、「機会があれば参加したい」との回答が 41.8%あります。このことから現在は活動していないものの、機会があれば活動に参加したいと考えている市民は一定数存在していることがわかり、参加へのきっかけづくりによる参加促進が期待できます。また近年、企業や社会福祉法人による地域貢献活動の機運も高まっており、コミュニティソーシャルワーカーが把握した地域ニーズとこうした企業等が参加・連携できる取組のマッチングを行うことで、新たな担い手の発掘に取り組みます。

（イ）福祉教育の推進

地域や学校、企業と連携して、地域福祉を学ぶ授業や体験活動を企画し、様々な人が地域に関心を持つきっかけづくりに取り組みます。また、地域福祉活動に取り組みたいと感じてもらうことや必要な知識や技術を身につけるためのボランティア講座や研修を実施し、幅広い人材の育成に取り組みます。

（ウ）関係機関の連携促進

自治会や民生委員・児童委員等、地域福祉の充実を図るうえで重要な役割を担う活動者がより円滑に活動できるよう、相互の情報交換や連携のための福祉連絡会議の開催促進に取り組みます。

（エ）活動意欲向上のための取組の検討

福祉活動をポイント化するなど、活動への意欲を高める仕組みや、活動中の事故等に対応する保険への加入支援等、担い手が安心して継続的に活動できるような仕組みを検討します。

【市民や地域等に協力してもらいたいこと】

(オ) 段階的な地域活動への参加

地域の様々な団体の活動に関心を持ち、興味がある活動等自発的に参加しやすい活動から地域に参画し、地域とのつながりを構築するよう努めます。

(カ) 地域団体同士の交流

地域には様々な内容の活動を行っている団体があります。それぞれ単独の団体では、できることは限られていますが、複数の団体が連携することで支え合いの輪が広がり、活動の幅が広がります。

③ ロードマップ

R 8 年度	R 9 年度～
・ 先行事例等の研究 ・ 参加形態の整理 ・ 関係主体のリストアップと関係構築	・ 多様な主体による協働事業の実施（モデル事業） ・ 柔軟な参加形態による活動実績の蓄積 ・ 好事例の横展開 ・ 改善事項等の整理

(4) 重点取組の推進

重点取組は、特定の基本目標や施策に限定されるものではなく、計画全体を横断するテーマです。そのため、庁内関係部局、社会福祉協議会、専門機関、地域団体、企業等が連携し、横断的に推進する体制を構築します。

「社会的に孤立している人や孤立リスクのある人への支援」と「多様な主体の参画」は、どの基本目標においても重要なテーマです。重点取組として明確に位置づけることで、すべての施策・事業を実施する際に、常にこの視点を持って取り組んでいきます。

この2つの重点取組を着実に推進することで、誰もが人生の最期まで安心して地域で暮らし続けることができ、その地域を支える担い手が継続的に育成される、持続可能な地域共生社会の実現を目指します。

第4章 施策の展開

- 基本目標1 地域福祉の意識づくりと担い手育成
- 基本目標2 地域のつながりの再構築と支え合いの創出
- 基本目標3 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化
- 基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標1 地域福祉の意識づくりと担い手育成

(1) 地域福祉活動への参加促進と担い手育成・支援

取組① ボランティア・市民活動の推進

【現状と課題】

市民の中には現在も市民活動に参加している人もいらっしゃいますが、アンケート結果にもあるとおり、参加していない人の中にも「機会があれば参加したい」と考えている人が多く、潜在的な参加意欲は高いといえます。

参加しない理由としては、時間的な余裕がないこと、活動の情報が十分に伝わっていないこと、知り合いがいなかったため参加しづらいこと等が挙げられており、時間・情報・人間関係の面に課題があります。

また、ボランティア団体では会員の高齢化や後継者不足が進んでおり、活動のマンネリ化やコロナ禍で生じた交流の減少からの回復等も課題となっています。

【取組の方針】

ボランティア活動・市民活動への参加を促進するため、活動情報を多様な媒体で発信し、市民の「機会があれば参加したい」という意欲を具体的な行動につなげます。個々のライフスタイルに応じた参加や、短時間での参加も可能にするなど多様な参加形態を用意し、時間的制約のある世代でも参加しやすい環境を整備します。企業やNPO、大学等多様な主体との連携を強化するとともに、ボランティアリーダー研修や交流会の開催により、活動者のスキルアップと団体間のネットワーク形成を支援します。

【自分や家族が取り組むこと】

- ボランティア活動や市民活動に関心を持ち、自分にできることや興味のある活動を探します。
- できる範囲でボランティア活動に参加し、自分の特技や経験を活動に活かします。
- 家族でボランティア活動について話し合い、活動を通じて新たな仲間とつながります。

【地域 みんなが取り組むこと】

- ボランティア活動・市民活動の情報を積極的に発信し、初めて参加する人を温かく迎え入れます。
- 活動の成果や楽しさを地域で共有し、若い世代や新たな住民に参加を呼びかけます。
- ボランティア団体同士で交流し、情報交換を行うとともに、活動の見直しや新たな手法の導入に取り組めます。また、後継者の育成に意識的に取り組めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

（１）ボランティアセンター事業の推進

ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動の相談・コーディネートやボランティアとニーズのマッチング、ボランティア登録の受付と情報提供等を行い、市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。

（２）情報発信と参加促進

広報誌、ホームページ、SNS を活用してボランティア活動に関する情報を提供し、単発参加や短時間参加等、多様な参加形態を推進します。また、若年層・働く世代への働きかけを強化するとともに、企業のCSR活動（企業が社会や環境に対して責任ある行動をとる活動）と地域ボランティア活動のマッチングを進めます。

（３）ボランティア活動推進団体との連携

ボランティア活動の活性化に向けて関係団体や市民活動団体との連携・調整を図ります。

【行政の主な取組】

（１）活動拠点の確保

地域住民や地域の各種団体、市民活動団体等が活動の拠点として活用できるように市立公民館や市民活動プラザ等の公共施設の利用促進に努めます。

（２）拠点施設を活用した市民活動の推進

市民活動プラザ等との連携を強化し、NPO等への活動支援や市民活動団体間のネットワーク形成を促進します。また、相談窓口の設置、多様な市民活動が展開しやすい環境を整備します。

（３）ボランティア活動への支援

ボランティア団体への支援や市民活動補償制度の運用を行い、ボランティアを安心して行える環境を整えます。また、ボランティア活動に関する情報を積極的に提供します。

（４）多様な主体との連携促進

企業・大学・NPO等との連携によるボランティア活動を推進し、企業のCSR活動とボランティア活動の連携を支援します。

（５）活動の周知と情報の提供

市報、ホームページ、SNS 等を活用してボランティア活動や地域活動に関する情報をわかりやすく発信します。また活動に役に立つ情報の提供に努めます。



写真

取組② 地域福祉の担い手育成・支援

【現状と課題】

地域福祉を支える担い手として、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、校区（地区）社会福祉協議会、ボランティア団体等、多くの人が地域福祉活動を行っています。しかしながら担い手の固定化や高齢化、地域のつながりの希薄化等により地域福祉を支える人材が不足しており、若い世代を含めた幅広い世代の担い手の育成や確保が課題となっています。

【取組の方針】

自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、校区（地区）社会福祉協議会等、それぞれの役割に応じた研修機会を充実させ、地域のつながりを大切にしながら、担い手同士の交流やネットワーク形成を支援します。また、学校における福祉教育を推進し、将来の担い手育成につなげるとともに、企業、大学、NPOとの連携を強化します。

地域全体で取組意識の向上を図りながら担い手の負担軽減と、持続可能な活動を支援する取組を推進します。

【自分や家族が取り組むこと】

- 地域の福祉をはじめとするイベントや活動等に関心を持ちます。
- 地域から協力依頼があった場合は、できる範囲で協力します。
- 地域福祉に関する研修会等に参加し、必要な知識や技能習得に努めます。
- こどもが学校で福祉について学ぶ機会を大切にし、家庭でも福祉について話合います。

【地域 みんなが取り組むこと】

- 自治会、民生委員・児童委員や福祉協力員等、地域福祉の担い手の活動を理解し、協力します。
- 地域の中から新たな担い手を発掘し、活動への参加を呼びかけ、地域福祉のすそ野を広げていきます。
- 学校の福祉教育活動に協力し、こどもたちが福祉を学ぶ機会を支援します。
- 社会福祉法人のみならず、企業等は、福祉活動にも関心を持ち、協力することで、地域福祉の担い手としても地域貢献のための活動できるように、従業員にも配慮します。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）福祉人材の発掘

地域や企業に対して、ボランティア活動をすることの楽しさやメリット等を伝え、福祉人材の発掘を行います。

（２）福祉人材の育成

福祉・医療・教育系の大学等からの福祉実習生を積極的に受け入れ、これからの福祉を担う人材の育成を支援します。

【行政の主な取組】

（１）民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に取り組めます。また、委員のスキルアップのための研修機会を提供し、活動に必要な知識や技能の習得を支援します。なり手の確保については、民生委員・児童委員の活動しやすい環境整備に加え、活動内容の周知・啓発により関心を高め、より幅広い候補者の選出がなされるよう取組を強化します。

（２）学校と地域福祉活動の連携の推進

学校と地域福祉活動の連携を推進し、幼少期から福祉への理解と関心を深めます。

（３）企業・大学等との連携促進

企業や大学等と連携し、企業のCSR活動や大学の地域貢献活動と地域福祉活動を結びつけることにより、地域福祉の担い手育成を推進します。

（４）地域福祉活動の周知

地域福祉活動を行っている団体や活動内容について、広報誌やホームページ、SNS 等で更なる情報発信を行い、幅広い年齢層への周知や参加に向けた機運の醸成に努めます。

施策（２）学ぶ機会の充実

取組① 福祉教育・学習の推進

【現状と課題】

地域福祉の意識を醸成する福祉教育・学習は、市民が地域課題を「自分事」として捉え、行動するきっかけとして重要です。しかし、多様な住民が相互に学び合う機会や、こども・子育て世代、現役世代等、地域活動の新たな担い手となる世代に向けた更なる学習機会の提供が必要です。すべての人を対象に、人生の各段階に応じた福祉学習を推進し、多様な住民の相互理解と行動力を高めるための体系的な仕組みづくりが求められています。

【取組の方針】

「地域でお互いに助け合い、支え合う」という互助、共助の意識の醸成を図るため、地域福祉に関する啓発を行うほか、福祉に関する体験活動等を行い、福祉的な問題に対して学ぶ機会の充実を図ります。

【自分や家族が取り組むこと】

- 福祉に関する講座や研修会に参加し、地域福祉への理解を深めます。

【地域 みんなが取り組むこと】

- 地域における福祉について学習できる場を企画・開催します。
- 世代間交流の機会を通じた学びの場をつくり、地域の中で福祉について語り合う場を設けます。

【社会福祉協議会の主な取組】**（１）地域や企業、学校への福祉教育プログラムの提供**

地域や企業、学校に対して福祉教育プログラムを提供し、社会福祉協議会職員による授業と多様な専門講師によるメニューを展開します。高齢者疑似体験学習や障がい理解教育等、体験を通じた学びを提供します。また、ボランティア活動に必要な知識や技術を提供する講座（例：手話、点訳、傾聴、ボランティア入門等）を実施し、福祉理解を促進します。

【行政の主な取組】**（１）福祉教育の推進**

学校等と連携し福祉教育に必要な情報提供を行い、こどもの頃から福祉への理解・関心が深まるよう支援します。

（２）地域における福祉に関する研修等の開催

福祉をテーマとした研修や出前講座を実施し、福祉について学ぶ機会を提供します。



写真

取組② 住民相互理解の啓発・推進

【現状と課題】

地域にはさまざまな立場の人が生活しています。すべての地域住民が安心して暮らすためには、年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、多様性を認め合う地域づくりが必要です。

今後は、人権教育・啓発活動や多文化共生の推進等、多様な住民が共に暮らす地域づくりに向けた取組が求められています。

【取組の方針】

人権教育・啓発を推進し、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍住民、罪をつぐない社会復帰された人等、すべての人の人権が尊重される地域づくりを進めます。多文化共生に関する啓発活動を実施し、外国籍住民との相互理解を深めます。

【自分や家族が取り組むこと】

- 高齢者や障がいのある人、外国籍住民等、多様な人への理解を深め、偏見や差別意識を持たないようにします。
- 家族で人権や多様性について話し合います。

【地域 みんなが取り組むこと】

- 地域における人権学習や多文化共生に関する学習会を開催します。
- 外国籍住民と日常的にあいさつをするなど交流を深めます。

【社会福祉協議会の主な取組】**（１）多文化共生に関する啓発**

多文化共生を目指すための福祉課題を住民自らが課題として考えていくための研修会やイベント、講演会、出前講座を実施し、相互理解を深める取組を進めます。

【行政の主な取組】**（１）人権教育・啓発活動の推進**

こども、高齢者、障がいのある人等、さまざまな人権のテーマでの研修会等を実施し、人権問題についての正しい理解と認識を深めます。また、人権・同和問題に関する啓発活動を継続し、学校においても人権教育を推進します。

（２）多文化共生の推進

外国籍住民への支援や相互理解を深めるために、多文化共生に関する講座や交流イベントを開催します。

（３）ユニバーサルデザインや合理的配慮に関する啓発

ユニバーサルデザインの考え方や障がいのある人への合理的配慮について啓発を行い、「心のバリアフリー」を推進します。



写真

基本目標 2 地域のつながりの再構築と支え合いの創出

施策（1）身近な地域福祉活動の推進

取組① 支え合い・助け合い活動の推進

【現状と課題】

コロナ禍における地域活動の縮小や住民同士の交流機会の減少により、近隣関係や地域の結びつきが希薄化する中で、地域で安心して生活をしていくためには隣近所をはじめとした、地域での助け合いや支え合い活動の必要性が高まっています。ちょっとした困りごとは隣近所で声をかけ合い、ながら、助け合いの関係を構築していくことが大切です。

【取組の方針】

地域住民が主体となった支え合い・助け合い活動を推進し、民生委員・児童委員や福祉協力員等を中心とした地域の担い手による身近な支え合いができる環境をつくります。また地域の支え合い活動の立ち上げを支援し、ゆるやかなつながりを持てる関係づくりを進めます。

【自分や家族が取り組むこと】

- 近隣の人と普段からあいさつを交わすなど関係構築に努め、できる範囲で地域活動に参加します。
- 困っている人がいたら声をかけ、自分も困ったときは周囲に相談します。
- 地域福祉活動に関心を持ちます。

【地域みんなが取り組むこと】

- 地域福祉に携わる団体の活動を推進し、地域住民に活動内容を周知します。
- 民生委員・児童委員や福祉協力員が行う見守り活動に協力します。
- 地域の中で課題を抱えて、支援が必要な人がいる場合は行政や支援機関に連絡します。

【社会福祉協議会の主な取組】**（１）校区（地区）社会福祉協議会の活動支援**

校区（地区）社会福祉協議会の活動支援を行い、活動内容の周知や、協力団体の確保を支援します。また、役員向けの研修会を開催し、活動の活性化を図ります。

（２）福祉協力員の設置推進と活動支援

福祉協力員の設置を推進し、未設置校区に対して見守り活動の必要性を伝える研修会を開催します。また、福祉協力員のスキルアップのための研修会を開催し、活動を支援します。

【行政の主な取組】**（１）地域支援の充実**

コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターが地域の支え合い活動を支援します。

（２）助け合い活動の充実

民生委員・児童委員や福祉協力員の活動しやすい環境の整備を促進し、地域における住民同士の自発的な助け合い、支え合い活動を推進します



写真

取組② 生きがいつくり・健康づくりの推進

【現状と課題】

高齢者の生きがいつくりや健康づくりの場として、いきがい館や高齢者ふれあいサロン、老人クラブ等があります。またコミュニティカフェの設置も推進しており、世代を超えて集える居場所として機能しています。

しかし、コロナ禍以降、運営の担い手及び参加者の高齢化等により高齢者ふれあいサロンは減少傾向であり、老人クラブの加入率も低下しています。またコミュニティカフェでは運営費や地域団体との関係構築に悩む声があります。高齢化が進んでいく中で、高齢者の孤立防止や生きがいつくり、健康づくりは重要な課題です。

【取組の方針】

いきがい館や高齢者ふれあいサロン、老人クラブ等、高齢者の生きがいつくりや健康づくりの場を充実させます。コミュニティカフェ等世代を超えて集える居場所づくり等、地域での支え合い活動を推進し、参加を通じた生きがいつくりを進めます。

【自分や家族が取り組むこと】

- いきがい館や高齢者ふれあいサロン、コミュニティカフェ等に参加し、健康づくりや生きがいつくりに取り組みます。
- 老人クラブや地域活動に参加し、自分の経験や特技を活かした活動を行います。

【地域みんなが取り組むこと】

- 高齢者ふれあいサロンやコミュニティカフェを運営し、参加を呼びかけ、世代間交流の場を設けます。
- 健康づくりや介護予防の活動を推進し、サロン活動による支え合いの大切さを共有します。

【社会福祉協議会の主な取組】**（１）生きがいづくり活動の支援**

高齢者や子育て世代が生きがいを持って活動できる機会を提供します。また、世代間交流や仲間づくりの場を支援します。

【行政の主な取組】**（１）周知・啓発**

健診等を通じて、情報の発信や周知啓発を行うことで自らの健康は自らでつくるという意識の定着を図り、生きがいづくりや健康づくりを推進します。

（２）取組機会の充実

高齢者ふれあいサロンやいきがい館など、ライフスタイルに応じて、身近な場所で継続して生きがいづくりや健康づくり、介護予防に取り組む機会や場を提供・支援します。



写真

施策（２）見守り・支援体制の充実

取組① 居場所づくりの推進

【現状と課題】

本市における単独世帯の割合は令和２年時点で 35.9%となっています。令和２年における高齢者単身世帯の数は、平成２年から約 3.4 倍に増加しており、特に高齢者の社会的孤立の防止が重要な課題となっていることが伺えます。

地域とのつながりの希薄化やライフスタイルの変化等により、社会的に孤立する人や世帯が増えています。そのような中で気軽に集える居場所は、孤立を防ぎ、日常的な見守りや早期発見の機能を持つ重要な場であり、世代を超えて誰もが気軽に集える居場所の充実が求められています。

【取組の方針】

コミュニティカフェ、子育てサロン、高齢者ふれあいサロン等、世代を超えて誰もが気軽に集える居場所づくりを推進し、見守りや早期発見の場としても機能するよう、地域団体や専門機関との連携を強化します。孤立を防ぐため、既存施設の活用や新たな居場所の創出を支援し、運営継続のための支援を充実させます。

【自分や家族が取り組むこと】

- 地域の居場所に参加し、世代の異なる人との交流を行います。
- 孤立しがちな人に居場所への参加を勧めます。

【地域みんなが取り組むこと】

- コミュニティカフェ等、気軽に集える居場所をつくり、運営します。
- 子育てサロンや高齢者ふれあいサロンを開催し、新しい住民や参加者を温かく迎え入れます。
- 気になる人がいれば、さりげなく見守り、必要に応じて専門機関につなげます。
- 地域団体と連携し、居場所の運営を支えます。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）地域の居場所の設立支援と運営支援

高齢者ふれあいサロンやコミュニティカフェ等の地域の居場所の設立を支援します。高齢者ふれあいサロンやコミュニティカフェ代表者の交流会・研修会を開催し、運営のノウハウや課題を共有します。

（２）地域子育て支援センターの運営

北部・南部拠点、出張広場（富士・川副）で地域子育て支援センターを運営し、子育て世代が気軽に集える居場所を提供します。広報紙や SNS を活用した情報発信を行い、妊婦時からの広報を強化します。地域のボランティアの協力を得ながら、参加者同士の交流を深め、育児相談等の支援を行います。

【行政の主な取組】

（１）居場所づくりと交流活動への支援

公民館のサークル活動やコミュニティカフェ等、地域の居場所づくりへの支援を行い、孤立しがちな高齢者や障がいのある人の参加を推進します。

（２）公民館等の活用促進

公民館等の施設を地域の交流拠点として活用し、さまざまな世代が集える場として提供します。

（３）居場所を通じた見守り体制の構築

居場所が見守りや早期発見の場としても機能するように、専門機関との連携体制を構築します。居場所で気になる人がいた場合の相談・連絡体制を整備します。

取組② 地域団体の連携強化

【現状と課題】

現在、佐賀市においては自治会や民生委員・児童委員、校区（地区）社会福祉協議会等をはじめとする様々な地域組織が活動を行っていますが、それぞれの単独での活動では解決に至らない地域課題等が増加しています。そのため、それぞれの団体間で情報を共有し、地域資源を有効に活用することが必要であり、地域の団体間の連携をさらに強化する必要があります。

【取組の方針】

自治会、民生委員・児童委員、校区（地区）社会福祉協議会、福祉協力員、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター等、地域で活動するさまざまな団体・機関の連携を強化します。地域内の情報共有を行う場の充実を図るとともに、専門機関の参加を促進します。課題を関係者間で共有し、解決に向けて協議する仕組みをつくります。

【自分や家族が取り組むこと】

- 近隣の人に異変があれば、民生委員・児童委員や福祉協力員に相談します。
- 自治会、民生委員・児童委員、校区（地区）、福祉協力員の活動を理解し、協力します。

【地域のみんなが取り組むこと】

- 民生委員・児童委員や福祉協力員として見守り活動を行い、福祉連絡会議で情報共有を行います。
- 自治会、民生委員・児童委員、校区（地区）社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域団体間で連携し情報共有を行います。
- コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等、専門機関と顔の見える関係をつくります。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）福祉協力員と地域団体の連携強化

おおむね単位自治会を範囲とし、福祉協力員、自治会、民生委員等との情報共有の場（福祉連絡会議）の開催を支援し、地域課題を組織的に把握します。コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等の専門機関の福祉連絡会議への参加を促進し、相乗効果を地域に周知します。

（２）校区における課題解決の場の開催支援

校区（地区）社会福祉協議会を中心に、福祉連絡会議等で共有された課題を校区内で協議する場の開催を支援します。町区単位の課題を校区の課題として捉え、解決に向けた協議を行います。

（３）コミュニティソーシャルワーカーによる連携支援

コミュニティソーシャルワーカーが地域団体の会議や行事に参加し、地域と専門機関をつなぐコーディネートを行います。

【行政の主な取組】

（１）地域と専門機関の連携体制の構築

地域団体と専門機関が情報共有し、連携して支援できる体制を構築します。

（２）情報発信の強化

各団体の活動内容や成果について、広報紙やウェブサイト、SNS 等を通じた住民に分かりやすい広報に取り組みます。



写真

基本目標3 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化

施策（1）包括的な支援体制の整備推進

取組① 相談体制の強化と多機関協働による切れ目のない支援

【現状と課題】

近年、生活課題の複合化・複雑化により、単独の支援機関では対応が難しい課題が増加しており、複数の支援機関が連携して解決に取り組まなければならないケースが増加しています。

本市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始し、包括的相談支援体制の整備を進めてきました。前計画期間中においても、相談件数は全体的に増加しており、相談体制の強化と関係機関が連携した、切れ目のない支援がより求められています。

【取組の方針】

包括的な相談支援体制を強化し、属性や世代を問わず誰もが相談できる環境を整備します。多機関協働事業による支援会議を通じて、複合的な課題に対する支援調整を行います。また、各分野の相談支援機関との連携を深め、相談から適切な支援へとつながる体制を充実させます。

【自分や家族が取り組むこと】

- 困ったときは一人で抱え込まず、身近な相談機関に相談します。
- 家族や身近な人が困っている様子に気づいたら、相談機関の利用を勧めます。
- 福祉サービスや相談窓口に関する情報を日頃から収集し、必要なときに活用できるようにします。

【地域みんなが取り組むこと】

- 地域で困っている人や孤立している人に気づき、声をかけて相談機関につなぎます。
- 民生委員・児童委員、福祉協力員等が、地域の身近な相談役として活動します。
- 福祉連絡会議等を通じて、地域の課題や気になる人の情報を共有します

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）福祉まると相談窓口の充実

福祉まると相談窓口において、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます。複合的な課題を抱える相談者に対して、丁寧な聴き取りと適切なアセスメントを行い、相談者の状況に応じて適切な支援機関へつなげます。また、相談窓口の認知度向上に向けた広報活動を展開します。

（２）多機関協働による支援

複雑化・複合化した課題に対して、支援会議を開催し、関係機関との情報共有・役割分担を行います。支援会議において、多分野からの視点で支援の方向性を検討し、支援プランを作成します。関係機関と協働して支援を実施するとともに、支援の進捗状況を確認し、必要に応じて支援内容を見直します。

（３）コミュニティソーシャルワーカーの配置と活動支援

各校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における相談支援体制を強化します。また、福祉まると相談窓口、各分野の専門機関との連携を密にするとともに、地域の福祉連絡会議に参加し、専門的な視点から助言・支援を行います。加えて、資質向上のための研修を実施します。

（４）各分野の相談支援機関との連携強化

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センター等との定期的な情報交換を行い、各相談支援機関の機能や役割について相互理解を深めます。事例検討会や研修会を通じて連携の質を高め、相談支援のネットワークを構築し、切れ目のない支援を行います。

【行政の主な取組】

（１）包括的相談支援体制の整備

重層的支援体制整備事業に基づき、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制を整備します。各分野の相談支援機関（福祉まると相談窓口、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活自立支援センター等）の連携を強化します。相談支援に携わる職員の資質向上のための研修を実施するとともに、支援の質の向上を図ります。

（２）多機関協働事業の推進

複雑化・複合化した課題を抱える相談者に対して、支援会議を開催し、関係機関との協働による支援調整を行います。支援会議に必要な関係機関の参加を調整し、効果的な支援体制を構築します。

（３）各分野における相談支援機関の機能強化

地域包括支援センターの体制強化と機能充実を図るとともに、基幹相談支援センターの相談支援体制を充実させます。また、こども家庭センターの相談支援機能を強化し、生活自立支援センターによる生活困窮者への相談支援を推進します。さらに各相談支援機関の連携体制を整備し、情報共有の仕組みをつくります。

（４）相談窓口の周知・広報の強化

市報、ホームページ、SNS 等の多様な媒体を活用し、各相談支援機関の情報を発信します。出前講座や地域での説明会を通じて、相談窓口の役割や利用方法を周知するとともに、わかりやすいリーフレットやチラシを作成し、公共施設や医療機関等に設置します。多言語対応を進め、外国籍住民も相談しやすい環境を整備します。

（５）庁内連携の強化

福祉部門だけでなく、保健、医療、教育、就労、住宅等の関係部局との連携を強化します。庁内における情報共有の仕組みをつくり、横断的な支援体制を構築し、課題の共有と解決策の検討を行います。



写真

取組② 伴走型支援と社会参加の推進

【現状と課題】

本市では、重層的支援体制整備事業の一環として、コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と、社会とのつながりを再構築する参加支援事業を展開してきました。コミュニティソーシャルワーカーが、地域団体の会議や行事に参加して、地域の支え合い活動の立ち上げや運営を支援しています。高齢者単独世帯の増加や地域と関わりを持たない人の増加等、孤立リスクの高い世帯が急速に増えています。支援が必要な人が社会から孤立せず、地域の中で役割を持ち、つながりを再構築できるよう、継続的な伴走支援と社会参加の機会の充実が求められています。

【取組の方針】

地域で困難を抱えている人に対して、コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチを通じた継続的支援を充実させ、支援が必要な人に寄り添った伴走型支援を行います。また参加支援事業により、孤立している人や生活困窮者等が社会とのつながりを再構築できるよう、就労支援、居場所への参加支援、社会参加の機会づくりを推進します。

【自分や家族が取り組むこと】

- 困りごとを抱えたときは、一人で抱え込まず、コミュニティソーシャルワーカーや相談機関に相談します。
- 家族や身近な人が孤立している様子に気づいたら、声をかけて相談機関につなげます。
- 地域の居場所やサロン、イベント等に積極的に参加し、つながりをつくります。
- ボランティア活動や地域活動に参加し、自分の役割や生きがいを見つけます。

【地域みんなが取り組むこと】

- 地域で孤立している人や支援が必要な人に気づいたら、声をかけて居場所や活動につなげます。
- 誰もが参加できる居場所づくりと運営に協力し、参加しやすい雰囲気づくりを行います。
- 地域活動やボランティア活動において、多様な人の参加を受け入れます。
- コミュニティソーシャルワーカーや専門機関と連携し、支援が必要な人の社会参加を支えます。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチと継続的支援

各校区に配置されたコミュニティソーシャルワーカーが、地域に出向いて支援が必要な人を把握し、アウトリーチを通じた継続的支援を行います。孤立している人、ひきこもりの状態にある人、生活困窮者等に対して、訪問や面談を通じて信頼関係を築きながら、ニーズを丁寧に把握します。本人の状況に応じた支援計画を作成し、関係機関と連携しながら伴走型の支援を実施します。

（２）参加支援事業の推進

地域から孤立している人のニーズや課題を把握し、居場所への参加、社会活動への参加、就労に向けた支援等、本人の状況に応じた参加支援を行います。コミュニティソーシャルワーカーが地域資源とのつながりを活かし、対象者が居場所や活動につながりやすい環境をつくれます。参加後も継続的に関わり、定着を支援します。

（３）地域づくり事業との連携

地域の支え合い活動の立ち上げや運営を支援します。コミュニティソーシャルワーカーが地域団体の会議や行事に参加し、地域課題に合わせた活動を伴走支援します。福祉連絡会議等を通じて、地域の中で支援が必要な人の情報を共有し、地域全体で支える仕組みをつくれます。

【行政の主な取組】

（１）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の推進

重層的支援体制整備事業に基づき、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を推進します。支援が届きにくい人、支援を拒否する人、制度の狭間にある人等、複合的な課題を抱える人に対して、訪問や面談を通じた継続的な伴走支援を行います。

（２）参加支援事業の実施

孤立している人や生活困窮者等が社会とのつながりを再構築できるよう、参加支援事業を実施します。就労準備支援、居場所への参加支援、地域活動への参加支援等、本人の状況やニーズに応じた多様な参加支援メニューを整備します。支援対象者と受入れ先とのマッチングを丁寧に行い、参加後の定着を支援します。

（３）地域づくり事業の推進

重層的支援体制整備事業における地域づくり事業として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築します。地域の支え合い活動、見守り活動、居場所づくり等、多様な地域活動を支援します。

(4) 孤立・孤独対策の推進

孤立・孤独の問題に対する総合的な対策を推進します。ひきこもり支援、孤立・孤独対策、自殺対策等、関連施策との連携を強化します。孤立リスクの高い人を早期に発見し、適切な支援につながる体制を整備します。

(5) 多様な主体との連携

NPO、企業、社会福祉法人、地域団体等、多様な主体と連携し、社会参加の機会を創出します。



写真

施策（２）情報発信と関係機関の連携強化

取組① 情報提供・発信の充実

【現状と課題】

これまで市報やホームページ、各種メディアを用いた情報発信に努めてまいりました。また近年は SNS を用いた情報の発信にも取り組んできました。しかしながら、福祉サービスについては伝える必要がある情報は増加しており、必要な人に十分に情報を届けることができていない現状があります。必要な情報を必要な人へ届けるために、引き続き、わかりやすい情報発信に努める必要があります。

【取組の方針】

市報、ホームページ、SNS 等の多様な媒体を活用し、福祉サービスや相談窓口に関する情報をわかりやすく発信します。特に、福祉まると相談窓口等、身近な相談機関の認知度向上に向けた広報活動を展開します。デジタル技術を活用した情報提供を充実させるとともに、多言語対応を進め、誰もが必要な情報を得られる環境を整備します。

【自分や家族が取り組むこと】

- 市報や回覧板、ホームページ、SNS 等で福祉に関する情報を確認します。
- 困ったときの相談窓口を把握し、必要に応じて相談します。

【地域みんなが取り組むこと】

- 地域の福祉情報を回覧板や掲示板等で共有します。
- 福祉サービスや相談窓口について、地域で情報交換を行います。
- 高齢者や障がいのある人、外国人等、情報入手が困難な人への声かけや情報提供を行います。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）社協だより・ホームページ等による情報発信

社協だよりやホームページ、パンフレット等で、福祉サービスや社協事業に関する情報提供を行います。見やすく、わかりやすい情報発信に努めます。

（２）SNS等の活用

若い世代や子育て世代に情報が届くよう、SNSを活用した情報発信を行います。

【行政の主な取組】

（１）市報・ホームページ等による情報発信

市報、ホームページ、SNS等を活用して福祉サービスや相談窓口に関する情報を発信します。市民にとってわかりやすい情報提供に努めます。

（２）多言語対応の推進

生活に必要な情報や避難情報について、やさしい日本語を含め多言語で対応します。外国籍住民への情報提供を充実させます。

（３）デジタル技術を活用した情報提供

デジタルツールを活用したプッシュ型通知など、素早く情報を届けられる環境を整備します。

（４）相談窓口の周知

福祉まるごと相談窓口等、身近な相談機関について、市報やホームページ、出前講座等を通じて積極的に周知します。

（５）情報のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人、外国籍住民等、誰もが情報を得られるよう、情報提供のバリアフリー化を推進します。

取組② 専門職・関係機関の連携強化

【現状と課題】

生活課題が複雑化・複合化しており、さまざまな分野にまたがる相談に対応するため、支援関係機関との連携に取り組んできました。

一方、福祉以外の分野（環境、住居等）との連携がまだ十分でない場合があり、より多くの支援関係機関との関係づくりが必要です。

【取組の方針】

福祉、医療、保健、教育、就労、住居、司法等、多様な分野の専門職・関係機関との連携を強化し、複合的な課題を抱える人を包括的に支援する体制を構築します。定期的な情報交換や研修会、支援会議の開催により顔の見える関係づくりを進め、分野を超えた横断的な支援を推進します。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）多機関協働による相談支援

福祉まるごと相談窓口において、複雑・複合化した課題を受け止め、必要に応じて支援会議を開催します。各支援関係機関との情報共有・役割分担を行い、課題解決に向けた支援調整を行います。

（２）関係機関との連携強化

包括的な相談支援体制構築に向けた関係機関等との連携強化を目的として、実務担当者を対象とした研修会や勉強会を開催し、顔の見える関係づくりを行います。

【行政の主な取組】

（１）分野を超えた連携の推進

福祉以外の分野（医療、環境、住居、就労、教育等）との連携を強化します。庁内関係課と情報交換を実施し、多様な課題に対応できる体制を構築します。

（２）関係機関との定期的な情報交換

関係機関と定期的に情報交換や事例検討を行い、連携体制を強化します。

（３）連携促進に関する研修の実施

多機関協働に関する研修を実施し、職員や関係機関の対応力向上を図ります。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策（1）安心して暮らせる基盤づくり

取組① 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

近年、大雨や台風等の災害が頻発する中で多くの人が災害時の避難に不安を抱えています。特に災害時の避難に支援を要する人や避難所での生活に福祉的な支援を要する人が安心して暮らすことができる体制の強化が求められています。

また高齢者や障がいのある人が安心して外出できるバリアフリー化や、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりも重要な課題です。

【取組の方針】

「災害時の手助け」に対する市民の高い防災意識を活かしながら、安心して暮らすことができる体制づくりを進めていきます。災害時に支援を必要とする人の避難支援体制を強化し、個別避難計画の策定を推進します。またバリアフリーやユニバーサルデザインを推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

【自分や家族が取り組むこと】

- 避難場所や避難経路を確認し、家族で災害時の対応を話し合います。
- 地域の防災訓練に参加し、日頃から近隣とのつながりを持ちます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めます。

【地域みんなが取り組むこと】

- 災害時の避難に支援が必要な人の把握と日頃の声掛け、災害時の支援を行います。
- 高齢者や障がいのある人、等が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深め、地域で支え合います。

【社会福祉協議会の主な取組】

（1）災害時の支え合い活動の推進

災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を通じた災害支援を行います。行政・NPOとの三者会議を定期的に行い、平常時から顔の見える関係を構築します。災害ボランティアセンター運営マニュアルを、現状にあわせて見直していきます。また、被災者の人などを巡回訪問し、専門機関などと連携して様々な相談や困りごとへの対応を行うほか、サロン活動などのコミュニティ・

交流の場づくりのお手伝いを行います。

【行政の主な取組】

（１）避難行動要支援者の推進

災害時に避難が必要な人の把握に努め、個別避難計画の作成を推進します。避難の支援に協力できる人、の確保に向けた取組を強化し、福祉専門職との連携等により、誰もが安全に避難できる支援体制を構築します。

（２）福祉避難所の確保と機能強化

福祉避難所の確保や、福祉避難施設の指定を通じ、災害時の避難体制の充実を図ります。

（３）避難訓練の実施

避難行動要支援者への配慮を含めた避難訓練を実施し、災害時に適切に避難できる体制整備を進めます。

（４）デジタル技術を活用した災害時情報提供

デジタル技術を活用し、災害時の情報提供を強化します。多言語対応を含め、誰もが情報を得られる環境を整備します。

（５）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めます。「心のバリアフリー」を推進し、理解促進に取り組みます。

取組② 権利擁護・虐待防止の推進

【現状と課題】

令和4年度に佐賀市成年後見センターを設置し、相談支援、広報・啓発、地域連携ネットワークの立ち上げを行った結果、成年後見制度に関する相談件数は年々増加しています。しかし、制度の周知が進む一方で、受任者の不足や選任までに時間を要するなどの課題が依然として存在しています。特に成年後見制度を支える担い手の確保は、早急に対応すべき喫緊の課題です。

また、地域連携ネットワークは、権利擁護支援を必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的として立ち上げられました。今後は、このネットワークの機能を十分に活用できるよう取り組みを進め、高齢者、障がいのある方、児童などが暴力や虐待などにより人権を侵害されることのないよう、早期発見と未然防止に努めるとともに、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

【取組の方針】

成年後見制度の利用を促進し、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、その方の想いを尊重した「意思決定支援」を基盤に、権利擁護事業に取り組んでいきます。また、市民後見人の養成や専門職の後見人の拡充に向けた検討等にも取り組みます。

加えて、高齢者・障がいのある人・児童への虐待防止対策を推進し、関係機関が連携して対応します。併せて、つながりが希薄な人・孤立状態にある人への支援体制の構築を進めます。

【自分や家族が取り組むこと】

- 成年後見制度等の情報を収集し、必要に応じて相談や利用を行います。
- 高齢者や障がいのある人の権利を尊重し、虐待や権利侵害に気づいたら通報します。

【地域 みんなが取り組むこと】

- 高齢者や障がいのある人、こどもの権利を尊重し、虐待や権利侵害に気づいたら通報します。
- 成年後見制度や市民後見人等の活動に対して、理解を深めます。
- つながりが希薄な人・孤立状態にある人への支援に取り組みます。
- 権利擁護を自らのことと捉え、研修会等に参加します。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）成年後見支援センターの運営

権利擁護に関する中核機関として、制度に関する相談、広報・啓発を行います。ネットワークの構築機能や他職種、異職種との連携を強化し、権利擁護支援が必要な人の早期発見や掘り起こしを行います。

（２）法人後見の受任

社会福祉法人として、後見人等となり被後見人等の意思を尊重し、その人らしく安心した生活が送れるように権利を守る支援を行います。

（３）日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の実施

支援が必要な人が安心して生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。また、相談内容の複雑化に対応するため、専門機関との連携強化を図り、解決に向けた支援をしていきます。

（４）終活支援事業の実施

親族と疎遠な人などが、自らの意思が尊重できるような仕組みづくりを行います。（入院・入所時の支援や死後事務支援等）

【行政の主な取組】

（１）高齢者・障がい者・児童虐待防止対策

関係機関・関係団体と連携し、虐待の早期発見と適切な対応、未然防止に取り組みます。

（２）権利擁護に関する普及啓発

成年後見制度や虐待防止、消費者被害防止等の権利擁護に関する普及啓発を強化し、市民の理解促進に取り組みます。

（３）親族が近くにいない人などへの支援体制の構築

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するほか、自分らしい最期を迎えられるよう、本人の意向を尊重した「佐賀市あんしんノート」の活用や、入院・入所時の手続き支援及び死後事務に関する支援を総合的に提供する体制の構築を進めます。

施策（２）再犯防止に向けた取組の推進

取組① 社会復帰支援の推進

【現状と課題】

市民アンケートでは、「誰一人取り残さない」社会の実現が再犯防止に大切であるという意見に約7割が肯定的な考えを持っている一方で、立ち直りへの協力に前向きな意見を有しているのは約3割にとどまっています。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居の確保が困難な人、高齢や障がいにより福祉的支援を必要とする人が多く、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職であることから、就労支援や住居確保が極めて重要です。地域で孤立させない支援を、関係機関が連携協力して行うとともに、市民の理解を深めるための啓発活動が求められています。

【取組の方針】

犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、就労支援、住居確保支援、保健医療・福祉サービスの利用促進等、関係機関と連携した包括的な支援を推進します。特に、高齢者や障がいのある人等福祉的支援を必要とする人に対しては、佐賀県地域生活定着支援センターや福祉関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。

【自分や家族が取り組むこと】

- 再犯防止の意義や更生保護活動について理解を深めます。
- 犯罪をした人等の立ち直りを支える地域社会の一員として、偏見を持たず温かく見守ります。

【地域みんなが取り組むこと】

- 犯罪をした人等が地域で孤立しないよう、地域住民として温かく見守り、支えます。
- 地域の中で役割や居場所を持てるよう、地域活動への参加を促します。
- 事業所として協力雇用主への登録を検討し、犯罪をした人等の雇用に取り組めます。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）福祉的支援の提供

生活困窮者自立支援制度や日常生活自立支援事業等を通じて、犯罪をした人等の地域生活を支援します。また、必要に応じて、犯罪をした人等を適切な福祉サービスにつなげます。

【行政の主な取組】

（２）就労・住居の確保

佐賀市生活自立支援センターやレッツチャレンジ雇用、農福連携により出所者等の就労支援を実施します。住居確保給付金や住宅セーフティネット制度、市営住宅等を活用し、就労と居住の両面から自立支援を推進します。

（３）保健医療・福祉サービスの利用の促進

重層的支援体制整備事業を通じた相談支援を行います。佐賀県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所、保護司、民生委員・児童委員等との連携を強化し、福祉的支援を推進します。また、薬物乱用防止の啓発と相談窓口の周知を行います。

（４）学校等と連携した修学支援及び非行の防止

スクールソーシャルワーカー等と連携した修学支援や非行の未然防止、児童相談所等と連携した保護者への相談支援に取り組みます。「子どもへのまなざし運動」による街頭見守り活動、さが法務少年支援センターとの連携、中学校での薬物乱用防止の啓発を推進します。



写真

取組② 民間団体・関係機関との連携推進

【現状と課題】

現在、佐賀保護観察所を中心に、佐賀地区保護司会佐賀県地域生活定着支援センター、自立準備ホーム、佐賀県ＢＢＳ連盟、佐賀県更生保護女性連盟等、さまざまな関係機関・団体が連携して再犯防止に取り組んでいます。

しかし、保護司の高齢化や担い手不足、協力雇用主の確保、福祉と司法の連携の強化等、課題も残されています。犯罪をした人等の社会復帰支援においては、就労支援、住居確保、福祉的なサポート等で、公的な機関や民間団体が専門性やノウハウを生かして連携することで、より効果的な支援が可能となります。

再犯防止には、行政、更生保護関係機関・団体、福祉関係機関、医療機関、教育機関、企業等が連携を図り、地域全体で犯罪をした人等を支える体制を構築することが重要です。

【取組の方針】

佐賀保護観察所、佐賀県地域生活定着支援センター、佐賀地区保護司会、更生保護施設、福祉関係機関、医療機関、教育機関等との連携を図り、犯罪をした人等を地域全体で支える体制を構築します。特に福祉と司法の連携を確保、福祉的支援を必要とする人への支援を充実させます。

【自分や家族が取り組むこと】

- 更生保護活動について理解を深めます。
- 保護司や更生保護に関わる活動に関心を持ち、可能な範囲で協力します
- 「社会を明るくする運動」等の啓発活動に関心を持ち、参加します。

【地域 みんなが取り組むこと】

- 佐賀地区保護司会、更生保護女性連盟、自立準備ホーム、佐賀県ＢＢＳ連盟等の更生保護関係団体の活動に理解と協力を示します。
- 再犯防止や更生保護に関する理解を深め、偏見や差別をなくす取組に協力します。

【社会福祉協議会の主な取組】

（１）地域における支援ネットワークの構築

コミュニティソーシャルワーカーを通じて、地域の福祉関係機関、更生保護関係機関、行政等と連携し、支援のネットワークを構築します。

【行政の主な取組】

（１）啓発・情報提供の推進

再犯防止や社会復帰支援の重要性について、市民や地域団体への啓発活動を行います。「社会を明るくする運動」等、更生保護に関する啓発活動を行います。

（２）民間協力者の活動の促進

佐賀更生保護サポートセンターに市有施設を一部無償貸与し、佐賀地区保護司会、佐賀県更生保護協会、佐賀県ＢＢＳ連盟等への継続的な活動支援を行うとともに保護司の面接場所の確保を支援します。

（３）国・県及び関係機関との連携推進

佐賀保護観察所等、国の関係機関との連携を強化し、情報交換・共有を図ります。地区民生委員・児童委員協議会での情報提供により地域での理解促進を図るとともに。矯正施設出所者の課題解決につながる市の窓口を関係機関・団体に周知します。

第 5 章 重層的支援体制整備事業実施計画

1. 計画の趣旨
2. 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制
3. 成果目標
4. 重層的支援会議

1. 計画の趣旨

本計画は、社会福祉法第106条の5に規定する、重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制等を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定するものです。

重層的支援体制整備事業は、令和3年4月施行の改正社会福祉法において、市町村の任意事業として創設された事業であり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する以下の事業を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進するものです。

2. 重層的支援体制整備事業の実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業

地域住民からの相談を、属性や世代、内容に関わらず包括的に受け止め、課題の整理を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関で対応が難しい事例については、関係支援機関と連携し支援を実施します。

イ 地域包括支援センターの運営

所管課	高齢福祉課	対象分野	高齢者
業務内容	「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的とする機関であり、介護保険者である佐賀中部広域連合から委託を受けて設置・運営している。 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の専門職を中心に、 ・要支援者の介護予防ケアマネジメントに関する業務 ・地域の高齢者の実態把握と総合相談・支援に関する業務 ・高齢者の虐待防止、権利擁護に関する業務 ・連携、協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う業務 を実施している。 また、認知症地域支援専門員やチームオレンジコーディネーターを配置し、3職種と連携することで、高齢者や認知症の人も安心して過ごせる地域づくりに努めている。		
実施方式	市内15箇所の包括支援センターに連合から委託し実施（直営1、民間14）		
設置箇所数	15箇所		

□ 障害者相談支援事業

所管課	障がい福祉課	対象分野	障がい
業務内容	(1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (ア) 基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置する。 ・相談支援専門員名3名（社会福祉士・介護福祉士）と主任相談支援専門員1名（社会福祉士）を配置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を実施する。 (イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組 ・佐賀地区にある相談支援事業所等からの相談に応じ、当該事業所のサポートを行う。 ・圏域内の相談支援専門員の育成と定着を目的として、研修会を開催し、圏域の相談支援事業所のスキルアップ、ネットワーク作りを行う。 (ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組 ・自立支援協議会（部会等を含める）の運営を行い、佐賀地区相談支援連絡会の事務局を担い、相談支援体制の強化や人材育成を図る。 ・地域の相談機関との連携の取組として、介護のケアマネジャーとの合同事例検討会や地域包括支援センターと連携し、高齢福祉との連携体制づくりを行う。 ・地域生活支援拠点等におけるコーディネーターと連携し、緊急時の対応に取り組む。 ・佐賀市、佐賀市社会福祉協議会が主催する重層的支援会議に参加する。 ・包括的相談窓口との連携によるケース相談に対応。		
所管課	委託		
設置箇所数	1箇所		

ハ 利用者支援事業

所管課	保育幼稚園課、こども健康課、こども家庭課	対象分野	こども
業務内容	こどもまたは、その保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援。 事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。		
実施方式	直営、委託		
設置箇所数	4 箇所		

ニ 生活困窮者自立支援事業

所管課	生活福祉課	対象分野	生活困窮
業務内容	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族、その他の関係者からの相談に応じ、相談者のアセスメントを実施して必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、個々人の状態にあった支援計画を作成し、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。		
実施方式	委託		
設置箇所数	1 箇所		

(2) 地域づくり事業

地域の社会資源を活用し、地域住民が世代や属性を超えて交流できる多様な居場所づくりを行います。また地域の実情に合わせた多様な地域活動へ支援を行うことで活性化を図ります。

イ 地域介護予防活動支援事業

所管課	高齢福祉課	対象分野	高齢者
業務内容	・元気なうちから、要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう介護予防に取り組んでもらうことを目的として、介護予防教室や高齢者趣味の作品展、高齢者を対象としたスポーツ大会等を開催する。 ・いきがい館で、高齢者が健康で明るい生活ができるよう、生活や健康等の各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を提供するために適切な施設運営を行う。 ・家に閉じこもりがちな高齢者に対し、地域のボランティアグループ等の協力のもと、公民館や集会所等において、認知症予防や健康づくり等を行う高齢者ふれあいサロンを開催する。		
実施方式	直営及び委託		
活動場所等	市内全域		

ロ 生活支援体制整備事業

所管課	高齢福祉課	対象分野	高齢者
業務内容	・高齢者が医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する。生活支援コーディネーターを配置、協議体を設置し情報共有・連携協働することにより、高齢者の介護予防と生活支援サービスの充実を図り高齢者を支える地域づくりを推進する。 ・地域の高齢者の個別のニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、福祉・介護に関する知識や技術を持ったサポーターを養成する。総合相談支援の実績がある地域包括支援センターを運営する法人等に委託して、市民向けのサポーター養成講座を実施する。		
実施方式	直営及び委託		
活動場所等	市内全域		

ハ 地域活動支援センター機能強化事業

所管課	障がい福祉課	対象分野	障がい
業務内容	◎基礎的事業 創作的活動または生産活動の機会の提供を行う事業。 ◎機能強化事業 Ⅰ型 基礎的事業に加え、精神保健福祉士を配置し、医療・福祉及び、地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及開発を行う事業。 常勤の精神保健福祉士1名以上を含む3名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。 開所日数は、週6日以上で、1日あたりの利用者数がおおむね20人以上。 Ⅲ型 基礎的事業に加え、生活訓練、作業訓練等を行う事業。2名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。開所日数は、週4日以上で、一日あたりの利用者数が概ね10人以上。		
実施方式	委託		
活動場所等	2箇所		

ニ 地域子育て拠点事業

所管課	保育幼稚園課	対象分野	こども
業務内容	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。 【一般型】 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施 【連携型】 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施		
実施方式	直営及び委託		
設置箇所数	一般型14箇所、連携型3箇所		

ホ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

所管課	福祉総務課	対象分野	生活困窮
業務内容	身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、コミュニティカフェの設立等、世代や属性を問わない地域コミュニティの形成、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりなどを行う。		
実施方式	委託		
活動場所等	市内全域		

(3) 多機関協働事業等

単独の支援関係機関等では対応が難しい複雑化・複合化したケースに対して、各地域に配置されたコミュニティソーシャルワーカーを中心としてオーダーメイドの支援プランを作成し、分野を横断した支援に取り組みます。

イ 参加支援事業

所管課	福祉総務課
業務内容	【本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングとメニューづくりに関する内容】 [ネットワークの構築] ○重層的支援会議で、コミュニティソーシャルワーカーが担う役割等を明確にした支援プランを作成し、支援関係機関との相互の情報共有を行う。 ○早期に支援を行う必要があり、重層的支援会議にかけない案件についても、参加支援プランを作成し、支援関係機関との連携を図るなどを行い、情報の共有に努める。 [マッチングづくり] 就労や居住等へのマッチングについては、導入・入口づくりを丁寧に行い、伴走型支援を通してじっくり時間をかけて進めていく。 [メニューづくり] 既存の地域の資源（校区社協や地域の行事等）の活用も検討しながら、支援のメニューを作成し、今後は新たなメニューの開発にも努める。
実施方式	委託
実施体制	佐賀市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーがチームで個別及び地域支援を実施

ロ アウトリーチ等を通じた継続的支援

所管課	福祉総務課
業務内容	[潜在的な支援ニーズを抱える人を早期に把握するための取組] 1. 地域の各種団体（校区（地区）社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・自治会・ボランティア団体・福祉協力員・コミュニティカフェ等）の会議・集会等に参加し、ニーズを発掘しながら、アウトリーチや伴走型支援を行う。 2. 支援の対象者でありながら制度の狭間で支援先が不透明な場合も多いため、支援に向けてのアセスメントやインテーク等も丁寧に行い、支援プランを作成することで、本人の生活課題の「可視化」を行い、支援関係機関との情報共有を図る。 3. 身近に地域福祉を展開していく校区社会福祉協議会との連携をより強化していき、地域に埋もれている生活課題の発見のため定期的な会議や地区での研修会等の開催を後押しする。 4. 高齢者の福祉部門との連携は重要であるため、地域包括支援センターとの情報共有を行う。 5. 見守り体制づくり（福祉協力員）の推進を強化していくために、研修会等への参加を積極的に行い、早期にニーズを把握できる体制づくりを行うことで、民生委員・児童委員とも共に支援体制の層を広げていく。 [本人やその世帯とのつながりを形成するための取組] 1. コミュニティソーシャルワーカーとして対象者（本人・世帯）と信頼関係を築き、地域と連携をとりながら、対象者を孤立させずに、じっくりと時間をかけながら支援を進めていく。 2. 対象者（本人・世帯）が孤立しないために、CSW・関係機関の定期的な訪問を実施し、内容に応じて、重層的支援会議で検討を行う。 3. 社協だけでなく、対象となる人（世帯）に関連する機関や人との協力体制を構築するために、情報の交換を行う。 4. モニタリング等必要に応じて、その支援プランの見直しを行う等、専門職としての実施に真摯に取り組む。
実施方式	委託
実施体制	佐賀市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーがチームで個別及び地域支援を実施

ハ 多機関協働事業

所管課	福祉総務課
業務内容	1. 福祉まるごと相談窓口（市役所1階）に相談支援包括化推進員を配置 庁内各課、地域及び各支援関係機関からの困難事例の多くが市に集約されることから、相談支援包括化推進員を市役所に配置し、早期の支援につなげる。 2. 庁内外の連携推進 福祉分野以外の他分野（まちづくり、商工業、農林・水産、環境、教育委員会等）との協働のために、地域共生社会の理念の共有や取組内容の情報共有を図る。（リーフレットの配布・メディアの活用・出前講座等の活用） 3. 他職種の相談員やコーディネーター等との連携方法の構築 他職種の専門職員や地域の相談員等と業務内容等の情報を共有し、適切な支援に向けた協働のあり方や連携方法の構築を図る。（相談支援包括化推進員が主催する各種会議で専門職とのネットワークの構築強化） 4. 重層的支援会議 重層的支援会議を実施する必要があると認められるケースごとに、相談支援包括化推進員が主催して支援関係者を招集する。（随時開催）
実施方式	委託
実施体制	佐賀市社会福祉協議会の相談支援包括化推進員

3. 成果目標

◆重層的支援体制整備事業実施計画成果目標

○相談支援体制に関する目標

成果指標	現状値	目標値	測る内容（アウトカム）
属性を問わない相談窓口である「福祉まるごと相談窓口」での新規相談件数	令和6年度 591件	令和12年度 800件	どこに相談してよいか分からないといった相談の受けとめ先として「福祉まるごと相談窓口」の認知が市民に広がっているか。
重層的支援会議、支援会議等の開催件数	令和6年度 15件	令和12年度 36件	関係機関等と連携した支援体制の構築が進んでいるか。
包括的相談を受ける体制構築のための関係機関等との事例検討や研修会の実施回数	令和6年度 5回	令和12年度 8回	

○参加支援・社会とのつながりに関する目標

成果指標	現状値	目標値	測る内容（アウトカム）
参加支援事業の新規支援件数	令和6年度 7件	令和12年度 20件	支援対象者が社会との接点を回復できているか。
地域での主な居場所であるコミュニティカフェや高齢者ふれあいサロンの設置数	令和6年度 254箇所	令和12年度 272箇所	地域で誰もが気軽に立ち寄れる居場所が増加し、生きがいづくりや孤立予防、多世代交流の促進が図られているか。
地域の行事や活動、ボランティア活動などのまちづくり活動に参加していると思う市民の割合（市民意向調査）	令和6年度 34.0%	令和12年度 42.0%	地域活動の担い手の裾野が広がり、地域活動への参加意欲が高まっているか。

○地域づくりの推進・協働体制に関する目標

成果指標	現状値	目標値	測る内容（アウトカム）
地域で住民同士の助け合いが行われていると思う割合（市民意向調査）	令和6年度 79.0%	令和12年度 83.6%	地域福祉活動の持続可能性が高まっているか。
地域共生社会の実現に関する満足度（市民意向調査）	令和6年度 令和8年度の値を基準値とする	令和12年度 	地域における「認め合い」「支え合い」の意識が向上しているか。
自分らしく幸せに暮らし、支え合う社会の実現に関する満足度（市民意向調査）	令和6年度 令和8年度の値を基準値とする	令和12年度 	

4. 重層的支援会議

(1) 重層的支援会議について

重層的支援体制整備事業では、多職種・多機関による連携・協働包括的な支援を実施するため、重層的支援会議または支援会議を開催します。

重層的支援会議は、本人の同意のあるケースに対して、支援機関間の役割分担・支援の方向性の共有を行い、支援プラン作成・協議等を行います。

支援会議は、複合的課題等を抱えている可能性がある事案、支援が必要であると思われるものの、本人の同意が得られていないケースに対して、会議の構成員に守秘義務を設け、情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討を行います。

(2) 関係機関の情報連携

複合化・複雑化する地域課題に対応し、切れ目のない継続的な支援を提供するためには、関係機関の間で確実な情報連携が不可欠です。

相談支援機関のネットワークを通じて、支援を必要とする人の状況や支援経過を共有するためのルールや仕組みを構築します。特に、支援の移行が円滑に行えるよう、個人情報保護に配慮しつつ、必要な情報共有を促進するための多機関共通のツールやプラットフォームの導入・活用を検討します。

第 6 章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理
3. 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

本計画が目指す「みんながつながる、支え合う、認め合う 健やかに、幸せに満ちたまち～地域共生社会の実現を目指して～」を実現するためには、市民、地域団体、事業者、専門機関、行政等、地域に関わるすべての主体が互いに連携し、協働することが不可欠です。

地域福祉は、行政だけでなく、市民一人ひとりの参加と協力によって支えられています。本計画では、「自助」「互助」「共助」「公助」がバランスよく機能し、相互に連携・補完し合うことで、より効果的な地域福祉の推進を図ります。

(2) 社会福祉協議会との連携

本計画は、佐賀市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定しており、公民協働による地域福祉の推進を図ります。

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、福祉まると相談窓口の運営、コミュニティソーシャルワーカーの配置、ボランティアセンターの運営、校区社会福祉協議会の支援等、多岐にわたる活動を展開しています。市と社会福祉協議会が密接に連携し、役割分担を明確にしながら、地域福祉を推進していきます。

(3) 庁内の連携体制

地域福祉の推進には、福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労、住宅、防災、まちづくり等、多様な分野との連携が必要です。

庁内の関係部局が連携し、横断的な支援体制を構築します。定期的な連絡会議を開催し、情報共有と課題の検討を行うとともに、重層的支援体制整備事業をはじめとする地域福祉施策を全庁的に推進します。

(4) 関係機関・団体との連携

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活自立支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、保護司会等、地域福祉に関わる多様な専門機関・団体と連携し、包括的な支援体制を構築します。

また、医療機関、教育機関、NPO、企業、協力雇用主等、民間の多様な主体と

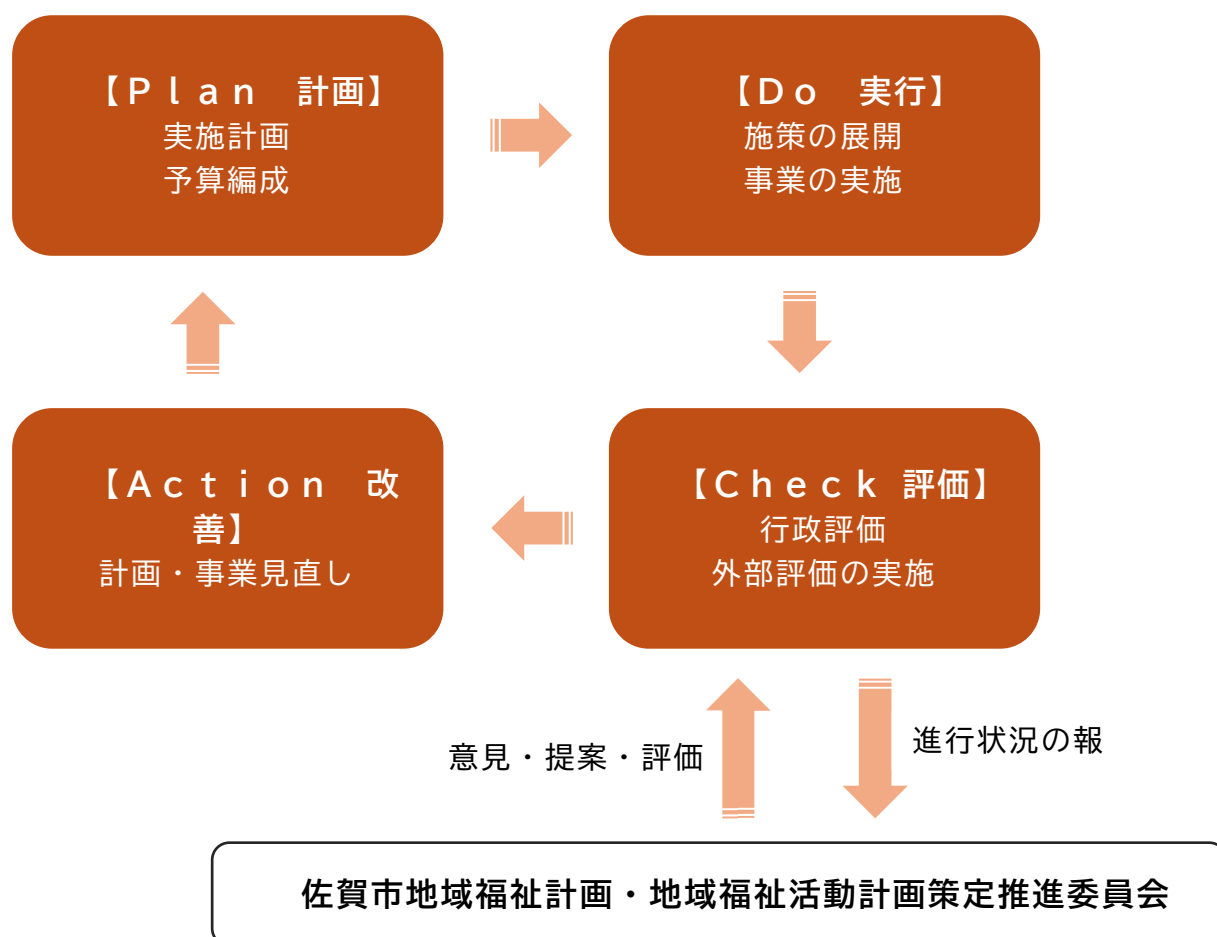
も連携し、地域全体で地域福祉を推進する体制を整備します。

2. 計画の進行管理

(1) P D C A サイクルによる進行管理

本計画を効果的に推進するため、P D C A サイクル（P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善））に基づく進行管理を行い、外部の委員で構成された「佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会」において適宜検証を行っていきます。

また、点検・評価を客観的に行うために設定した評価指標と目標値を用いて、計画の進捗状況を検証し、福祉に関する事業を定期的に把握・整理を行い、計画の推進や見直し、事業の改善につながります。



(2) 基本目標の成果指標

基本目標ごとに成果指標を設定し、現時点での数値と比較して、成果を測ります。

基本目標1 地域福祉への意識づくりと担い手育成

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域の行事や活動、ボランティア活動などのまちづくり活動に参加している市民の割合	34.0%	42.0%

基本目標2 地域のつながりの再構築と支え合いの創出

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
各地域のコミュニティカフェや高齢者ふれあいサロンの設置数	254箇所	272箇所

基本目標3 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
福祉まると相談窓口とコミュニティソーシャルワーカーの活動に伴う相談件数	4,050件	5,225件

基本目標4 誰もが安心して暮らせる体制づくり

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
安心してくらしていると感じる市民の割合	93.8%	96.3%

3. 計画推進に向けて

本計画が目指す「みんながつながる、支え合う、認め合う 健やかに、幸せに満ちたまち～地域共生社会の実現を目指して～」は、行政だけで実現できるものではありません。

市民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ち、できることから始めることが大切です。日常的な挨拶や声かけ、困っている人への手助け、地域活動への参加等、小さな一歩の積み重ねが、つながりのある地域をつくれます。

地域団体、専門機関、事業者、行政等は、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働することで、より効果的な地域福祉を推進します。

誰もが、年齢、性別、国籍、障がいの有無、等に関わらず、その人らしく地域で暮らし続けることができる社会。誰一人取り残されることなく、つながりを感じ、支え合い、認め合える社会。そうした地域共生社会の実現に向けて、市民、地域、専門機関、行政が一体となって、地域福祉を推進していきます。



資料編

1. 佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱

佐賀市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 佐賀市地域福祉計画の策定及び事業の推進に関して、広く市民の意見を求めるため、佐賀市地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- （1）佐賀市地域福祉計画の策定に関すること。
- （2）佐賀市地域福祉計画に基づく事業の推進に関すること。
- （3）その他必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、各種団体の代表者、その他地域福祉に関わる者等のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度の年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

佐賀市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市地域福祉活動計画の策定及び事業の推進に関して、広く市民の意見を求めるため、佐賀市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 佐賀市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 佐賀市地域福祉活動計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、各種団体の代表者、その他地域福祉に関わる者等のうちから佐賀市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度の年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐賀市社会福祉協議会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、佐賀市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

2. 佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会委員名簿

会長：田代 勝良 副会長：吉岡 剛彦

委員名	所属等
石井 孝嗣	佐賀市自治会協議会 副会長
副島 洋一	佐賀市民生委員児童委員協議会 会長
池田 進	佐賀市校区社会福祉協議会 幹事
永石 智彦	佐賀市城西地域包括支援センター 管理者
宮崎 一哉	社会福祉法人 長興会 長光園障害者支援センター 園長
谷口 仁史	特定非営利活動法人 スチューデント・サポート・フェイス 代表理事
小副川 博子	佐賀市健康推進員協議会 副会長
石丸 忠夫	佐賀市公民館長会
小林 紀	佐賀市ボランティア連絡協議会 会長
荒木 健	佐賀市PTA協議会 参与
村山 輝美	佐賀市小中学校長会
諸田 謙次郎	佐賀地区保護司会 事務局長
久保山 守正	佐賀保護観察所 企画調整課長
田代 勝良	佐賀県社会福祉士会 事務局長
吉岡 剛彦	佐賀大学教育学部 教授
坂井 克宏	市民公募委員
立石 康晃	市民公募委員

3. 計画策定の経過

開催日	会議名等	内容
令和7年 10月17日	第1回 計画策定推進委員会	・第4期計画の振り返りについて ・第5期計画の骨子について
10月～11月	地域活動団体等へヒアリング	・佐賀市自治会協議会 ・佐賀市民生委員児童委員協議会 ・佐賀市校区(地区)社会福祉協議会 ・地域包括支援センター ・たすきゅー金立 ・NPO 法人 poco a bocca ・ほっこり食堂 ・心の居場所 みんな de つくろう会 ・ケアマミ ・佐賀県地域定着支援センター ・佐賀ダルク ・COBYPLAN
11月13日	第2回 計画策定推進委員会	・地域活動団体へのヒアリング結果について ・第5期計画の素案について
12月23日	第3回 計画策定推進委員会	・第5期計画の素案(修正案)について
令和8年 1月13日 ～ 2月13日	パブリックコメント	
3月頃	第4回 計画策定推進委員会	

4. 地域活動団体へのヒアリング結果

調査対象者	地域で活動している組織団体・市民活動団体等
調査方法	調査票の配布・回収及び代表者等へのヒアリング
調査時期	令和7年10月～11月

地域の福祉課題

各団体へのヒアリングを行ったところ、最も多く挙げた意見は『地域活動への参加者の減少』や『担い手の不足』でした。また、無償ボランティアでは活動に限界があるという意見もあり、地域活動に対する支援や参加を促す必要性があると考えられます。

さらに、福祉的な支援が必要な人々が、支援機関にうまく繋がっていない現状があり、適切な援助を受けられないケースが増えています。特に、縦割り行政では解決が難しい複合的な問題を抱えた世帯が増加しており、これらの課題に対して包括的なアプローチが求められています。

地域福祉の推進に向けて必要なこと

◎行政・社協

庁内各課だけでなく、行政と支援相談機関（おたっしや本舗など）との連携を強化することが求められています。これにより、行政の枠を超えて地域の支援体制を構築し、問題を抱えた人々への支援の質が向上します。また、性質の異なる複数の課題を抱える世帯に対応できる柔軟な体制を整備し、各課が連携して対応することが求められます。さらに、問題を抱える人々が早期に相談できるよう、相談支援機関の周知活動を行い、地域住民が支援を求めやすい環境を整えることが大切です。

◎地域団体

地域で活動している団体間での連携を進め、情報やリソースの共有を促進することが求められます。また、多世代を巻き込むようなイベントを企画することで、地域全体で福祉に対する意識を高め、異なる世代が交流できる場を提供することが重要です。さらに、人材の発掘と確保も重要な課題であり、地域の福祉活動に携わる人材を増やし、継続的な支援体制を築くことが必要です。

◎住民

自分に関することから福祉への興味・関心を深めてもらうことが大切です。福祉に対する意識を高めることで、住民が自発的に地域活動に参加し、福祉への理解を深めることが期待されます。また、地域活動には段階的に参加し、住民一人ひとりが無理なく地域福祉活動に関わるのが重要です。

行政・市社会福祉協議会に期待すること

各団体が行政や社協に期待することとして挙げられたのは、『高齢者の移動支援』や『障がいのある子どもと家族への支援』などです。多様化する福祉ニーズに対応した施策が求められています。

また、相談支援機関同士の情報共有の場づくりの必要性も挙げられました。支援の連携を強化するために、定期的な情報共有の場を設けることで、地域の福祉課題に関する情報が一元化され、迅速で効率的な対応が期待されます。

さらに、公民館等の既存施設を活用して、地域活動団体の活動拠点や子どもの居場所を確保することも求められています。地域活動の拠点を整備し、地域住民が気軽に集まれる場所を提供すること、また子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保することは、地域のつながりを深め、地域福祉活動において重要な役割を果たします。

最後に、災害時の要配慮者支援を強化することが急務です。災害発生時には、特に高齢者や障がい者、妊婦などの要配慮者が取り残されることがないように、事前に支援体制を整備しておく必要があります。また、災害発生後の避難所生活における支援体制についても、同時に整備する必要があります。

5. 佐賀市における地域福祉活動事例

(1) 住民協働による新たな事業展開

(たすきゅー金立 (金立町有償ボランティア))

金立校区では、高齢者の日常生活の中の困り事を住民同士の支え合いの気持ちからお手伝いする事で、住み慣れた自宅で暮らすことが出来る取り組みが始まりました。

(活動を始めるきっかけ) 令和5年5月

- R4.5に久保泉校区で「町分おたがいさん」の取り組みが始まったことをきっかけに、「金立校区でも何か地域で取り組みたい」との思いで、高齢者への聴き取り調査を行うことになりました。



(日常生活での困りごとを把握するアンケートを実施) 令和5年9月

- 金立校区にお住いの65歳以上の高齢者に対して生活面での困り事の聴き取りを行いました。
- 調査結果では、買い物18件、外出11件、草取り7件、ゴミ出し5件に困っていることがわかり、金立校区でも生活支援の取り組みの必要性が見えてきました。



(実施に向けた活動内容の検討) 令和5年10月

- 実施に向けて、金立校区住民の有志の方が集まり「どのような支援を行っていくのか」「時間はどうするのか」等の意見が出る準備委員会(10回開催)を重ねました。
- 住民からは、無償だと頼みにくいとの意見があり、少額でもお金を払うことで頼みやすくする有償ボランティアで生活支援の取り組みを行うことになりました。



(実施に向けたサポーター募集) 令和6年2月

- 活動に対するサポーター募集のチラシを金立校区に配布し、50名程度の地域住民が活動すると声かけをしてくれました。
- サポーターの方にも活動内容をわかりやすく説明するために、ハンドブックを作成しました。



- (たすきゅー金立の発足) 令和 6 年 6 月 30 日
- たすきゅー金立発会式を開催し、令和 6 年 7 月から活動を開始しました。

たすきゅー金立の取り組み

令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月

- ・ 利用対象 高齢者のみの世帯・高齢者独居世帯
- ・ 利用内容 草刈り・ゴミ捨て・買い物代行等
- ・ 活動人数 大人 110 人・子ども 14 人（登録必要）
- ・ 利用時間 平日・土日いつでも可
(1 回の利用は 1 時間で対応)
- ・ 利用者負担 各活動内容に応じて
- ・ 活動実績 草刈り (19 件)、枝捨て (2 件)、
買い物 (3 件)、ゴミ捨て (15 件)



(CSW コメント)

隣町の活動を参考に住民の士気が高まり、住民同士の支え合いの活動に繋がった。

民生委員・児童委員の日頃の活動の中で見えてきた課題を自分事として捉えられたことが、たすきゅー金立の活動として、将来、校区の強みになったと感じる。CSW として、今後も地域の取り組みに寄り添い、地域と一緒に歩んでいきたい

(2) 福祉推進委員（町区役員）の強みを生かした福祉課題の共有 (組織体制の見直しから見守り体制の強化につながった)

新栄校区では、各町区に 1～2 名の福祉推進委員（校区社協理事）を配置することで福祉課題、特に見守り体制を強化し、気づきや変化の共有を行っています。

(「福祉推進委員（校区社協理事）」を設置)

- 具体的な取組みは、各町区で実施するのに校区社協の中での議論や過程の中に、町区役員が入っていませんでした。→決定に関われない。
- スポ協や青少健のように町区の中に「福祉」に携わる町区役員が必要であり、自治会長の推薦で、各町区から 1～2 人選任し、校区社協理事（町区役



(町区ごとの「福祉連絡会議」の開催) 毎月や3ヵ月毎など様々
(情報共有の場)

- まず、福祉推進委員を中心に、福祉協力員、自治会長、民生児童委員が集まり、見守り対象者と気になる人(隠れ支援対象者)の情報収集と共有を行います。
- 福祉協力員は「班長(各町区10～35班)」を選任しました。理由は、町区内での見守り活動をよりきめ細やかに行うためです。



(校区での「福祉推進委員会議」) 3ヵ月毎に開催 (課題の共有)

- 次に、福祉推進委員、各種団体の代表、市社協地域担当や地域包括支援センターなどが集まり、各町区の福祉連絡会議で出た意見や困りごとを報告します。さらに市社協CSWと地域包括支援センターからアドバイスや今後の支援の方向性を話し検討しています。
- 校区内の見守り対象者の傾向の把握、民生児童委員や老人クラブが行う見守りとの共通点や相違点の意見を出し合い、校区での最新の情報を共有します。
- 地域だけで解決が困難な世帯は、市社協地域担当や地域包括支援センターが自宅訪問。



(話し合いの中から生まれた取り組み)

- 「校区見守り・支えあい活動憲章」の制定。全戸配布、町区内掲示板に掲載
- 校区「見守り月間」の制定。見守りのぼり旗の掲揚、見守り啓発チラシの全戸配布

福祉推進委員会議の取り組み

- ・開催頻度 3ヵ月に1回
- ・参集者 福祉推進委員、校区社協役員、地域包括支援センター、市社協CSW
- ・内 容 福祉講演会・研修会の開催
各町区の福祉連絡会議から出た見守り対象者や気になる人の気づきや変化の共有
校区社協活動への協力依頼・協議
- ・今 後 町区での個別見守り名簿の作成や災害時の避難場所や避難経路の策定運動など新栄校区ならではの見守りネットワークづくりを進めて



（地域担当コメント）

地域担当にとって福祉推進委員会議は多くの学びと気づきを得られる場です。具体的な取り組みは自治会単位です。自治会の中で起きた様々な出来事や課題を校区全体で共有すること、また地域担当も入ることで早期支援の開始に繋がっています。この福祉推進委員会議が、校区の福祉課題の共有の場であり、福祉の意識醸成に繋がっていることが大きな意義となっています。

（３）校区が取り組む地域共生社会の実現を目指す応援

北川副校区では「多世代が交流できる居場所が少ない」と気づき、小地域（単位自治会）で地域住民が多世代で交流できる地域の居場所を設置していく取り組みを始めました。また、運営等がスムーズに開催できるよう応援をしています。

（地域の居場所についての気づき）令和２年１１月

- 校区社協の会議の際、地域には高齢者ふれあいサロンや長生会（老人クラブ）、子ども会等、各世代がそれぞれで活動されているが、多世代で交流をしていることが少ないという意見がありました。
- そこから、これから多世代で交流をする居場所が必要であるという考えが広がりました。

**（地域の居場所を広げるための勉強会・説明会）令和２年１２月・令和３年６月**

- 校区社協で多世代が交流する地域の居場所（コミュニティカフェ）について勉強会を実施しました。
- 結果、コミュニティカフェを各自治会に広げるために、校区自治会長会にて校区社協と市社協（CSW）が地域の居場所（コミュニティカフェ）の目的等の説明を行いました。

**（各町区からの反応）令和３年７月～**

- 各町区の自治会長より「コミュニティカフェについて班長会や福祉連絡会議で説明してほしい」等の声上がり、他の役員や地域住民（福祉協力員等）の協力を得てもらうために、校区社協や地域担当（CSW）が各自治公民館に訪問し、説明を行いました。



（コミュニティカフェ設立以降の課題）令和5年4月

- 令和4年度までに8町区でコミュニティカフェが設立されました。
- 各コミュニティカフェのスタッフより「他のコミュニティカフェがどのように活動をしているのか知りたい」と多くの意見が出ました。
- 設立以降の運営資金（市社協からは2年間で6万円上限の助成金があり）の問題が各コミュニティカフェから意見で上がっていました。



（校区社協による各コミュニティカフェの応援）令和5年10月

- 校区社協より各コミュニティカフェが意見交換できるよう、コミュニティカフェ代表者会を開催し、各コミュニティカフェの状況や実施内容を意見交換しつつ、今後のコミュニティカフェの実施内容のヒントにつながる会議を行いました。
- 運営資金の問題は、校区社協より各コミュニティカフェに対し毎年、運営費として1万円の助成金を出すことに決めました。

コミュニティカフェを応援するための取り組み

- | | |
|-----|---|
| ・日時 | 毎年10月頃 |
| ・場所 | 北川副公民館 |
| ・内容 | 各コミュニティカフェの代表者が集まり
状況報告を行います。また、校区社協より
10,000円の助成金が渡されます。 |



（CSW コメント）

市社協と校区社協、お互いが支援できる部分を協力しながら、地域福祉の推進を進めていったことはCSW自身にとって「地域とともに地域づくりを推進していくのはこんなにも楽しく、嬉しいものであるのか」と実感することができました。これからもCSWとして地域共生社会を目指すために、北川副校区と共に取り組んでいきたいです。

6. 用語解説

【あ行】

● アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援関係機関などが出向いて働きかけ、情報・支援を届けること。

● NPO

NPOとは、Nonprofit OrganizationまたはNot-for-Profit Organizationの略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体や社会貢献活動や慈善活動を行う団体である。なお、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

● エンディングノート

人生の最期や、介護が必要になったときに備え、自身の希望（医療・介護の要望、葬儀、財産など）や家族へのメッセージなどを書き留めておくノート。遺言書と異なり法的効力はないが、本人の意思を尊重した支援を行うための重要な手がかりとなる。

【か行】

● 介護予防

元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。

● 基幹相談支援センター

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援の中核的な役割を担う機関。障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用支援などを行うとともに、地域の相談支援事業所への専門的な支援を行う。

● 矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所を総称するもの。

● 校区（地区）社会福祉協議会

おおむね小学校区単位で「自分たちの地域の福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識をもとに地域住民で作られている民間の自主的な組織。校区（地区）内の身近な福祉問題を解決するために地域に組織されている各種団体の協力を得ながら福祉の地域づくりを進めている。

● 更生保護

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちの改善更生を支援し、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動。

● 更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。

● 更生保護女性連盟

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。

● 高齢者

一般的に 65 歳以上の人をいい、総人口に占める 65 歳以上の人の割合を高齢化率という。高齢化率が 7% を超えた社会を「高齢化社会」といい、14% を超えると「高齢社会」、21% を超えると「超高齢社会」という。高齢者のうち 65 歳以上 74 歳以下を「前期高齢者」、75 歳以上を「後期高齢者」という。

● 子育て支援センター

子育て親子が気軽に自由に利用できる交流の場をつくって、親子同士の交流や、育児相談、子育てに関する情報提供、子育て講座などのイベントを実施する施設。

● こども家庭センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するための総合相談窓口。母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行い、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を目指す。児童福祉法の改正に伴い、令和 6 年 4 月から全市区町村で設置が努力義務化された。

● 個別避難計画

災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所へ、どのように避難するかなどをあらかじめ定めた計画のこと。

● コミュニティカフェ

地域のつながりを深めることを目的に、子どもから大人までの誰もが気軽に集える居場所。おおむね単位自治会の範囲で開設されている。

● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域へ積極的に出向くことにより、地域生活課題や地域の福祉ニーズを把握し、地域のさまざまな組織や支援関係機関と連携し、制度の狭間にある方々の個別支援を行い、さらに地域支援につなげていく専門職。

【さ行】

● 災害ボランティアセンター

主に災害発生後、市内外からのボランティアの受入れや、地域住民からの支援依頼の受付・調査を行い、ボランティア活動の調整や支援を行うための拠点。

● 再犯防止推進計画

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進すること等により、再犯を防止するために策定する計画。就労、住居、保健医療、福祉などの分野における支援を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。地方公共団体は地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされている。

● サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。

● 参加支援（事業）

重層的支援体制整備事業の一つ。社会とのつながりが希薄な人や生活困窮者等に対して、本人のニーズや課題に応じて、地域の社会資源（居場所、就労、ボランティア活動等）への参加を支援し、ゆるやかに社会とつながりをつくる取組。

● 支援関係機関

地域生活課題の解決に資する支援を行う社会福祉法人やNPO法人などの関係機関。

● 児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。

● 市民後見人

専門職(弁護士、司法書士等)ではない一般市民が、家庭裁判所から選任されて成年後見人等として活動する人。社会貢献への意欲がある人が一定の研修を受けて、認知症高齢者や知的障がい者などの権利擁護を支援する。

● 社会資源

人々のニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活するうえで生じるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設など。

● 社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄になり、必要な支援や情報が届かず、社会から孤立している状態。家族の有無にかかわらず、地域や社会とのつながりが失われている状況を指し、すべての世代で起こりうる課題。

● 社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

● 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

● 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。1年を通じての活動であるが、特に7月を強調月間としている。

● 重層的支援体制整備事業

包括的な支援体制の整備のために、社会福祉法第106条の4に規定されている事業。同法及び介護、障がい、子ども、困窮などの分野の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するもの。

● 住宅確保給付金

離職などにより住居を失った人または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、家賃相当額を一定期間支給する制度

● 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とする制度。

● 自立準備ホーム

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。

● 身体障害者手帳

身体障がい者が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能、肝臓の機能）などに分けられる。

● 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、生活困窮者自立支援法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度。

● 生活自立支援センター

生活困窮者自立支援制度の実施のため、さまざまな理由で経済的な問題や困難を抱えている人に向けた相談窓口。佐賀市では、平成25年10月に「佐賀市生活自立支援センター」を開設した。センターでは、専門の相談員が問題の解決に向けて一緒に考え、必要があれば他の関係支援機関と連携し、相談者の生活の自立を図る。就労に向けた準備訓練や、こどもの学習支援なども行う。

● 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に地域資源の把握やネットワーク構築の機能）を果たす人。

● 生活保護

資産や能力、利用できる制度などすべてを活用してもなお生活に困窮する人(世帯)に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

● 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

● 相談支援包括化推進員

福祉まるごと相談窓口において、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える人や世帯の相談を受け付け、課題を整理し、さまざまな支援関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた支援をコーディネートする専門職。

【た行】

● 多機関協働

重層的支援体制整備事業における取組の一つ。複合化・複雑化した課題を抱える相談者に対して、単独の相談支援機関だけでは対応が困難な場合に、福祉まるごと相談窓口が中心となり、関係する複数の支援機関が協働して支援を行う仕組み。

● 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

● ダブルケア

子育てと親の介護が同時期に発生し、両方を同時に担わなければならない状態。特に働き盛り世代に負担が集中し、仕事との両立も困難になるなど、複合的な課題を抱えることになる。

● 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

● 地域住民等

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。

● 地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

● 地域生活定着支援センター

福祉による支援が必要な矯正施設（刑務所等）からの出所者等が、地域で適切な福祉サービス等を受けられるよう、入所中から退所後にかけて、福祉と司法の橋渡しを行い、社会復帰をコーディネートする機関。各都道府県に設置されている。

● 地域づくり支援(事業)

重層的支援体制整備事業の一つ。地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けた取組を行えるよう、住民同士のつながりづくりや地域活動の立ち上げ・運営を支援する取組。地域の支え合いの基盤を強化することを目指す。

● 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるシステム。

● 地域包括支援センター（おたっしや本舗）

高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療などさまざまな機関と連携し、総合的に支援するために設けられた、高齢者やその家族などのための相談窓口。佐賀中部広域連合管内の地域包括支援センターの愛称は「おたっしや本舗」。

高齢者の総合的な相談支援とともに、高齢者虐待の早期発見や防止、成年後見人制度の紹介や手続きの支援、暮らしやすい地域づくりの取り組み（行政、医療機関、地域の団体などと連携した高齢者の支援や、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるような支援）、自立した生活の支援（介護予防のための健康づくりの支援や、要支援と認定された人の介護予防プランの作成）などの活動を行っている。

【な行】

● 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理などを援助する事業。都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となり、窓口業務は市町村社会福祉協議会などが行っている。

● 認知症サポーター養成講座

地域や職域・学校などで認知症を正しく理解してもらい、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座。

【は行】

● 8050 問題(はちまるごーまるもんだい)

80 代の親が、ひきこもり等の状態にある 50 代の子どもの生活を支えることで、経済的・精神的に行き詰まってしまう状態。親の介護と子の生活困窮などが複合的に重なり、世帯全体が社会から孤立しやすいという課題がある。

● 伴走型支援

支援が必要な人に対して、支援者が継続的に寄り添いながら、本人の状況やニーズに応じた支援を行うこと。一時的な支援で終わらせず、本人の状態の変化に応じて柔軟に支援内容を見直し、自立に向けて長期的に関わる支援の形態。

● 避難行動要支援者（名簿）

主として高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、生活の基盤が自宅にある人。避難行動要支援者の情報を基に作成された名簿を避難行動要支援者名簿といい、災害対策基本法において、その作成が義務付けられている。

● BBS 連盟

非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体のこと。少年矯正施設内での行事や教育活動に協力している団体もある。

● 福祉教育

学校や地域社会において、福祉の心を育み、共に生きる力を身につけるための教育・学習活動。単に福祉の知識や技術を学ぶだけでなく、他者への思いやりや人権尊重の精神を養い、地域課題に気づき、解決に向けて行動できる人を育てることを目的とする。

● 福祉協力員

30 世帯から 50 世帯に 1 人を基準に地域に設置されており、地域の実情に応じた見守り活動を行い、地域生活課題や異変の発見などの役割を担っている。見守り活動で気づいた異変などについては、民生委員・児童委員や自治会長へ連絡し、必要に応じて支援関係機関へつないでいる。

● 福祉サービス

日常生活に支障がある人に対して、自立した日常生活を営むことができるように支援するもの。

● 福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人など、一般の避難所では生活に支障をきたす、特に配慮を必要とする人(要配慮者)を受け入れるために設置される二次的な避難所。

● 福祉まるごと相談窓口

どこに相談してよいのか分からない、課題がいくつもあって整理できない、世帯で複数の課題を抱えているなどの福祉に関する困りごとを抱える人や世帯の相談を受け付ける窓口。課題の解決に向けて支援をコーディネートする相談支援包括化推進員を配置している。

● 法人後見

社会福祉法人や NPO 法人などの法人が、成年後見人、保佐人、補助人となって、判断能力が不十分な人の権利擁護を行うこと。個人の成年後見人と比較して、組織的・安定的・継続的な支援が可能となる。

● 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に設置されており、更生保護の第一線の実施機関として、(1) 保護観察、(2) 生活環境の調整、(3) 更生緊急保護、(4) 恩赦の上申、(5) 犯罪予防活動、(6) 地域援助、(7) 医療観察などの事務を行っている。

● 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。法務大臣から委嘱を受け、保護観察官と協働して、保護観察を受けている人への指導や助言、地域での更生保護活動を行う。

● ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談や研修会の開催などを行う拠点。

【ま行】

● まちづくり協議会

住民自身による地域活動の推進及び課題解決に向けた取組を推進するため、市民、地域団体などの参画と協働により、自主的・主体的なまちづくりを実践していく組織。主に小学校区単位で、自治会やその他の地域団体、ボランティア、市民などが連携し、まちづくり協議会を運営している。

● 民生委員・児童委員

地域住民を見守り、住民の身近な相談相手や専門機関へのつなぎ役を担う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

【や行】

● ヤングケアラー

子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記された。対象年齢はこども期に加え、若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね 30 歳未満の者を支援対象とする。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、学業や友人関係などに影響が出る場合がある。

● ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人にとって利用しやすいように、製品、建物、環境などをデザインすること。「すべての人のためのデザイン」という考え方。

● 要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6 ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護 1 から要介護 5 までに区分される。

● 要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の 2 種類の認定が規定されている。

【ら行】**● 療育手帳**

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい者に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。

● レッツチャレンジ雇用

佐賀県で実施している、就労の意欲があっても様々な要因により就労に至っていない障害者や難病患者、DV 被害者、刑務所出所者等に対し、知識・技能の習得と合わせ就業の機会を提供する事業

7. 福祉に関する主な相談窓口

1. 佐賀市が設置、委託している窓口

福祉まるごと相談窓口

【相談内容】	どこに相談してよいのか分からない、家族で複数の問題を抱えている等の困りごと
【相談方法】	来所、電話、メール
【相談日時】	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市役所 1階 14番窓口
【連絡先】	電話：0952-40-7247 E-mail：suishinin@city.saga.lg.jp

佐賀市生活自立支援センター

【相談内容】	様々な理由により抱えている経済的な問題等について
【相談方法】	来所、電話
【相談日時】	月曜日～金曜日 10時00分～18時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市八幡小路2-3 八幡小路ビル2階
【連絡先】	電話：0952-60-6209

こども家庭センター

【相談内容】	妊娠期から子育て期の不安や悩みについて
【相談方法】	来所、電話、メール
【相談日時】	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市役所 1階 58～62番窓口
【連絡先】	電話：0952-40-7254 E-mail：kokasen@city.saga.lg.jp

佐賀地区障がい者基幹相談支援センター

【相談内容】	障がい者の権利擁護や虐待防止等の総合的な相談
【相談方法】	来所、電話、メール
【相談日時】	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市兵庫南二丁目16番38号 (長光園障害者総合相談センター内)
【連絡先】	電話：0952-20-1488 E-mail：sagakikan@blue.ocn.ne.jp

佐賀地区障がい者総合相談窓口

・長光園障害者支援センター

【相談内容】	障がい者やその家族等からの各種相談
【相談方法】	来所、電話、メール
【相談日時】	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 (お盆、年末年始を除く)
【相談場所】	佐賀市兵庫南二丁目16番38号 (長光園障害者総合相談センター内)
【連絡先】	電話：0952-27-9828 E-mail：sagamado@blue.ocn.ne.jp

・ぶらっと

【相談内容】	障がい者やその家族等からの各種相談
【相談方法】	来所、電話、メール
【相談日時】	月曜日～金曜日 10時00分～19時00分 ※火曜日は17時まで (第1・第3・第4土曜と第2日曜・年末年始を除く)
【相談場所】	佐賀市兵庫北三丁目8番36号 ほほえみ館 3F
【連絡先】	電話：0952-34-4866 E-mail：puratarou@nifty.com

・さくら

【相談内容】	障がい者やその家族等からの各種相談
【相談方法】	来所、電話、メール
【相談日時】	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 (祝日、お盆、年末年始を除く)
【相談場所】	佐賀市神園三丁目18番45号 神野病院内
【連絡先】	電話：0952-97-8016 E-mail：sakura@koono.or.jp

2. 佐賀市社会福祉協議会

【相談内容】	高齢、障がい、子育てなどの様々な問題、困りごとについて
【相談方法】	来所、電話
【相談日時】	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）3階
【連絡先】	電話：0952-32-6670 E-mail：soumu@scshakyou.jp

3. 地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）

【相談内容】	高齢者の介護や福祉など総合的な相談		
【相談方法】	来所、電話		
【相談日時】	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 （年末年始、祝日を除く）		
【相談場所】	各地域包括支援センター		
【相談場所】	名前	電話番号	担当区域
	おたっしゃ本舗佐賀	0952-40-7248	勸興、神野
	おたっしゃ本舗城南	0952-41-5770	赤松、北川副
	おたっしゃ本舗昭栄	0952-41-7500	日新、嘉瀬、新栄
	おたっしゃ本舗城東	0952-33-5294	循誘、巨勢、兵庫
	おたっしゃ本舗城西	0952-41-8323	西与賀、本庄
	おたっしゃ本舗城北	0952-20-6539	高木瀬、若楠
	おたっしゃ本舗金泉	0952-71-8100	金立、久保泉
	おたっしゃ本舗鍋島	0952-97-9040	鍋島、開成
	おたっしゃ本舗諸富・蓮池	0952-47-5164	諸富町、蓮池
	おたっしゃ本舗大和	0952-51-2411	大和町
	おたっしゃ本舗富士	0952-58-2810	富士町
	おたっしゃ本舗三瀬	0952-56-2417	三瀬村
	おたっしゃ本舗川副	0952-97-9034	川副町
	おたっしゃ本舗東与賀	0952-45-3228	東与賀町
	おたっしゃ本舗久保田	0952-51-3993	久保田町

4. 県の相談窓口

佐賀県在宅生活サポートセンター

【相談内容】	介護、福祉用具、住宅改修などに関する相談
【相談方法】	来所、電話、FAX、メール
【相談日時】	火曜日～日曜日 9時00分～17時00分 （年末年始、祝日を除く）
【相談場所】	佐賀市神野東 2-6-1（さがサポセンターいきいき館内）
【連絡先】	電話：0952-31-8655 FAX：0952-30-2591 E-mail：info@saga-zaitaku-seikatu.jp

佐賀県認知症コールセンター/若年性認知症支援センター

【相談内容】	認知症や認知症介護などに関する相談
【相談方法】	電話
【相談日時】	月曜日～金曜日 10時00分～16時00分 (年末年始、祝日を除く)
【連絡先】	電話：0952-37-8545

身体障害者更生相談/知的障害者更生相談

【相談内容】	身体障害者の更生、医療、補装具、身体障害者手帳、知的障害者の療育手帳等の福祉について
【相談方法】	来所、電話、FAX
【相談日時】	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市天祐 1-8-5 (佐賀県総合福祉センター内)
【連絡先】	電話：0952-26-0845 FAX：0952-23-4679 E-mail：fukushisenta@pref.saga.lg.jp

佐賀県精神保健福祉センター

【相談内容】	こころの健康やアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談について
【相談方法】	来所(予約制)、電話
【相談日時】	月曜日～金曜日 9時00分～16時45分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀県小城市小城町 178-9
【連絡先】	電話：0952-73-5060 FAX：0952-73-3388

佐賀県発達障害者就労支援センター「SKY」

【相談内容】	発達障害者の就労について
【相談方法】	来所、電話
【相談日時】	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市駅前中央1丁目 7-131
【連絡先】	電話：0952-20-2971 FAX：0952-20-2972 E-mail：shien-sky@theia.ocn.ne.jp

佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」

【相談内容】	全年齢のひきこもりに関する相談について
【相談方法】	面接、電話、訪問等
【相談日時】	月曜日～金曜日 11時00分～18時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市八幡小路 2-3 八幡小路ビル 2 階
【連絡先】	電 話：0952-20-2663 FAX：0952-20-2663 E-mail：shien-sky@theia.ocn.ne.jp

佐賀県医療的ケア児支援センター

【相談内容】	医療的ケア児とご家族・支援者への相談対応、就園調整支援
【相談方法】	電話、メール
【相談日時】	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市鍋島 1 丁目 6-1
【連絡先】	電 話：090-7884-0258 FAX：0952-20-2663 E-mail：ikeahotline@icloud.com

佐賀県ヤングケアラー専門ダイヤル

【相談内容】	大人に代わり家事などを日常的に行っている子どもやその家族に関する相談
【相談方法】	電話
【相談日時】	月・水・金曜日 11時00分～18時00分 (年末年始、祝日を除く)
【連絡先】	電 話：090-9717-0566

佐賀県中央児童相談所

【相談内容】	子育て、こどもの発達、虐待等のこどもに関する様々な相談
【相談方法】	電話、面談
【相談日時】	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市天祐 1-8-5 (総合福祉センター内)
【連絡先】	電 話：0952-26-1212

佐賀県療育支援センター

【相談内容】	知的障害児等に関する相談及び支援
【相談方法】	電話、面談、訪問
【相談日時】	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	療育支援センター等
【連絡先】	電話：0952-62-2190 FAX：0952-51-2011 E-mail：ryouiku@pref.saga.lg.jp

佐賀県地域定着支援センター

【相談内容】	矯正施設から出所した者及び福祉的な支援が必要とセンターが認める者に関して、本人またはその関係者からの相談に応じ、助言及び必要な支援を行う。
【相談方法】	来所、電話、FAX
【相談日時】	月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (年末年始、祝日を除く)
【相談場所】	佐賀市八戸溝1丁目15-3
【連絡先】	電話：0952-97-8171 FAX：0952-97-8172